

令和3年9月 決算特別委員会会議録

令和3年9月8日 開会

令和3年9月9日 閉会

三戸町議会

目 次

1 日目 令和3年9月8日（水）

日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席委員	2
欠席委員	2
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	2
職務のために出席した事務局職員	3
開会・開議	4
議案第50号から議案第57号まで一括上程（日程1）	4
議案第50号 審査（日程2）	6

2 日目 令和3年9月9日（木）

日程	55
本日の会議に付した事件	55
出席委員	55
欠席委員	55
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	56
職務のために出席した事務局職員	56
開 議	57
議案第50号 審査（日程1）	57
議案第51号 審査（日程2）	76
議案第52号 審査（日程3）	77
議案第53号 審査（日程4）	79
議案第54号 審査（日程5）	81
議案第55号 審査（日程6）	83
議案第56号 審査（日程7）	91
議案第57号 審査（日程8）	94
閉 会	99

署 名	100
-----	-----

1日目 令和3年9月8日(水)

○日程

1. 議案第50号から議案第57号まで一括上程
 2. 議案第50号 令和2年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について
(歳入は1款町税から8款地方特例交付金まで、9款地方交付税から20款町債まで一括、歳出は1款議会費から9款消防費まで款ごとに審査)
-

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

○出席委員(14人)

1番	柳 雫	圭 太	君
2番	小笠原	君 男	君
3番	和 田	誠	君
4番	越 後	貞 男	君
5番	乗 上	健 夫	君
6番	山 田	将 之	君
7番	栗谷川	柳 子	君
8番	藤 原	文 雄	君
9番	番 屋	博 光	君
10番	千 葉	有 子	君
11番	久 慈	聡	君
12番	澤 田	道 憲	君
13番	佐々木	和 志	君
14番	竹 原	義 人	君

○欠席議員(0人)

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	松尾和彦	君
委任説明員	副町長	馬場浩治	君
	参事(税務課長事務取扱)	遠山潤造	君
	参事(住民福祉課長事務取扱)	馬場均	君
	参事(総務課長事務取扱)	武士沢忠正	君
	参事(三戸中央病院事務長事務取扱)	沼澤修二	君
	健康推進課長	太田明雄	君
	会計管理者(会計課長)	井畑淳一	君
	農林課長	極檀浩	君
	建設課長	齋藤優	君
	まちづくり推進課長	中村正	君
	総務課財政指導監	下村太平	君

三戸中央病院経営改善推進監 松 澤 俊 彰 君
総務課防災危機管理室長 多 賀 昭 宏 君
まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長 北 村 哲 也 君

○農業委員会事務局

説 明 員 会 長 梅 田 晃 君
委任説明員 事 務 局 長 極 檀 浩 君

○教育委員会事務局

説 明 員 教 育 長 慶 長 隆 光 君
委任説明員 事 務 局 長 櫻 井 学 君
史跡対策室長 奥 山 昇 吾 君

○代表監査委員

馬 場 行 雄 君

他、各所属の班長級職員等

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 貝 守 世 光 君
主 幹 櫻 井 優 子 君

(午前10時00分)

○委員長（千葉 有子君）

ただいまから決算特別委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

次に、説明員の出席は本会議と同じであります。特に本委員会には課長級から班長級までの職員の出席を認めておりますので、ご了承願います。

委員長からお願いを申し上げます。質疑を行う際には、決算書のページを述べてから、関係する項目の質疑を行うようお願いいたします。なお、議題外及び範囲を超える質疑は行わないようお願いいたします。あわせて、質疑及び答弁は簡潔明瞭にし、効率的な議事運営にご協力をお願いいたします。

次に、本委員会に付託されました議案第50号から議案第57号までの決算認定議案8件を一括上程します。

上程しました決算認定について、会計管理者から決算の概要について説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（井畑 淳一君）

それでは、令和2年度三戸町歳入歳出決算について、その概要をご説明申し上げます。

初めに、一般会計でございます。決算書9ページをお願いいたします。令和2年度の一般会計は、歳入総額80億3,694万8,000円、歳出総額77億5,439万円で決算され、歳入歳出差引額は2億8,255万8,000円となっております。

実質収支に関する調書4、翌年度へ繰り越すべき財源のうち、(2)、繰越明許費繰越額1,980万6,000円を差し引きますと、実質収支額は2億6,275万2,000円となります。実質収支額から地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金へ1億3,200万円を積立てし、1億3,075万2,000円を令和3年度へ繰越ししております。

一般会計歳入歳出決算につきましては、決算書1ページから8ページまで、款及び項により記載をされてございます。また、一般会計歳入歳出決算事項別明細につきましては、10ページ以降に款項目により記載されております。詳細につきましては、この後各担当課長から説明がございました。

それでは、歳入につきまして、決算書1ページから4ページによりご説明をさせていただきます。まず、地方公共団体が自主的に収入できる財源であります自主財源は、1ページの1款町税、12款分担金及び負担金、13款使用料及び手数料、3ページの16款財産収入から20款諸収入まででございますが、その収入済額の合計は16億5,483万2,000円で、歳入全体に占める割合は20.6%となっております。これに対しまして、国、県から交付される財源であります依存財源は、1ページの2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金、14款国庫支出金、3ページの15款県支出金、21款町債でございますが、これらの合計額は63億8,211万6,000円で、歳入全体に占める割合は79.4%となっております。

歳入の割合別では、地方交付税が31億1,283万6,000円で、歳入全体の38.7%、また国庫支出金、県支出金は合わせて23億1,667万7,000円で28.8%、町税が8億9,198万8,000円で11.1%を占めております。次に、町債が6億3,060万円で7.8%、寄附金

が3億9,507万5,000円で4.9%となっております。

歳入全体を前年度と比較いたしますと、18億6,130万1,000円の増で、割合では30.1%の増となっております。増となった主なものといたしましては、14款国庫支出金、15款県支出金の合計が13億6,457万2,000円増、内訳といたしましては、国庫支出金では1項国庫負担金が4,342万円、2項国庫補助金が12億6,931万9,000円の増となっており、県支出金では1項県負担金が2,100万3,000円、2項県補助金が4,487万3,000円の増となっております。次に、21款町債が1億6,850万円の増、次に17款寄附金が1億2,975万5,000円の増、次に10款地方交付税が1億440万4,000円の増となっております。

引き続き、歳出につきまして、決算書5ページから8ページによりご説明をさせていただきます。歳出決算額は、8ページでございますとおり77億5,439万円となっており、歳出全体を前年度と比較いたしますと17億2,271万4,000円の増で、割合では28.6%の増となっております。増となった主なものといたしましては、2款総務費、1項総務管理費が12億1,847万9,000円の増、次に4款衛生費、1項保健衛生費が4億1,612万6,000円の増、次に7款商工費1項商工費が8,681万9,000円の増、次に3款民生費、2項児童福祉費が6,020万4,000円の増、次に10款教育費、5項保健体育費が2,436万8,000円の増となっております。

以上が一般会計決算の概要でございます。

次に、特別会計についてでございますが、町立学校給食共同調理場特別会計、町営簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、国民健康保険事業勘定特別会計、これら6つの特別会計の歳入総額は35億3,965万7,000円、歳出総額は34億4,353万円となっており、実質収支額は9,612万7,000円の黒字となっております。また、これら6つの特別会計は、各会計いずれも黒字決算となっております。

次に、特別会計における基金への積立てでございますが、介護保険特別会計では、実質収支額のうち2,135万9,000円を介護保険給付費準備基金に積立てし、国民健康保険事業勘定特別会計では実質収支額のうち1,021万2,000円を国保財政調整基金に積立てをしております。

最後に、国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計についてでございますが、収益的収入及び支出につきましては、収入決算額17億5,588万5,000円、支出決算額は17億8,687万1,000円で決算され、収支差引額マイナス3,098万6,000円となりました。

次に、資本的収入及び支出についてでございますが、収入は3億7,651万円でございます。内訳といたしましては一般会計繰入金が主なものとなっております。一方、支出は3億7,864万4,000円となっておりまして、内訳といたしましては建設改良費1億5,845万9,000円、企業債償還金2億2,018万4,000円となっております。

事業の詳細につきましては、決算書の232ページ以降に令和2年度事業報告書として記載されておりますことから、説明を省略させていただきます。

以上で一般会計及び特別会計の決算概要について説明を終わります。何とぞ適切かつ十分にご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（千葉 有子君）

次に、代表監査委員から審査意見の概要について説明を求めます。

馬場代表監査委員。

○代表監査委員（馬場 行雄君）

監査委員を代表いたしまして、私から令和2年度三戸町一般会計及び各特別会計決算につきまして審査の概要を申し上げます。

決算審査に当たりましては、提出された歳入歳出決算書及び事項別明細書、財産に関する調書のほか、定期監査や例月出納検査の結果なども参考にして実施いたしました。

その結果、各決算は関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、また予算の執行状況につきましても適正に行われているものと認められました。

なお、審査意見の詳細につきましては、お手元に配付してあります歳入歳出決算及び財政健全化審査意見書に記述してございますので、省略させていただきます。

以上をもちまして決算審査の概要説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。令和3年9月8日、三戸町代表監査委員、馬場行雄。

○委員長（千葉 有子君）

それでは、これから議案第50号から順次審査を行いたいと思います。

議案第50号 令和2年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

歳入、1款町税から9款地方特例交付金までの説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（遠山 潤造君）

令和2年度一般会計歳入の1款町税から9款地方特例交付金までについて補足説明申し上げます。

決算書の10ページ、11ページをお開きください。初めに、1款町税は、1項の市町村民税から4項の市町村たばこ税までの総額であり、一般会計歳入全体の11.1%を占める町の主要財源の一つとなっております。令和2年度の調定額は9億3,516万1,000円で、前年度より4,759万8,000円、率にして5.4%の増となり、収入済額についても8億9,198万8,000円で、前年度より5,116万5,000円、6.1%の増となっております。また、町税全体の収納率についても、前年度の94.7%に対し95.4%と0.7ポイント上昇しております。

これを現年課税分と滞納繰越分とに分けた場合、現年課税分の調定額合計は8億9,445万2,000円で、前年度より5,042万円、6%の増であり、収入済額の合計は8億7,980万5,000円で、前年度に比べ5,180万8,000円、6.3%の増収となっております。収納率も、前年度の98.1%から0.3ポイント上昇し、98.4%となっております。

一方、滞納繰越分の調定額合計は4,071万円で、前年度より282万1,000円、6.5%の減であり、収入済額の合計も1,218万4,000円で、前年度に比べ64万3,000円、率にして5%減少いたしましたが、収納率は前年度の29.5%から29.9%へ0.4ポイント上昇しております。

次に、町税に関する不納欠損額568万5,000円は、地方税法に規定する時効などにより債権が消滅した128人分の不納欠損処分の合計額であります。また、調定額から収入済額、不納欠損額を差し引いた3,748万7,000円が収入未済額となりますが、前年度より323万7,000円減少しております。

次に、個々の税目の現年課税分についてご説明いたします。1項1目個人市町村民税の調定額2億8,823万3,000円は、前年度より57人少ない4,500人に対して賦課したものです。金額で19万9,000円、率にして0.1%の減となっております。収入済額は2億8,240万3,000円で、3万1,000円の増額となりました。収納率は98%でございます。

た。

1項2目法人市町村民税の調定額は、前年度より92万円多い5,008万1,000円で、1.9%の増となりました。収入済額は4,969万9,000円で、93万3,000円、同じく1.9%増加いたしました。収納率は99.2%でした。

2項固定資産税の調定額は、1目と2目の現年課税分を合計しますと4億3,405万2,000円で、風力及び太陽光発電設備分の増額などにより、前年度より5,066万9,000円、率にして13.2%の増となっております。また、収入済額の合計は4億2,655万4,000円で、5,173万円、率にして13.8%の増となりました。収納率は98.3%でした。

3項軽自動車税の調定額は、1目と2目の現年課税分を合計しますと4,139万9,000円で、令和元年度10月に創設されました2目の環境性能割が令和2年度からは年間分の計上となったことなどによりまして、前年度より200万2,000円、率にして5.1%の増となっております。また、収入済額の合計は4,046万3,000円で、208万7,000円、率にして5.4%の増となっております。収納率は97.7%でした。

4項市町村たばこ税では、喫煙率の低下に伴う売渡し本数の減少が続いており、令和2年度の本数は前年度より113万9,000本少ない1,373万4,000本でした。このため、令和2年10月から増税はされたものの、調定額、収入済額については前年度より3.6%、金額で297万3,000円減の8,068万4,000円となっております。

町税の収納対策につきましては、納税者の利便性向上のため、コンビニ収納を令和元年度から実施しているほか、毎月月末の夜間相談窓口も引き続き設置し、役場閉庁後も対応できるようにしております。滞納者に対しましては、年度当初から訪問や電話催告等の納付勧奨を行うなど、年間を通じて滞納対策に取り組んでおります。また、納付に応じない滞納者については、青森県市町村税滞納整理機構や三八地域県民局県税部へ徴収権を移管し、債権差押え等の滞納処分を進めております。令和2年度の新たな移管は、県税部に9人、滞納整理機構に29人で、収納金額は県税部が24万9,000円、滞納整理機構が830万2,000円となっております。

次に、2款地方譲与税は8,995万円と、前年度より745万5,000円の増収となっております。1項1目地方揮発油譲与税は、ガソリン1キロリットルにつき税率5,200円が課税されており、そのうちの58%が都道府県、42%が市町村に譲与されるものでございます。調定額、収入済額ともに前年度より40万5,000円少ない1,891万6,000円となっております。

12ページ、13ページをお願いいたします。2項1目自動車重量譲与税は、国税である自動車重量税の40.7%が市町村に譲与されるものでございます。前年度より61万1,000円少ない5,503万4,000円が譲与されております。

これら2つの譲与税は、市町村道の延長と面積に応じて案分された額が各市町村に譲与されております。

3項1目森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減目標の達成と災害防止を図るための森林整備等の地方財源を安定的に確保することを目的に、令和元年度に創設されております。令和2年度は、税制改正において譲与額を前倒しして増額するとともに、譲与割合も見直されたことから、前年度より847万1,000円多い1,600万円が譲与されております。なお、譲与総額の15%が都道府県に、85%が市町村に譲与され、各市町村へは私有林人工林面積、林業就業者数、総人口で案分した額が譲与されております。

次に、3款1項1目利子割交付金は、前年度より1万9,000円少ない60万7,000円となっております。利子割交付金は、預貯金等の利子に課税された都道府県民税の一部が市町村に交付されるものでございます。

4款1項1目配当割交付金は、前年度より20万円少ない127万7,000円でございます。

た。配当割交付金は、株の配当金などに課税された都道府県民税の一部が市町村に交付されるものでございます。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は、前年度より67万7,000円多い149万5,000円でした。株式等譲渡所得割交付金は、株を売って得た所得に課税された都道府県民税のうち、その一部が市町村に交付されるものでございます。

なお、これら3つの交付金は、県の税率がいずれも5%で、市町村に交付される割合は県の税収全体の59.4%となっており、これを個人県民税の額に応じて案分した額が各市町村に交付されております。

6款1項1目法人事業税交付金は、平成28年度税制改正により創設され、令和元年10月1日に施行されたもので、法人市町村民税法人税割の減収分の補填措置として、県税であります法人事業税の一部が県から市町村に交付されたものでございます。令和2年度は、法人事業税の5%に相当する額を各市町村の法人税割額に応じて案分した額が交付されており、本町への交付額は495万1,000円となっております。

7款1項1目地方消費税交付金は、都道府県に国から払い込まれた地方消費税の2分の1が人口などで案分されて各市町村に交付されるものでございます。消費税率10%への増税に伴い、前年度より3,948万8,000円多い2億1,043万8,000円が交付されております。増額分の内訳につきましては、消費税増税に伴い、地方消費税の税率も変動したため、前年度に比べ、従来分が134万9,000円減少し、社会保障財源化分が4,083万7,000円増加しております。

14ページ、15ページをお願いいたします。8款1項1目環境性能割交付金は、都道府県に納められた自動車税環境性能割の44.65%が市町村道の延長と面積に応じて案分され、各市町村に交付されるものです。廃止となりました自動車取得税の自動車税分に相当するものとして、令和元年10月1日に創設されており、令和2年度からは年間分が交付されたため、前年度より302万6,000円多い544万9,000円が交付されております。

9款1項1目地方特例交付金は、住宅ローン減税に伴う減収補填分として334万7,000円が交付されたほか、環境性能割の臨時的軽減による減収分を補填するものとして、令和元年10月に創設されました自動車税減収補填特例交付金分が229万円並びに軽自動車税減収補填特例交付金分が115万7,000円交付されております。その合計は、前年度より222万4,000円多い679万4,000円となっております。

以上、1款町税から9款地方特例交付金までの収入済額の合計は、昨年度より9,085万2,000円多い12億1,295万1,000円となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

次に、歳入、10款地方交付税から21款町債までの説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

歳入、10款地方交付税から21款町債まで、主なものにつきまして補足説明申し上げます。

14ページ、15ページをお願いいたします。10款1項1目1節地方交付税であります。普通交付税、特別交付税合わせて31億1,283万6,000円で、対前年度比約3%の増となっております。

11款1項1目1節交通安全対策特別交付金104万円ではありますが、交通反則金を原資とするもので、町が行う交通安全施設整備の財源として交付されたものであります。

12款分担金及び負担金ではありますが、1項1目民生費負担金の主なものは、2節児童福祉費負担金にあります保育所入所児童保護者負担金334万9,000円で、三戸中央保育所閉所に伴い、対前年度比38.1%の減となっております。

16ページ、17ページをお願いいたします。3目教育費負担金、1節教育総務費負担金にあります教育研究所指導主事給与費負担金956万7,000円は、三戸地方教育研究所に配属している指導主事1名分の負担金であります。

13款使用料及び手数料ではありますが、1項3目3節住宅使用料の町営住宅使用料1,260万9,000円は、町営住宅入居分138戸に係る使用料であります。

4目1節社会教育使用料の歴史民俗資料館入館料34万円は、入館者1,739人分の料金であります。

18ページ、19ページをお願いいたします。2項1目2節戸籍住民台帳手数料における各種証明等交付件数の合計は1万3,671件であり、手数料収入の合計は457万6,000円となっております。

14款国庫支出金ではありますが、1項1目1節社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金1億4,508万円は、町が行う障害福祉サービスに対し、国が2分の1を負担するものであります。

3節児童福祉費負担金にあります教育・保育施設型給付費負担金1億4,997万2,000円は、認定こども園に対する給付について国が負担するものであります。次の行にあります児童手当負担金7,077万4,000円は、支給額の一部を国が負担するものであります。

2項1目1節総務管理費補助金にあります地方創生推進交付金1,360万円は、地域商社の構築・強化学業に係る補助金であります。次の特別定額給付金給付事業費補助金9億7,940万円は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として1人10万円の給付を行ったものであります。同じく事務費補助金817万9,000円は、給付に係る事務的経費に対する補助金であります。次の21ページにわたり記載をしております新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金2億6,718万2,000円は、コロナ対策として令和2年度に実施した41の事業に対し交付を受けたものであります。

2目2節児童福祉費補助金にあります子ども・子育て支援事業費補助金2,197万8,000円は、主に放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、延長保育事業などに対する国庫補助金であります。次の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金918万円は、児童手当を受給する世帯の児童1人当たり1万円を支給したものであります。また、次の事務費補助金130万6,000円は、支給事務に係る補助金であります。

4目1節道路河川費補助金の道路更新防災等対策事業費補助金2,011万6,000円は、橋梁補修設計及び補修工事前払い金など4件に対する交付金であります。次の前年度繰越明許分535万2,000円は、杉東橋橋梁補修設計委託料に対する交付金であります。

5目1節小学校費補助金の公立学校情報機器整備費補助金2,062万3,000円は、町内小中学校へ配置したコンピューター端末購入等への補助金であります。次の学校保健

特別対策事業費補助金433万9,000円は、コロナ対策として町内小中学校へのセンサー式蛇口設置に係る補助金であります。次の情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金1,199万円は、学校ネットワーク校内LANの整備に係る補助金であります。

22ページ、23ページをお願いいたします。15款県支出金、1項1目1節社会福祉費負担金であります。国民健康保険保険基盤安定負担金4,664万円は、町の国民健康保険における財政を安定させるための県負担金であり、国民健康保険事業勘定特別会計へ繰り出しをしたものであります。2行下の障害者自立支援給付費負担金7,060万5,000円は、国庫支出金に合わせて県からの負担により障害福祉サービスに充てるものであります。

2節老人福祉費負担金にありませう後期高齢者医療保険基盤安定負担金3,183万8,000円は、保険料の軽減に伴う補填分を県が負担するものであります。

3節児童福祉費負担金にありませう教育・保育施設型給付費負担金7,271万円は、認定こども園に対する経費を県が負担するものであります。次の児童手当負担金1,616万7,000円は、児童手当の支給額の一部を県が負担するものであります。

2項1目1節総務管理費補助金の元気な地域づくり支援事業費補助金740万6,000円は、三戸城跡総合活用推進事業、11ぴきのねこプロモーション事業、城山公園観光推進事業、健康づくりチャレンジ事業などに充てて行ったものであります。次の新型コロナウイルス感染症経済対策補助金2,904万3,000円は、新型コロナウイルス感染症対応飲食店等事業者緊急支援金交付事業、感染防止対策整備事業費補助金、花いっぱい応援事業、農作物次期作支援事業、家畜放牧事業費補助事業、子牛市場出荷給付金交付事業、秋の城山公園ライトアップ事業費補助事業などに充てたものであります。

24ページ、25ページをお願いいたします。2目3節児童福祉費補助金にありませう子ども・子育て支援事業費補助金1,856万5,000円は、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、延長保育事業などに対する補助金であります。2行下の新型コロナウイルス感染症対策緊急包括支援事業費補助金168万3,000円は、町内保育施設がコロナ対策へ取り組んだ事業に対する補助金であります。

3目衛生費県補助金、2節清掃費補助金の電源立地地域対策交付金1,140万円は、ごみ収集委託に対する補助金であります。

4目1節農業費補助金の主なものは、中ほどにありませう農村地域防災減災事業費補助金239万円のため池などによる浸水想定区域図面作成に対する補助金、3つ下の特産果樹産地育成ブランド確立事業費補助金262万円のサクランボ雨よけハウス、桃選果機などの整備に対する補助金、そして最後にありませう中山間地域等直接支払事業費交付金8,211万3,000円の31の集落協定に対する補助金であります。

26ページ、27ページをお願いいたします。3項県委託金、3目農林水産業費県委託金、1節農業費委託金の中山間地域総合整備事業委託金2,381万3,000円は、農道、農業用排水などの整備に係る用地補償事務などの委託金であります。

28ページ、29ページをお願いいたします。16款1項1目不動産貸付収入、1節不動産貸付収入にありませう土地貸付収入578万1,000円の主なものは、株式会社青森芝浦電子工場用地貸付料の355万5,000円であります。光ファイバー貸付収入949万2,000円は、斗川、猿辺地区の光ファイバーをNTTに貸し付けた収入であります。

17款1項1目1節総務管理費寄附金にありませうふるさと納税寄附金3億9,301万8,000円は、地元産品や11ぴきのねこなどを活用した返礼品により全国の皆様から寄附を受けたもので、前年度の2億6,422万円から約1.48倍の成果を上げることができました。

18款繰入金であります。令和2年度の予算編成に当たり、各基金から繰入れをし

たものであり、財政調整基金取崩し繰入金5,217万3,000円のほか、ふるさと三戸応援基金取崩し繰入金1億90万円を11ぴきのねこのまちづくり、城山公園整備、特産品ブランド化、小中一貫教育、三戸中央病院などの各事業へ充て、総合行政情報システム基金取崩し繰入金1,050万円を職員事務端末購入などに充てております。

30ページ、31ページをお願いいたします。19款繰越金であります。前年度繰越金は6,805万9,000円となっております。前年度繰越明許分691万1,000円は、葉たばこ生産80周年記念事業費補助金、豚コレラ侵入防止支援事業費補助金などが主なものとなっております。

20款諸収入、3項1目1節雑入であります。9行目、町村の魅力発信事業助成金200万円を三戸町観光協会補助金へ充てたほか、原子力施設立地振興対策事業助成金1,400万円を三戸中央病院医師人件費へ充て、下段から上へ8行目のコミュニティ事業助成金250万円は、斗内獅子舞保存会の備品整備補助に充てたものであります。

32ページ、33ページをお願いいたします。21款町債は、歳出における事業の財源として起債をしたものであります。2目1節保健衛生費債の葬祭場整備事業債2億5,970万円と繰越明許分4,420万円は、葬祭場新築更新に係る負担金であり、3目1節農業費債の中山間地域総合整備事業債2,550万円は、農道、農業用排水、農業集落道などの県営事業に係る町負担金であります。

また、4目1節道路河川費債の町道改進黨業債3,610万円は、川守田裏通り線、下目時1号線、葉ノ木谷地線、関根1号線の財源としたものであり、橋梁補修事業債1,060万円は、久保1号橋、貝守北向橋、大谷地橋の財源としたものであります。

6目1節過疎地域自立促進特別事業債7,100万円は、9事業を実施したものであり、その内訳は地域公共交通再編事業840万円、子ども医療費助成事業1,450万円、子育てサポート祝金支給事業640万円、商工振興事業300万円、語学指導事業500万円、小中一貫教育推進事業1,700万円、インフルエンザ予防接種事業610万円、パークゴルフ場指定管理事業460万円、町民プール指定管理事業600万円となっております。

34ページ、35ページをお願いいたします。7目臨時財政対策債1億1,930万円は、普通交付税の不足分として国から起債の措置がされるものであり、元金、利子の全額が翌年度から普通交付税として算入されるものであります。

9目減収補填債は、減税などにより国から交付される地方税等が減少する場合、補填することができる地方債であります。新型コロナウイルス感染症の影響から令和2年度に限り減収が見込まれる7税目が追加となったところであります。当町におきましては、地方消費税交付金、たばこ税、地方揮発油譲与税の1,240万円が減収見込みとして算定をしたものであります。

以上で歳入10款から21款までの補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

竹原委員。

○竹原 義人委員

17ページ、13款1項3目3節住宅使用料、令和元年度は177棟から使用料をいただいているということでしたが、令和2年度は138棟からと説明ありました。意外と使用料の予算書と違いますか、1,100万円、調定額が1,200万円、令和元年度よりも多い調定額になっていますけれども、この大幅な177棟から138棟に住宅そのものは減っているわけですが、その減った理由の説明、どのような理由で大幅な減になったのか。

それから、31ページ、20款3項1目、道の駅さんのへの納付金10万3,000円ですが、この金額を決定した根拠はどういう根拠なのか。

33ページ、20款3項1目のふるさと納税返礼品に係る損害賠償金とありますけれども、どういう内容なのか。

3点についてお聞きします。

○建設課長（齋藤 優君）

町営住宅の使用料が177戸から138戸になっているというようなところのご質問でございますけれども、現在町営住宅に関しては11団地、169棟、203戸を管理させていただいております。今回の決算に関しましては、138戸に入居されている分の収入というようなことになるでございます。

以上です。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

2点お答え申し上げます。

まず、1点目の道の駅の納付金の金額についてでございますけれども、道の駅の管理に関する年度協定書というものを毎年締結してございまして、道の駅の業務、収支差額が100万円となったときにはその額に応じて乗じた額を町のほうに納付するというふうに決められてございます。その区分につきましては、100万円以上200万円未満であれば10%、200万円以上300万円未満であれば15%、300万円以上であれば20%というふうに定められております。今回道の駅の収支差額のほうが103万9,280円となっておりますので、この100万円以上200万円未満に当たることから、10%を納付金として納めていただいたものになります。

2点目のふるさと納税返礼品に係る損害賠償金でございます。これは、ふるさと納税返礼品の配送中に商品を破損したことによります損害賠償金、業者のほうから損害賠償金として受け取ったものでございまして、内訳が6件ございました。その内訳が酒の酒瓶、それが5件、リンゴの箱が1件となっております。

以上です。

（「177戸というのが138戸になったの」と言う者あり）

○建設課長（齋藤 優君）

177戸から138戸になった理由ということでございますけれども、現在こちらのほうでつかんでいる公営住宅等長寿命化計画の中にある町営住宅の管理棟数、そのうちの177戸というものは、昭和30年から45年度までに建設されている建物という数字でこちらのほうでは押さえていただいております。現在この決算に載っている使用料の分に関しましては、138戸入居されている分の収入ということになります。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

なぜ100万円から200万円のところが10%かというところですがけれども、これは道の駅さんのへの管理に関する年度協定書のほうに、そのように収入が100万円以上となった場合には、その額に応じて、乗じた額を納付するというふうに決められているというものになります。

以上です。

○竹原 義人委員

その協定は分かるのだけれども、例えば、では例えばを言わなければならなくなっ
てしまいました、その金額は事業報告書から出したのか、町側で行って調査したの
か。道の駅からの、その10万円になったのの根拠、何かあるでしょう、数字が。どう
も2回目の質問もしてしまって。

それから、建設課に伺いますが、では元年度は使用料の戸数は何戸でしたか。この
分、本来は聞きたかったのだけれども、お願いします。

○建設課長（齋藤 優君）

令和元年の町営住宅の入居の戸数でございますが、138戸、同じでございます。177
戸から138戸という数字に関しましては、入居者が減ったとか、そういったことでは
なくて、去年と同じ入居者数だということでございます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

今回の100万円の根拠でございますが、道の駅さんのへのほうから指定管理業務報
告書のほうが提出がございまして、その中の収入額と支出額の差額が103万9,283円だ
ったことから、その1割分の納付をしていただいたものになります。

以上です。

○竹原 義人委員

了解しました。最初の聞き方が悪かったみたいで、そっちを聞いているうちに損害
賠償のところをちょっと聞き漏らしましたので、もう一回、申し訳ありません、お願
いします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

お答えいたします。

返礼品の配送中に業者のほうで商品を壊したということがございまして、それによ
ります損害賠償金として1万5,337円を受け取ったものでございます。その内訳とい
たしましては、酒の酒瓶が5件、リンゴ箱1件となっております。こちらの方につ
いては、改めてまた別の商品のほうを送ってございます。

以上です。

○藤原 文雄委員

28ページ、16款2項1目並びに2目について質問します。

不動産売払収入と物品売払収入、2つについて、これらはどういった理由で売払い
がなされたのか。

もう一点は、どういった手順を踏まれたのかということ、売払いに対してどういっ
た手順が行われたのかについて質問します。お願いします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

お答えいたします。

こちらの金額、立木売払収入158万9,792円でございますが、これは令和元年度と令
和2年度分の城山公園の支障木の伐採事業に係る発生材の売払いの精算額となりまし
て、令和元年度が78万9,000円、令和2年度分が80万円、端数がございましてけれど
も、こちらの収入となっております。これは、森林組合のほうにお願いをしてやってい

ただいたものでございます。
以上です。

○委員長（千葉 有子君）

手順についての説明もお願いいたします。

（「休憩をお願いします」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

暫時休憩いたします。

（午前11時06分）

休 憩

（午前11時10分）

○委員長（千葉 有子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

大変失礼いたしました。業者のほうにつきましては、令和元年、令和2年度とも入札のほうで決定をいたしまして、三八地方森林組合のほうにお願いをしております。

金額のほうでございますけれども、こちらのほうは委託の仕様書のほうにもございますけれども、伐採したものについてはできるだけ売却のほうをして、その手数料のほうを差し引いた額を精算するというふうになってございまして、先ほどご紹介いたしました令和元年の78万9,000円と令和2年度の80万円、こちらのほうは精算額として収入をしたものでございます。

以上でございます。

○健康推進課長（太田 明雄君）

物品売払収入についてでございます。こちらは、通所型介護予防事業、いきいき教室で利用者の送迎用で使用しておりましたリフトバス、こちらは平成13年3月に町のほうで購入したものでございましたが、走行距離が20万キロを超えまして、車体の劣化及び腐食による破損があるということで使用が困難となったということで、売却することといたしまして6者に見積りを依頼いたしまして、うち1者が辞退をいたしました。最高額を提示した業者に価格35万円で売却をしたというものでございます。

以上でございます。

○藤原 文雄委員

今の説明では、高齢者のほうは6者から見積りを取ったということ、立ち木の売払いについては森林組合にお願いをしたということで、基本的にちょっと考え方を聞きたいのですが、財産売払いについては幾らかでも売払いの金額を上げる努力をしなければならないというのは基本にあると思うのですが、その中で公用車の売払いについてはきちんとされているのですが、立ち木の売払いについての努力はされたという認識を持っているかどうかというのを少しお聞きしたいのですけれど

ども、どうでしょうか。丸投げというか、もう1者に頼んでしまったということでしょうか。

○委員長（千葉 有子君）

暫時休憩いたします。

（午前11時14分）

休 憩

（午前11時18分）

○委員長（千葉 有子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

お答えいたします。

伐採された木に関しましては、競売にかけられるものはかけておりますし、あと相場で市場単価のほうで売却のほうをしているということになります。

以上です。

○藤原 文雄委員

競売のほうも森林組合のほうでなされているという認識だということで、売払いの金額を上げる努力、要は財産売払いに対してこれからも努力をしていただければなどということで質問しました。内容のほうは分かりました。了解です。

○委員長（千葉 有子君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

総務課長から訂正の申出がありましたので、発言を許可します。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

先ほど補足説明をいたしました内容に訂正がございますので、お知らせをいたします。

31ページになります。雑入の町村の魅力発信事業助成金200万円の財源充当のところの部分で、観光協会補助金とご説明をいたしました。パークゴルフ場の芝管理に訂正をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（千葉 有子君）

10分後再開をもって休憩いたします。

(午前 11時20分)

休 憩

(午前 11時30分)

○委員長（千葉 有子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳出、1款議会費及び2款総務費について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

歳出、1款及び2款につきまして補足説明を申し上げます。

36ページ、37ページをお願いいたします。1款1項1目議会費でございますが、この目は町の議会運営や議員皆様の議会活動に要した経費で、議員報酬と議会事務局職員の人件費及び事務費が主なものであります。

次に、2款総務費であります。38ページ、39ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費は、特別職2名と総務課、会計課、監査委員事務局に属する一般職員の人件費と、総務課、会計課の事務に要した経費であります。

2節給料にあります会計年度任用職員給料1,084万円は、電話交換、公用車運転手、会計課窓口、庁舎宿直の合計6名分の給料であります。

12節委託料、個別施設計画策定業務委託料396万円は、国から令和2年度までに策定を求められている自治体施設等の計画的な維持管理・更新などの計画を策定したものであります。

40ページ、41ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金の主なものは、1行目にあります退職手当組合負担金9,245万3,000円であります。

2目財産管理費であります。役場庁舎の維持管理、公用車、防災無線、光ファイバーなどの財産管理に要した経費であります。

10節需用費の主なものは、庁舎電気料963万円と修繕費828万1,000円であります。

42ページ、43ページをお願いいたします。12節、光ファイバー設備管理委託料531万円は、町が斗川、猿辺地区に整備した光ファイバー網の管理委託をNTTへ委託したものであります。

13節使用料及び賃借料にあります光ファイバーケーブル電柱添架料463万1,000円は、光ファイバー網設置のため電柱を借り上げたものであり、NTT柱2,700本、東北電力柱870本となるものであります。

14節工事請負費、役場共聴テレビケーブル移設工事請負費198万円は、城山公園にある受信点からのケーブルの経路変更をしたものであります。農業会館トイレ改修工事請負費128万7,000円は、コロナ対策としてトイレの洋式化をしたものであります。空調中央監視装置更新工事請負費は、庁舎空調設備を操作設定する機器の老朽化から更新工事を行ったものであります。給湯器交換工事は、保健センターに設置している給湯器が故障したため交換をしたものであります。

17節備品購入費の次亜塩素酸水生成器購入費77万円は、コロナ消毒対策として1台を購入したものであります。

24節積立金にありますふるさと三戸応援基金積立金2億45万9,000円は、令和2年度のふるさと納税収入額から返礼品などの経費を除いた額を積み立てたものであります。森林環境譲与税基金積立金1,082万7,000円は、令和2年度交付決定額から林道整備等林業振興費に充てたほか、基金に積み立て、木材利用促進、間伐などの目的に使

用するものであります。

3目総合行政情報システム導入費であります。役場における事務などを処理する総合行政情報システムの保守や法改正などに伴うシステム改修委託、システム借り上げなどに要した経費であります。

12節委託料の総合行政情報システム保守委託料1,986万円は、住民基本台帳、税、国民健康保険、介護保険、財務会計などの行政事務に係るシステムの保守委託料であります。職員事務端末更新業務委託料242万円は、端末90台の環境設定に要した経費であります。テレワーク環境構築業務委託料283万8,000円は、財務会計、電子決裁などのシステムを更新、導入をしたものであります。

44ページ、45ページをお願いいたします。17節備品購入費の職員事務端末購入費817万6,000円は、サポートが終了しているウィンドウズ端末90台を購入し、更新をしたものであります。

18節負担金補助及び交付金の中間サーバー運営費負担金618万9,000円は、マイナンバーカードの情報を全国的に管理するサーバーの運営に係る経費を負担するものであります。

4目交通安全対策費では、14節工事請負費にあります交通安全施設設置工事請負費100万1,000円が主なもので、カーブミラーの新設が4基、更新が5基などを行ったものであります。令和2年の町内交通事故発生件数は8件、負傷者は8名、死亡者は1名でありました。

50ページ、51ページをお願いいたします。10目諸費であります。10節需用費の消耗品費356万6,000円は、コロナ対策として不織布マスクを購入したもので、1世帯へ10枚を配布したほか、妊産婦へは30枚を配布したものであります。

また、11節役務費の郵便料80万3,000円は、マスク配布に係る郵便料が主なものであります。

12節委託料のコミュニティバス運行委託料3,486万1,000円は、11路線のコミュニティバス運行をバス事業者へ委託したものであり、年間乗車人数は7万6,847人となっております。3行目の地域公共交通再編検討業務委託料851万4,000円は、令和3年4月から町内コミュニティバスの運行見直しとデマンドタクシーの運行を検討するため、乗降調査、利用者アンケートの実施と分析、計画の策定を行ったものであります。

17節備品購入費の体温検知システム購入費1,027万8,000円は、コロナ感染防止のため、AIで顔を検知し、マスクをした状態であっても体温が測定できる機器として41台を購入したものであります。

52ページ、53ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金の路線バス減収負担金848万4,000円は、町内を循環するバス以外の八戸線、田子線を利用した場合にあっても町内の区域においては100円で利用ができるよう、正規運賃との差額を負担するものであります。路線バス維持費補助金342万4,000円は、諏訪ノ平線、田子線など路線バスを維持するため、関係する町村と協調し、バス事業者へ補助をしたものであります。バスロケーションシステム導入費補助金20万8,000円は、広域路線バスの運行状況をスマートフォンなどで確認ができる環境をバス事業者が整備したものに對して補助をしたものであります。

11目特別定額給付金給付事業費は、令和2年度において新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として1人10万円の給付を行った経費であります。給付の状況であります。対象者9,806人に対し9,794人へ給付し、5人が辞退、7人が未申請となっております。

56ページ、57ページをお願いいたします。4項選挙費、1目選挙管理委員会費は、

選挙人登録事務と三戸町選挙管理委員会の運営に要した経費であります。

10節需用費の消耗品費129万1,000円は、選挙時におけるコロナ対策として手指消毒用ディスペンサー、非接触式体温計、アクリルパーティションなどを購入したものであります。

2目三戸町長選挙費では、令和2年11月22日執行の選挙事務費であります。選挙は無投票となりましたが、準備に係る事務に要した経費であります。

58ページ、59ページをお願いいたします。6項1目監査委員費は、町監査委員2名による月例監査、決算監査等に要した経費、事務費であります。

以上で2款、総務課関連の補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

2款のうち、まちづくり推進課関係分について補足説明申し上げます。

44、45ページをお願いいたします。まちづくり推進課では、地方創生、ふるさと納税、企画調整、まちづくり、広域行政、町内会、広報、統計、商工観光、雇用など、幅広い業務を所管いたしました。

新型コロナウイルス感染拡大により、イベントの中止や縮小を余儀なくされましたが、その中でも11びきのねこのまちづくり事業の推進を図り、移住定住対策や地域の活性化のため設立いたしました地域商社SANNOWAの運営支援など、にぎわいのある三戸の実現に向け、事業を実施いたしました。

また、ふるさと納税につきましては、返礼品の充実やインターネット上での受付窓口のさらなる拡大の結果、順調に受入額を伸ばし、昨年度は件数、寄附金額ともに、それぞれ前年度の約1.5倍の3万3,762件、金額にして3億9,301万円の寄附を受領しております。これは、弘前市、五所川原市、青森市に次いで県内4位、町村の部では第1位となっております。今後も、ふるさと納税制度の健全な発展に寄与するとともに、寄附金の受入れによる安定した歳入の確保により、持続可能な財政運営に貢献してまいりたいと考えております。

1項5目地方創生推進費からご説明いたします。1節報酬2万6,000円は、地域商社に係るプロジェクト会議委員5人分の報酬でございます。

10節需用費と11節役務費は、お試しサテライトオフィス等の維持管理に要した経費でございます。新型コロナウイルスの影響で利用の制限を行ったため、昨年度の利用者はございませんでした。

46、47ページをお開き願います。18節負担金補助及び交付金の研修受講負担金33万円は、早稲田大学マニフェスト研究所主催の人材マネジメント部会研修を受講するために要した職員3人分の経費でございます。全5回をオンラインで受講したものです。次の補助金、地域商社運営費補助金2,720万円は、地域商社の経営基盤の強化を図るための運営費に対する補助金で、内訳といたしましては人件費等事務費経費1,818万2,000円、商品開発及び商品販売に係る経費901万8,000円となっております。地方創生推進交付金申請の際に設定しております3つの重要業績評価指標、KPIの達成状況でございますが、1つ目の商品売上高は、5,000万円増の目標に対し1,001万6,000円増で達成率20.0%、2つ目の商品開発点数は、2点増の目標に対し8点増、3つ目の販売取扱店舗数は、5件増に対し21件増となっております。SANNOWAへの運営支援は、令和2年度で終了し、現在は自立運営をしております。コロナ禍にあり、思うような営業活動ができず大変な状況ではありますが、インターネット販売やふるさと納税返礼品の受注を受けて売上げを伸ばしていけるよう、町もできる限りの応援をしていきたいと考えております。

次に、6目文書広報費でございます。7節報償費は、総括行政連絡員24人分、行政連絡員87人分の謝金でございます。

10節需用費の印刷製本費753万6,000円は、毎月発行している「広報さんのへ」の印刷経費でございます。

12節委託料の広報等配付業務委託料69万3,000円は、広報、回覧物の行政連絡員への配付に要した経費でございます。昨年度は39回配付してございます。

次に、7目企画費でございます。この目は、11ぴきのねこのまちづくり、ふるさと納税、移住定住促進、地域おこし協力隊、町内会、広域行政に係る経費でございます。

1節報酬の会計年度任用職員報酬は、地域おこし協力隊2人分の報酬でございます。平成29年度から地域おこし協力隊制度を活用し、11ぴきのねこプロジェクト、移住促進プロジェクトに従事していただき、1人は2年8か月の昨年11月末に、もう一人は3年間の任期満了で昨年3月末に退任されております。

7節報償費のふるさと納税返礼品費1億1,588万1,000円は、ふるさと納税寄附者へのお礼品の贈呈に係る経費で、寄附額に対する返礼品の割合は27.3%でございます。お礼品の購入額の上位は、リンゴが66.8%の2億6,254万円、ニンニクが8.9%の3,516万円、11ぴきのねこ関係が7.4%の2,892万円で、以下サクランボ、加工品等となっております。お礼品の贈呈により全国に三戸町の名を売り込むことができしております。

10節需用費の消耗品費343万3,000円は、ふるさと納税事業に係る消耗品の購入に要した249万円が主な内容となっております。

48、49ページをお開き願います。11節役務費の郵便料3,152万円は、ふるさと納税お礼品及び寄附金受領証明書等の発送に要した経費でございます。昨年度より大幅増の理由は、これまで農家の方が書いていた送り状の手間を減らすために、まちづくり推進課で印刷した送り状で発送できるようにゆうパックを新たに採用したことにより、これまで返礼品の中に含まれていた送料分を分けて、この郵便料から支出したことによるものです。2行下の広告料768万1,000円は、ふるさと納税の前年度寄附者へのダイレクトメール約1万6,700件分と、これまで7款の商工費で支出していたラッピングバス、ラッピングトレインの広告料を企画費にまとめ支出したものでございます。

次のふるさと納税ポータルサイト等手数料3,019万7,000円は、ふるさと納税受入れのため、インターネット上の楽天ふるさと納税、「さとふる」ふるさと納税、KDDI「auPAYふるさと納税」、ふるなびの利用に要した経費が主なる内容でございます。

12節委託料の中段にあります11ぴきのねこのまちアプリ制作委託料492万9,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したもので、町の観光名所や特産品等の紹介や11ぴきのねこを活用したスタンプラリーの機能を搭載し、町を周遊し魅力を知ってもらうための観光アプリの制作に係る経費でございます。7月下旬に公開したアプリは、8月末までに679件ダウンロードをしていただいております。その下のコワーキングスペース設置委託料は、同じく新型コロナウイルス対応の交付金を活用したもので、新しい働き方を推進し、利用者相互の交流や移住定住の促進を目指し設置したもので、令和2年度の支出額200万円は前払い金として、残りは繰越明許費として翌年度に繰越ししております。今年度4月末にオープンし、8月末現在の利用者数は390人となっております。

13節委託料及び賃借料のふるさと納税ポータルサイト等使用料624万3,000円は、ふるさと納税受入れのためのインターネット上の受入れサイトの利用に要した経費が主なものでございます。

14節工事請負費は、岩手県北自動車様からご寄附いただいた11ぴきのねこラッピングバス、ピンク色の1号車と黄色の2号車を町立図書館隣と関根ふれあい公園に設置するために要した経費で、令和2年7月にオープニングセレモニーを実施しております。

17節備品購入費の11ぴきのねこ着ぐるみ購入費75万3,000円は、ピンクの水玉へんなねこの購入に要した経費でございます。

18節負担金補助及び交付金の八戸圏域連携中枢都市圏連携事業負担金842万9,000円は、連携中枢都市圏における連携事業であります圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連サービスの向上のために実施した23施策78事業に係る負担金でございます。負担金の主な内訳は、八戸市立市民病院から三戸中央病院への医師派遣事業負担金659万円、障害者区分判定審査会74万3,000円、ドクターカー運行事業45万円などとなっております。町民の医療及び福祉の向上に大きく寄与してございます。下から3つ目の町内会活性化助成金83万1,000円は、町内会のコミュニティ活動の促進及び地域住民の連帯意識に基づく自治意識を盛り上げることを目的に行った事業に対し交付したもので、24町内会中19町内会が実施しております。次のコミュニティ事業助成金250万円は、斗内町内会が斗内獅子舞に使用する備品等の整備に要した経費に対する助成でございます。次の移住定住促進事業費補助金1,584万1,000円は、移住定住を促進するため、住宅の新築、リフォーム、民間賃貸住宅の家賃に対し補助金を交付したものでございます。補助金の交付件数は、新築8件、中古住宅購入2件、リフォーム16件、家賃補助22件の合計48件でございました。このうち移住に関する補助は、新築2件、リフォーム2件、家賃補助3件の合計7件でございます。なお、本事業による令和2年度中の移住者は7世帯15人でございます。

50ページ、51ページをお開き願います。町内会活動環境整備事業費補助金412万8,000円は、国の地方創生臨時交付金を活用し交付したもので、自治活動の維持継続を図るため、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じる町内会に対し、エアコンや空気清浄機、消毒液の購入等に要した経費に対し25万円を上限に交付したもので、19町内会が実施しております。奨学金定住促進奨励金137万9,000円は、町の奨学金の貸付けを受けた人がUターンなどにより定住した場合において、奨学金の返還額に相当する分を奨励金として交付したもので、受給者は8人でございました。

56、57ページをお開き願います。2款5項統計調査費、1目統計調査費でございます。昨年度は、国勢調査、工業統計調査、学校基本調査の3つの調査を実施しております。国勢調査の速報値の人口は、前回の平成27年から1,045人減の9,090人となっております。確定値は11月頃に発表される見込みです。主なる支出は、1節の報酬は国勢調査等調査員47人分と国勢調査指導員8人分を、58、59ページをお開き願います。2節の給料は、会計年度任用職員の国勢調査事務員3人分の経費でございます。

以上で、2款のうち、まちづくり推進課で所管いたしました分について補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○税務課長（遠山 潤造君）

一般会計歳出、2款総務費のうち、税務課関係分について補足説明申し上げます。

決算書の52ページ、53ページをお願いいたします。2項徴税费、1目賦課徴収費は、税務課職員9名分の人件費をはじめ、業務執行に要した経費でございます。その主なものについてご説明申し上げます。

10節需用費のうち、印刷製本費310万6,000円は、主に納税通知書の印刷に要した経費でございます。

11節役務費のうち、手数料64万4,000円では、コンビニ収納手数料57万7,000円が主なるものとなっております。コンビニ収納件数は8,403件で、前年度より1,120件増加しております。

54ページ、55ページをお願いいたします。12節委託料のうち、評価時点修正業務委託料は、令和3年度の固定資産評価替えに用いる適正な路線価等を算定するため、平成30年度から令和2年度まで3年間実施したもので、令和2年度分の決算額は276万4,000円となっております。また、境界確定測量等業務委託料11万円は、早期に地積を修正する必要が生じたため、予算を流用し実施したものでございます。

13節使用料及び賃借料では、地籍図等の管理を行う土地情報システム借上料321万7,000円、令和元年9月に更新した申告支援システムの借上料155万1,000円及びそのソフトウェア使用料の申告支援システムパッケージ使用料171万6,000円が主なものとなっております。

17節備品購入費の申告相談用備品97万9,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として導入した発券機などの窓口受付システム及びブース間パネルの購入費でございます。

18節負担金補助及び交付金では、市町村総合事務組合滞納整理機構へ移管した徴収業務に対する負担金88万2,000円が主なものとなっております。また、軽自動車税環境性能割徴収取扱費交付金は、令和元年10月に創設されました軽自動車税環境性能割について賦課徴収を県が行っているため、町が受け取った額の5%を徴収取扱費として県に交付したものでございます。

22節償還金利子及び割引料の町税等還付金168万円は、減額更正された過年度分の町税に対する還付金でございます

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○住民福祉課長（馬場 均君）

続きまして、住民福祉課で所管しております戸籍住民台帳費について補足説明申し上げます。

54ページ、55ページをお願いいたします。2款3項1目戸籍住民台帳費は、戸籍簿や住民基本台帳を管理し、住民票や各種証明書の発行のほか、マイナンバーカードの交付事務に関わる経費が主なものであります。

2節給料、3節の職員手当等は、戸籍班の職員の人件費であります。

次のページにまたがりますが、12節委託料と13節使用料及び賃借料は、戸籍システムに係る保守委託料や使用料、借上料が主なものであります。

18節負担金補助及び交付金は、個人番号カードに係る負担金が主なものとなります。

昨年度の戸籍、住民票の届出件数は1,135件あり、そのうち戸籍関係が601件、住民票関係が534件でありました。

また、各種証明書の交付件数は1万2,536件あり、そのうち戸籍の証明や住民票の写しの交付割合が73.7%、印鑑登録及び証明が21.5%となっております。マイナンバーカードは、昨年度新たに交付された件数が860件、累計で3月末現在2,186件交付されております。

令和3年3月末現在の住民基本台帳の状況は、総世帯数が4,212世帯、人口は男性4,611人、女性4,985人の合計9,596人となっております。昨年同時期と比べまして218人の減となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

山田委員。

○山田 将之委員

43ページ、17節備品購入費の次亜塩素酸水生成器購入費についてですが、こちらは一般町民へも提供していたと思いますが、どの程度の使用率だったのか。また、消毒液が現在は容易に手に入るわけですが、現在はどのように活用されているかお願いします。

もう一点、同じ43ページ、12節委託料、一番下のところです。テレワーク環境構築業務委託料についてですが、こちらは新型コロナウイルスの感染対策としてテレワークでの業務を可能にするためのものだと思いますが、これまでテレワークでの業務を行った実績はあるのか、またどのような場合にテレワークの業務となるのかお願いします。

あと、補足説明の際に、金額を283万8,000円とおっしゃっていましたが、正しくは2,838万円ということですのでよろしいですね。

以上です。お願いします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

それでは、次亜塩素酸水の生成器の利用状況ということでございます。まず、今年度であれば4月から半年ぐらいたってございますけれども、利用についてはおおよそ30件程度ということになってございます。昨年も大体同じくらいの数ということになります。

次亜塩素酸水をどういう形で使うかということでございますが、現在のところ使用方法がだんだんに固まってきたかなと思ってしまして、手指消毒という面ではなくて、机とかドア等の拭き掃除に効果があるということでございますので、職員のほうが庁舎の事務の机ですとか、来客者のテーブルでありますとかというところの消毒、清掃というのを行っております。

次に、テレワーク環境構築業務委託料2,838万円のところを桁を間違えて説明いたしましたので、この辺については訂正をさせていただきたいと思っております。

それで、実際にこの環境が使われたことがあるかということでございますけれども、現在のところはございません。あと、電子決裁というのも入ってまして、電子決裁については支払証書の回覧の際に活用しているところであります。

あともう一点、申し訳ないのですが、どういった内容だったか……。

（「どのような場合に活用しているものなのか、テレワークを」と言う者あり）

○総務課長（武士沢 忠正君）

テレワークをどういったところで活用するかと、活用方法ということでございますけれども、まずは現在のところ支払証書とか判こを押して決裁を受けております。例えば町長ですとか副町長ですとかがコロナにかかってしまったといった場合であれば、電話等でお伝えをして了解を得るということも必要なのですが、長期にわたるとか、そういった場合にはテレワークが有効なかなと考えておりますし、一般の職員のほうでも長期に出勤ができないということも想定されますので、そういった際には

利用していきたいなと思っております。

以上でございます。

○山田 将之委員

テレワーク環境のほうでは、緊急時何かあった場合、有事の際にでも役場業務が止まらないようにということで了解をいたしました。

次亜塩素酸水生成器について、役場内での使用方法が固まってきたということだったのですが、これ例えばですけれども、保育園や幼稚園、または学校、あと今町で運営している病後児保育など、子供の環境のところへ設置したほうがうまく活用されるのではないかなと考えますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

まず、先ほどお伝えをいたしました使われている、ご自由にお持ちくださいということで開放している使い方をしてございます。どういった方が利用されているかといえますと、団体の方です。個人の方は、数名程度ということになってございます。その中に、実はジャブですとか、ゆりかごという団体ですとかが立ち寄っていただいて、次亜塩素酸水を持っていていただいているということもありますので、当面はこの方向で行きたいなとは思いますが、何せ金額のほうが高い、77万円ということでございますので、広く皆さんに使っていただいて、水道代は役場のほうで今持っている状態ということですので、現状のところ皆さんにお知らせをして活用を図っていききたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○竹原 義人委員

総務費、43ページ、2款1項2目14節の旧目時小学校電気契約容量増設工事請負費とございますが、どのような内容の工事をしたのか。また、建物使用の契約様式はどのようなになっているのか伺います。

47ページ、2款1項5目18節、地域商社運営費補助金について伺います。最後の補助金であるとの説明と、コロナ禍の中で大変な営業となった、私もそう思っておりますが、令和2年度予算審議の説明において補助金3,152万7,000円、農家所得向上のため地域商社の運営支援でSANNOWAが自立運営できるように運営費を補助したもので、そのときの説明で内訳は人件費1,570万円、商品開発費が160万円、販売促進費50万円、宣伝広告費750万円、その他の経費492万円が主なものであると答弁でありました。ですが、決算書では2,720万円の補助金であり、地方自治法第243条の3第2項の規定により提出をいただきました株式会社SANNOWAの経営状況にて販売促進費が647万6,000円であります。町も副町長が取締役ですので、会議等で確認済みと思えます。新型コロナウイルスの感染拡大で首都圏における影響が大きかったと思えますが、補助金432万6,000円もの不用額が出ております。出さずに売上げが計画に近づく応援ができなかったのか。それと、予算編成時に内部での積算でありますとのことでしたが、販売促進の50万円が647万円になった理由、SANNOWAの取締役でもある馬場副町長にできれば答えていただければありがたいです。

それから、新会社を設立運営することに関して、基本契約にて三戸町と株式会社読売広告社は、それぞれが独自に有する情報やノウハウを提供し合うことにより、両者の密接な協力の下に事業を共同して行い、事業収益の拡大及びそれぞれの利益拡大を目指すことを目的とするとあります。SANNOWAの頑張り、町の担当課の頑張りは見えますが、読売広告社の運営に関する共同の姿勢が私には分かりませんので、何

とも言えませんが、どのように密接な協力の事例があったのか伺います。

55ページ、2款2項1目12節委託料の境界確定測量等業務委託料11万円の説明は受けましたが、どの場所だったのか。境界確定測量の目的をいま一度伺います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

それでは、43ページの14節工事請負費、旧目時小学校電気契約容量増設工事請負費8万8,000円の件にお答えをいたします。

まず、どのような工事であったかということでございますが、これは電力料の契約アンペアの増設の工事をしたものであります。30アンペアから50アンペアで行っております。

あと、契約内容ということでございまして、現在旧目時小学校の建物等については町内のNPO法人に使用貸借という契約で建物をお貸ししているという状況でございます。

以上でございます。

○副町長（馬場 浩治君）

先ほどの質問でございますが、地域商社運営費補助金の2,720万908円の結果なのですけれども、432万6,092円も残っているのではないかとということでございますけれども、これは先ほど竹原委員が言われたとおり、コロナでかなりの影響があると。そして、当初の予算額が3,100万円から結果としてみれば2,700万円であったと。その差が何かと言われますと、やはり都会等のイベントに行けなかったということが大きな原因でございます。そしてまた、商品広告、イベントの広告等にもお金をかける予算を取っておったのですが、それにも使えなかったということで、社員の旅費等については220万円ぐらいの予算からの支出の差額があったと。そして、広告宣伝費についても、当初は令和元年度には足らなかったから、令和2年度にいっぱいやりましょうということで、販売をしましょうということで予算をかなり取ったのですが、それができなかったということで残っているのが400万円ぐらいでございます。旅費が大体220万円程度、そして広告宣伝費が200万円ぐらい残ってございまして、それが不用額として現在残っていると。これを何かの形でということもあろうかと思いますが、やはり補助金をもらっておりますので、国のほうには返さなければならない。それを流用できるかと、本当は使いたいのですが、備品等には一切駄目であると、そういうふうなのがございまして、残ったものについてはお返しするというので、その差額が大きいです。

そして、読広の運営に対しての協力があるのかと。役員会といたしますか、取締役会は月1回行ってございます。この報告は、1か月の会社としての報告を受けております。そして、来られませんので、今みたいにメールというか、リモートでやっているということで、ここ1年間顔は合わせてございませぬけれども、コロナで来られなくて合わせていないのだけれども、月1回のリモートのほうで一生懸命になってアドバイスは受けておったということでございます。ただ、途中から取締役が替わりまして、その方とも同じような形で、去年同様リモートでやり取りをしまして、こういうのをしたほうがいいのかとアドバイスを社長のほうに伝えながら運営をしているということでございます。何もしていないということではございませぬけれども、運営に関してはアドバイスをいただきながら、社長がそれに沿ってやっていると。私たちのほうには報告はないのですが、社長とのやり取りは結構やっているみたいな感じでございます。ただ、その報告は月1回受けているということでございます。

以上です。

○税務課長（遠山 潤造君）

55ページの境界確定測量等業務委託料についてでございます。令和元年度におきまして国土調査の再調査が行われておりまして、その影響を受けて面積が減少する土地につきまして登記手続が行われていないことが判明したところでございます。隣地におきまして境界確定のための測量作業が行われておりまして、これと交錯する箇所でございますので、その測量作業に影響が出ないよう早期の対応を求められたため、予算流用を行って実施したところでございます。場所は、川守田町の1筆でございます。

以上でございます。

○竹原 義人委員

最初の工事請負費、電気であります。30アンペアから50アンペアにした目的、使用貸借であれば私もやむを得ないと思います。役場でこれは工事しなければならないと思いますけれども、当初そのアンペアでまず契約しているということ、その後どうして50アンペアにしなければならなかったのか、その辺はこちらの事情なのか、使用者の事情なのか等をお伺いいたします。

それから、SANNOWAであります。本当に大事な会社であります。三戸町のPRのためにも営業して運営をしていただいていますので、430万円の不用額、これは補助金をもらっているから、その用途に応じてということの今発言がございましたが、例えば広告料というような感じでも補助金であれば首都圏まで行けないとしても、簡単に言えばチラシとかメールとかテレワークとか、それらによるのも広告になるわけでありまして、もう精いっぱいやらないと売上げが伸びないわけでありまして。実際1,800万円ぐらいの売上げであります。できるだけ計画に近づくようとなれば、首都圏ではなくても地元のイベント等も考えてもよかったのではないかと、そう思います。

それから、運営についてのアドバイス等をいただいているということですが、手取り早く私から言いますとこの読売広告社の関連、それから同じようなお付き合いの会社等があるわけですので、それらの会社の方々にも実際に食べてもらう、そして口コミでもPR活動、これは口コミということになりますとそんなには広がりませんが、確実な広がりになると思います。月1回の取締役会を開いているということですので、どうしても私は400万円不用額が出たという、そのことにももう少し配慮というか、もう少し工夫が必要でなかったか。もう補助金がなくなるわけですので、最後の補助金でありましたので、非常にもったいないなど、この決算書を見ておりました。最大限町として応援していくのだという先ほど課長からの説明でありましたが、今後予算的なことでなく応援となれば、なかなか大変であると思います。しっかりともう一回、どうしても不用額が出たところを理解できるようにお願いします。

それから、測量の件は了解しました。

いま一度お願いします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

当初30アンペアの容量で使用貸借の契約を結んでいたという状況で、なぜ50アンペアにしなければいけないのかということでございます。こちらについては、使用者の

ほうにおいて冬期間水道関係、トイレの関係とか水回りが凍結するというので、暖房器具をつける場合電気の容量が足りないということで、何とかありませんでしょうかということで相談があったところでもあります。そして、使用貸借の条件の中に、維持と修繕については使用者のほう負担するというのがございまして、今回の場合はもともとの建物が町の建物ということもございまして、利用されている方が障害者の方でありますので、今回は役場のほうで。その工事に当たって、維持、修繕は使用者のほうでやっていただくという原則がありますよというので一旦はお知らせをいたしました。そうしたところ、経費のほうを幾らか負担をしていただくという話になりまして、そういった中で役場のほうでも幾らかでも協力いただきたいということの内容でしたので、今回については大体半分半分の割合で容量の増設工事を行ったということでございます。

以上でございます。

○副町長（馬場 浩治君）

今の不用額で残した額が大きいのではないかと、そのとおりでございまして、本当に反省をしておりますけれども、今年はそれを担うように、金を使わずに宣伝できるように努力はしてまいりたいと思っております。

それから、役員会のほうでも百年紅玉を売り出そうということで、設立100周年を迎える大学等にも読広から紹介していただいて、都会のほうの大学にリンゴジュースを販売するとか、そして読広のほうから紹介をいただきながら、コロナに関しての注文だとかそういうふうなものもリンゴジュース、いろんな加工品も宣伝をしていただいておりますので、これからリンゴが出ますので、去年以上に今年は動きを進めていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

大変失礼しました。先ほど竹原委員のほうから販売促進費の500万円の予算に対して647万円の支出があるというお話を……

（「50万」と言う者あり）

○まちづくり推進課長（中村 正君）

50万円だったのが647万円になっているというところに関しましては、SANNO WAの決算のほうは1月から12月でありますけれども、こちらで押さえているのが年度と、あとはその中にも商品開発費であるとか販売促進費、広告宣伝費等も交ざってなっているようですので、そこら辺整理をいたしまして、後ほど回答のほうをさせていただきます。よろしくお願ひします。

○竹原 義人委員

工事の内容、よく分かりました。私は、旧目時小学校ですので、学校ですので、アンペアは相当大きいアンペアで、何で容量を増にしなければならなかったのかと、一瞬そう思ったのですが、30アンペアから50アンペア、水回りが凍結するとか、そういう施設の問題ということで、使用貸借であればやむを得ない、最大限やらなければならない工事であったろうと思っております。これは了解しました。

読売広告社に、今副町長のほうから百年紅玉等特色ある商品でもって今後は勝負をかけていくのだということでもありますので、今後も適切なアドバイスを受けるように、

そして独自の判断でもって、より三戸町の農家の方々の所得を上げる、また三戸町の名声を上げる、それぞれ目的があるわけですので、目的にかなうようにぜひ頑張ってください、そう思います。

予算のことに關しては、決算の時期が違いますので、確かに12月以降のことがあったのかも分かりませんが、私は50万円が増えたというのを、増えたにもかかわらず不用額も出ているということで、何でかなと思ったのですが、頑張ってください。了解。

○佐々木 和志委員

3点伺います。

45ページ、2款1項4目の18節、運転免許返納者支援事業費補助金についてなのですが、成果報告書では50人に対して814枚補助したということでありましてけれども、まず50人に交付したのは分かるのですが、令和2年度町内で免許を返納した方が何人いたかということについて数字を押さえているかということが1点。

それと2点目、49ページ、2款1項7目の18節、一番下段の移住定住促進事業費補助金、これに關してなのですが、先ほども補足説明で転入者実績で7世帯15名という数字がありましたけれども、まずこの数字をどのように分析しているか、評価しているか。あとは、私も不用額になってしまうのですが、当初予算に比べて決算額が400万円ほど少なく、実質使われなかったということであろうかと思えます。まず、その要因をどのように捉えているかというのが2点目です。

最後51ページ、2款1項7目の18節、交付金、奨学金定住促進奨励金、これ大変申し訳ないのですが、事業内容をもう一度確認したいのですが、奨学金の返済義務を持っている方が三戸町に定住した場合に、その返済すべき奨学金を町が肩代わりすると記憶していますけれども、それでいいのかということ。あと、申請者が令和2年度で何人あったか、そこをお伺いします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

それでは、42ページの交通安全対策費の運転免許の返納者の数ということでございます。令和2年度の返納者数は35人となっております。

以上でございます。

○やわらかさんのへ交流室長（北村 哲也君）

佐々木委員の2点目の移住定住促進事業費補助金についてご説明申し上げます。

決算のほうの説明の中で移住者7世帯15名についてどのように評価しているかというふうなことでございますけれども、こちらに關しては令和2年度で主に30代、40代の小学生を伴った転入というふうな件数が4件ございました。これも含めましてですけれども、平成28年度以降ですけれども、申請件数で34件、移住者数で平成28年から令和2年度までで81名に上っております、この補助金による移住定住の促進というものには一定の評価があったのかなというふうには考えておりますし、これからもこの制度のほうの周知を含めまして、コロナ禍という背景も勘案しながら、さらなる移住定住の促進のほうに努めてまいりたいと考えてございます。

もう一点、不用額が生じていることにつきましては、一番大きなところとすれば新築に対する助成の補助限度額というものを、令和2年度から最大250万円に引き上げてございましたところ、限度額の250万円に至る申請というものがございまして、最大で200万円というふうな、限度額までの申請に至らなかったということが1点。もう一点は、当初想定していたリフォーム件数が、あまりリフォームによる補助金の

申請というのが当初よりも見込まれなかったというふうなところが主なものでございます。

以上でございます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

3点目の奨学金の奨励金につきましてご説明をいたします。

先ほど委員おっしゃったように、町の奨学金の貸付けを受けた方が三戸町にUターン、Iターン等で定住した場合に、その返済額の分を翌年度奨励金としてお返しするというもので、令和2年度は8人で130万円を超える金額の分をお返ししたものとなります。

以上でございます。

（「申請者数」と言う者あり）

○まちづくり推進課長（中村 正君）

申請者数が8人でございます。

○佐々木 和志委員

1点目に関してなのですけれども、最初に免許返納の支援事業の内容を、ちょっと私の記憶であれば返納した年度に限ってのタクシーチケットを補助するというような、そういう事業だったような記憶なのですけれども、今成果報告書で令和2年度で50人で、実際その年に返納したのが35人となると、前年度から返納した人も対象になっているということになるかと思うのですけれども、今の補助事業の内容、例えば年間幾らで何年間やるとかという、それというのは私記憶にないのですけれども、そこを教えてくださいたいです。

あとは、これ聞いた趣旨は、とにかく返納者の数字を上げて、町内の交通安全環境を整えたいということでもあります。ただ、この地方の郡部において、そういう高齢者の方を取り巻く交通環境というものの整備というのはかなり難しいであろうと。その中で免許の返納を促すというのであれば、それなりの補助、あと町ができる限りの交通環境の整備が必要となってくると思います。今後は、単なる補助だけでなく、デマンドタクシーもありますけれども、デマンドタクシーだけでなく、今回の補助の拡充や、また違った交通機関の提供等を考えていくべきではないのかなというふうに思いますけれども、その点についてどう思っているか、再質問でお願いしたいと思います。

あと、移住定住に関しては、数字が一定の成果を出しているというような答弁がありましたけれども、基本指針となる数字というものを決めたほうがいいのではないかと思います。例えば社会的要因による人口の増減数とか増減率、あとはそれによる転入者数の推移とか、そういう一定の定まった数字を何年か、その推移を判断して今後の事業の内容を変えていくとかということが必要だし、そっちのほうが分かりやすいと思うので、そこを教えてくださいたいと思います。

あと、今回は転入者の住環境に限っての事業でありますけれども、今はまちづくり推進課のほうでこの事業をやっているのですけれども、本来であれば小中一貫を中心とした教育環境、あとは子育て環境、あとは産業振興による雇用の場の提供等、そういうものを町の中で横の連携を取って、一つのパッケージとして転入者に訴えかけていくという取組が必要というか、それがなくなかなか三戸に住もうという人の心に応えないのかなと思いますので、ここはいち課だけの判断ではなく、町全体の問題に

なってくるので、いずれまた後で一般質問なりで取り上げたいと思いますけれども、今回質問したのはそういう趣旨でありますから、何とぞ令和2年度だけの数字を見て、それまでの積み上げた数字だけではなくて、さっき言った数字も考慮しながら判断して展開していただきたいということでもあります。

あと、3件目の奨学金に関してなのですけれども、8名の申請があつて補助したというのは分かるのですけれども、ちょっと分からないのは8名の方々それぞれ奨学金の返済の額は違うと思うのです。その中で当初予算で138万円の予算額を盛って、その年度内に8名があつて、8名の方々に交付した決算額の数字が137万9,700円で、差引き300円、ここまで数字がぴったりになるということがあるのかどうかというのをちょっと聞きたいのですが。

○総務課長（武士沢 忠正君）

それでは、運転免許返納者の申請というか、取扱いについてお答えをいたします。

まず、数が合わないというところにつきましては、過去に返納した方であっても対象にするということの条件の拡大をしております。そういった方が増えているものというところと、あと申請の際に返納する時期によりまして、年度をまたがる方がいらっしゃると思います。そういった方は、例えば今は令和3年度で申請をさせていただいて、役場の会計上3月までしか取扱いできませんので、3月までで、4月になったらまた申請をしてくださいという2回の申請を以前はやっておりました。この辺がちょっと足かせになっているのかなというところで、1回の申請で出すようにしましょうということで変更しております。そういったところで、実はその2回目の申請でもう来なくなった、申請していない方とかということも、数は少ないのですけれども、あったということでしたので、そういったことがないようということでも1回の申請で済ませるといったことが数の増加ということにつながっているのかなと思います。

これから高齢者の交通安全の対策等々についてどういうふうにか考えるかということでございますが、今年の4月からデマンドタクシーの運行をしております、現在タクシーの事業者とか、利用している方がタクシーの方に話をした内容とかということのを情報収集しております、もう少し条件緩和してもいいのではないかなという意見が結構出ているようでございまして、その辺についてどの辺まで踏み込んでやるかなというところで、今年度中に案を出して内部でちょっと検討したいなということで考えております。

以上でございます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

お答えをいたします。

まず、奨学金定住促進奨励金の当初の予算といたしましては、63万8,000円ございました。決算額といたしましては、先ほどご紹介しておりますとおり137万9,700円ございまして、その不足額につきましては移住定住の補助金のほうの残を使わせていただいて、この金額となっているものでございます。

以上でございます。

○佐々木 和志委員

3点目、了解しました。ただ、この事業に関しても移住定住、人口の減少に歯止めをかけるというのを趣旨としている事業なので、まず8名というのをもっと増えていくように今後もお願いしたいと。

あと、運転免許に関しては、以前議会で総務課長のほうから返納者に対する補助の在り方をちょっと検討していくというようなことを前にいただいでいて、その後どうなったかという意味合いもあって今回伺いました。先ほども申し上げたのですけれども、最終的には町の交通安全を充実するということであります。繰り返しになりますけれども、今まで車に乗っていた方がいきなり車を奪われるということになれば、幾らタクシー券を発行します、デマンドタクシーをやりますと言っても、相当に行動が制限されるというのは理解できると思いますので、不安がありつつも運転しているという方は中にはいると思うのです。そういう人たちが少しでも返納できるような事業の内容の見直しというものを考えて、先ほど今年度考えてみるという答弁がありましたので、その辺を頭に入れて取り組んでいただければなというふうに思います。

いいです。了解しました。

○栗谷川 柳子委員

49ページ、2款1項7目の11ぴきのねこのまちアプリ制作委託料についてですが、これの瑕疵担保責任等の期間等について、現状どうなっているのかお知らせください。

(「休憩お願いします」と言う者あり)

○委員長(千葉 有子君)

暫時休憩いたします。

(午後 零時54分)

休 憩

(午後 零時57分)

○委員長(千葉 有子君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○まちづくり推進課長(中村 正君)

大変恐れ入ります。後ほどご報告させていただきます。

○栗谷川 柳子委員

瑕疵期間、一般的に1年間だと思うのですが、先日納品後、検品が完了しているというのであれば、それで結構です。

○委員長(千葉 有子君)

暫時休憩いたします。

(午後 零時57分)

休 憩

(午後 零時59分)

○委員長(千葉 有子君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○やわらかさんのへ交流室長（北村 哲也君）

11ぴきのねこのまちさんのへのアプリにつきましては、成果品のほうをまちづくり推進課のほうで受領いたしまして、検査の結果合格というふうなことで、こちらのほうのオーダーした仕様のとおりというふうなことで受領してございますので、検査については合格でございます。

先ほどご質問ございました瑕疵担保責任につきましては、ちょっと契約書の中身のほうを確認させていただいてからお知らせすることといたしますが、仮に一旦合格したものに何か不具合などが生じた際は、受注者の方とその原因とかを協議いたしまして、適切に更新していただけるようにこちらのほうからも働きかけをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○栗谷川 柳子委員

それで結構です。ありがとうございます。

○委員長（千葉 有子君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

午後2時再開予定をもって休憩いたします。

（午後 1時00分）

休 憩

（午後 2時00分）

○委員長（千葉 有子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳出、3款民生費について説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（馬場 均君）

3款民生費について補足説明申し上げます。

58ページ、59ページをお願いいたします。3款民生費は、乳幼児から高齢者まで、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりのための経費でございます。保健、医療、福祉の関係機関と連携を図りながら、特に若者が子供を産み育てられる環境をつくり、高齢者も、障害がある方も、若い世代も、誰もが安心して生活できるまちづくりを目指し、各種施策を実施しております。

3款1項1目社会福祉総務費は、職員人件費と各種団体に対する補助金、繰出金が主なものとなっております。

60ページ、61ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金では、民生児童委員41人分の活動費としての民生委員活動費補助金247万円と社会福祉協議会職員6人分の人件費に対する補助となる社会福祉協議会運営事業費補助金2,101万4,000円

が主なものであります。

27節繰出金は、国民健康保険特別会計の職員人件費や出産一時金などに要する経費の繰出金であります。

2目国民年金事務取扱費は、日本年金機構の委託を受け、国民年金に関する保険料の減免や厚生年金への移行などの受付業務を行う職員人件費が主な経費でございます。

3目障害者福祉費は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保有する654人の医療費や自立支援に要した経費であります。

62ページ、63ページをお願いいたします。12節委託料、地域活動支援センター機能強化事業委託料は、障害者の作業指導や生活訓練を行っているあすもこっの運営に係る委託料で、社会福祉協議会をお願いしているものであります。

19節扶助費は、障害のある方が利用した各種サービス、医療費の支給に要した経費であります。常に介護を要する障害者への入浴や食事等のサービス提供に要した経費に対する生活介護、一般企業等での就労が困難な人に対して働く場所の提供をするとともに、知識や能力の向上のための訓練を行う就労継続支援、夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活の援助を行う共同生活援助等に対する給付が主なものとなります。

4目老人医療費は、18節負担金補助及び交付金の青森県後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金と27節繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出金であります。

5目老人福祉対策費は、敬老会の代替事業に要した費用や介護保険特別会計への繰出金などの経費であります。令和2年度の敬老会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を中止し、その代替として75歳以上の敬老対象者2,330人に対して記念品を送付したところであります。

7節報償費は、敬老対象者等に対する記念品であり、次のページの11節役務費は、その郵便料が主なものとなっております。

13節使用料及び賃借料は、避難行動要支援者管理システム借上料でございます。避難行動要支援者管理システムは、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合、避難することが困難な方が安全に避難することができるよう導入されているものであります。

17節備品購入費は、通所型介護予防事業生き生き教室の参加者送迎用に使用する車両を購入したものであります。

18節負担金補助及び交付金は、単位老人クラブ補助金59万1,000円と、独り暮らし高齢者等への緊急時の対応を強化するため社会福祉協議会へ交付している緊急通報装置維持管理事業費補助金55万2,000円が主なものとなっております。

19節扶助費は、養護老人ホーム入所者3人分の措置費であります。

27節繰出金は、介護保険特別会計への繰出金であります。

6目老人福祉センター費は、老人の憩いの場を提供しております老人福祉センターの維持管理費であります。入浴利用者は、年間1万4,809人、1日平均61人の利用がありました。

7目総合福祉センター費は、ふくじゅそうの維持管理費でございます。乳幼児やその保護者、障害者や高齢者等の活動の場として幅広く利用されております。年間の利用者数は9,308人でありました。

66ページ、67ページをお願いいたします。2項1目児童福祉総務費は、委員報酬や乳幼児等医療費の支給が主なものであります。また、昨年10月から病後児保育施設ジャブを開設しておりますが、その開設、運営に係る費用も含まれており、1節、会計

年度任用職員報酬、2節、会計年度任用職員給料、3節、会計年度任用職員期末手当、通勤手当は、保育士、看護師に係る人件費であります。

10節需用費の電気料、水道料、病後児保育施設修繕費、保育材料費等、11節役務費の会計年度任用職員社会保険料、火災保険料等、13節使用料及び賃借料、14節工事請負費の中央保育所駐車場跡地整地工事請負費、17節備品購入費は、ジャブの開設準備及び運営に要した経費であります。

68ページ、69ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金であります。新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金は、国の補助事業を活用し、町内の保育所、認定こども園に対し、感染対策等の物品購入に要した費用を補助したものであります。子育て応援商品券交付事業補助金は、18歳以下の子供がいる世帯に対し、1人につき3,000円分の商品券を交付したものであり、対象児童数は1,104人でありました。出産祝金から中学校卒業・高校入学祝金までは、3人以上のお子さんのいる子育て世帯の経済的負担を軽減するために支給した子育てサポート祝金であります。出産祝金は29人に、小学校入学祝金が13人に、中学校入学祝金7人、中学校卒業・高校入学祝金を4人にそれぞれ支給いたしました。子育て世帯臨時特別給付金は、小学校等の臨時休業等により新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため、児童手当を受給している世帯の児童1人につき1万円を支給したものであります。対象者数は918人でありました。新生児子育て応援特別給付金は、国の特別定額給付金の対象とならなかった新生児へ1人10万円を支給したもので、対象者は44人でありました。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金は、先ほど申し上げました新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金と同趣旨の補助金であります。新型コロナウイルスの影響が長引き、消毒薬等の物品購入が継続したことから、追加的に補助したものであります。

19節扶助費のひとり親家庭医療費は、保護者110人、子供161を対象に、子ども医療費は、高校生等18歳までの子供の入院、通院費を925人、延べ1万316件支給したものであります。

2目児童措置費は、幼稚園や保育所、認定こども園の利用に関する委託料と施設型給付費が主なものであります。

70ページ、71ページをお願いいたします。12節委託料の延長保育事業委託料は、所定時間を超えて保育を行う延長保育を実施し、仕事と家庭を両立させるための支援の充実を図ったものであります。一時預かり事業は、1号認定の子供を教育時間の前後も預かる幼稚園型一時預かりと、未就園児を預かる一般型一時預かりを実施し、仕事と家庭を両立させるための支援の充実を図ったものであります。地域子育て支援拠点事業委託料は、乳幼児や保護者の交流の場の提供、子育てに関する相談、情報提供をNPO法人子育て支援ネットゆりかごに委託して実施したものであります。

19節扶助費は、幼稚園や保育所、認定こども園の入所児童に対する給付費と児童手当が主なものであります。下から10行目の教育・保育施設副食費は、3歳児から5歳児の利用料完全無償化のために副食費を支給しているものであります。

3目絵本とお話の町づくり事業費は、赤ちゃんへの絵本プレゼントや11ぴきのねこバスツアーへの補助金が主なものであります。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためバスツアーは中止となり、絵本プレゼントのみの実施となりました。

72ページ、73ページをお願いいたします。4目斗川児童館費、74ページ、75ページの5目中央児童館費は、町立児童館の管理運営費であります。年度末の入所児童数は、斗川児童館が幼児6人、学童39人、中央児童館が児童85人となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

柳零委員。

○柳零 圭太委員

それでは、1点質問をさせていただきます。

65ページをお願いいたします。3款5項18節負担金補助及び交付金から、緊急通報装置維持管理事業費補助金についてお聞きいたします。こちらの補助率や、また緊急通報装置を設置したことに関しての維持費用というのですか、そういったものにおいての町の負担額、または町民の負担額というのはどのような割合なのでしょう。こちらをお願いいたします。

○健康推進課長（太田 明雄君）

ただいまの緊急通報装置維持管理事業費補助金のご質問にお答えをいたします。

まず、補助率といえますか、補助の割合でございますけれども、こちらを設置した場合には1台当たり月会費1,000円が発生いたします。この1,000円を全額町のほうで補助をするということで、昨年度、令和2年度におきましては総額42万円が補助額となっております。また、新しく取り付ける機器2台分の取付け工事費、合わせて13万2,000円、こちらも町のほうで補助対象としておりまして、総額55万2,000円が令和2年度において補助金の総額となっております。したがって、これを設置することに伴う設置者の方の直接のご負担というのは発生しないこととなっております。

以上でございます。

○柳零 圭太委員

町に今住んでいらっしゃる単身世帯の高齢者を65歳以上と仮定して、その割合というのは大体500人前後だと私の中では記憶してございます。その人数の割合と今の緊急通報装置を設置している人数の割合が成果報告書ですと39人で、こちらを計算しますと大体7%ぐらいの方が設置しているかなというふうに思います。町民においては負担を強くないというふうな形ですけれども、この緊急通報装置の重要性だったりとか、そういうものは周知させる機会を今後設けるべきかなと思うのですけれども、それについて町の考えをお聞かせいただければなと思っております。

○健康推進課長（太田 明雄君）

まず、周知についてということでございますが、これまでの周知方法でございますが、この事業の実施主体であります町社会福祉協議会に対しまして、対象と思われる方への情報提供及びより一層のPRというものを依頼しております。これを受けまして、町社協におきましては、昨年度周知用のチラシを新たに作成し、配布をしております。このチラシにつきましては、役場、保健センターの窓口へも設置しております。町の地域包括支援センターで高齢者の困り事であるとか介護の相談を受ける際に、この緊急通報装置を設置することにより、その方の在宅での生活における課題の解消につながるというふうに思われる場合には積極的にこちらの事業の周知を図ったところでございます。また、今年度におきましては、先般8月31日に発行しました三戸社協だより、こちらの広報紙におきまして、この緊急通報装置のPRをしているところ

でございます。

また、今後におきましては、民生委員であるとか、ほのぼの交流協力員、こういった方々にも定例会議等を通じて周知を図っていただきたいということでお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○柳 圭太委員

まず、積極的にそうした発信をしていただければ、先ほど住民福祉課長の答弁にもありましたような、住み慣れた安心できるまちづくりに通じるものがあるのかなというふうに理解をしています。

今後ともそうした単身世帯の方が不安を少しでも払拭できるような暮らしであったりとかを提供していただければ、地域包括支援センターのほうを少しでも周知できるような方が増えていくのかなと思っております。ぜひともよろしく願いいたします。

以上です。

○和田 誠委員

私のほうからの質問は、65ページでございます。老人福祉センター、これは60歳以上の方々の浴槽のサービスをしているところだと思われませんが、浴槽の水質検査委託料、大した金額ではないのですが、これは年間何回ぐらいやって、どのような検査をしているのかお聞かせください。

○住民福祉課長（馬場 均君）

検査のほうでございますけれども、年間2回実施しておりまして、検査内容ですが、レジオネラ菌に関する検査のほうということで実施しております。

以上です。

○和田 誠委員

そのほかに清掃等も委託しているようですが、私が聞いたところによりますと、男子の浴槽のほうしか聞いてはございませんが、タイルが剥がれて損傷しているということをお聞きしております。それに併せてシャンプーとか洗剤とかを使うわけですので、とても滑ると思いますが、そこに転んで切り傷を負ったというようなお話もございます。そのような住民に対してのサービスをするべきところで安全性をもっと考えていかなければならないものと思っておりますが、どんなふうにお考えですか。早急に直すようなお考えがございましたらお聞かせください。

○住民福祉課長（馬場 均君）

浴室内の床面のタイルの部分についてですが、一部剥がれているような部分があるということで確認をしております。今現在どういった形で修繕するべきか検討しております。決まり次第速やかに修繕のほうを行いたいというふうに考えております。

以上です。

○和田 誠委員

大変よく分かりました。本当に皆さんが喜んで使用されているようです。それから、報告書のほうにも1万5,000人近く年間利用しているということで、いろんな形で話しすることによって、休業せざるを得ないとか、そういうふうなことを考慮しながら

ら入浴しているようでございますので、心配をさせないように早めに修繕して、皆さんで利用していただければと、そのように思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（千葉 有子君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

次に、歳出、4款衛生費について説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（太田 明雄君）

4款衛生費について補足説明申し上げます。

4款衛生費は、三戸町健康増進計画、健康さんのへ21に基づき、「助け合い笑顔で健康に暮らせるまち三戸」を目指し、健康づくり事業や環境整備事業等に要した経費でございます。

74、75ページをお開き願います。4款1項1目保健衛生総務費でございますが、健康推進課職員の人件費と事務費に要した経費でございます。

76、77ページをお開き願います。2目予防事業費は、各種予防接種等に要した経費と新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に要した費用でございます。10節需用費の印刷製本費137万2,000円は、新型コロナウイルスワクチンの接種券や予診票などの作成に要した費用でございます。12節委託料のうち、1行目の日本脳炎予防接種委託料から16行目のロタウイルス予防接種委託料までは、各種予防接種に要した費用であり、医療機関へ委託し、実施したものでございます。1行目の日本脳炎予防接種委託料165万2,000円は、延べ232人分でございます。6行目のインフルエンザ予防接種委託料666万7,000円は、高齢者の健康維持の一環として2,785人へ予防接種を行ったものであります。インフルエンザ予防接種は、65歳以上の高齢者と60歳から64歳までの身体障害者手帳1級程度の内部障害等がある方を対象とし、自己負担1,000円で接種できるよう助成を行ったものであります。12行目にあります高齢者用肺炎球菌予防接種委託料55万2,000円は、133人分でございます。14行目の子どもインフルエンザ予防接種委託料209万円は、インフルエンザの蔓延防止と子育て世代の経済的負担軽減を目的として、753人へ予防接種を行ったものであります。子どもインフルエンザ予防接種は、1歳から18歳までを対象とし、1回につき1,000円で接種できるよう助成を行ったものであります。16行目のロタウイルス予防接種委託料46万6,000円は、当該予防接種が令和2年10月1日から予防接種法に基づく定期予防接種に位置づけられたことに伴い、新たに実施したもので、生後2か月の乳児31人へ予防接種を行ったものであります。17行目の新型コロナウイルスワクチン接種に係るシステム改修委託料123万2,000円は、新型コロナウイルスワクチンの接種記録を管理するとともに、国が構築した接種記録システムの運用に対応するため、既存の健康管理システムの改修を行ったものであります。18行目の新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター業務委託料292万6,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種に関する相談及び予約受付に対応するため、令和3年3月22日に開設したコールセンターの業務委託に要した経費でございます。

78、79ページをお開き願います。3目母子保健事業費は、健全な母性、次世代の健

康づくりを基本目標として実施した母子保健事業に要した経費でございます。主なものは、12節委託料の乳幼児健康診査委託料72万2,000円と妊婦健康診査委託料365万8,000円でございます。同じく12節の母子健康包括支援センター業務委託料89万9,000円は、妊産婦の産前産後における一貫した支援を実施するため、業務委託により助産師を配置したものであります。また、14節工事請負費の母子健康包括支援センター相談室設置工事請負費126万8,000円は、母子健康包括支援センター「SANぼぼ」の開設に伴い、妊産婦が悩みや不安を気軽に相談できるよう、専用の相談室を設置したものでございます。

80、81ページをお開き願います。4目健康増進事業費は、健診事業等に要した経費で、主なものは12節委託料の成人病検診委託料938万8,000円で、各種がん検診等を実施したものでございます。

5目環境衛生費は、町内の環境保全に要した経費でございます。環境衛生費の主なものは、18節の前年度繰越明許分を合わせた葬祭場負担金3億2,068万8,000円、八戸圏域水道企業団負担金24万円の一部事務組合等に対する負担金のほか、浄化槽設置整備事業費補助金519万9,000円でございます。浄化槽設置整備事業費補助金は、5人槽が6基、7人槽が7基、計13基分の設置補助金でございます。新葬祭場は、今年4月より供用を開始しております。

27節繰出金1,428万1,000円は、杉沢、蛇沼、大舌、貝守、袴田、横沢、沼ノ久保の7地区の簡易水道施設による給水事業の維持管理等に要した町営簡易水道事業特別会計への繰出金でございます。

6目病院費は、三戸中央病院特別会計への繰出金でございます。

2項1目塵芥処理費は、ごみ収集等に要した経費とごみ処理施設負担金が主なものでございます。

12節ごみ収集委託料4,508万円は、一般家庭ごみや資源ごみなどの収集に要した費用でございます。

18節負担金補助及び交付金の主なものは、三戸地区環境整備事務組合に対するごみ処理施設負担金1億2,646万7,000円と同組合を構成している田子町と南部町に対するごみ処理施設負担金800万7,000円でございます。

82、83ページをお開き願います。2目し尿処理費のし尿処理施設負担金5,800万6,000円は、三戸地区環境整備事務組合に対する負担金でございます。

以上で4款衛生費の補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

次に、歳出、5款労働費について説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

5款1項1目勤労青少年ホーム費について補足説明申し上げます。

82ページ、83ページをお願いします。勤労青少年ホーム費は、支出総額43万1,000

円であり、勤労青少年ホームの燃料費、水道料や各種施設点検等の施設管理費であります。平成25年度から勤労青少年ホーム利用者の受付を中央公民館で行うことにより、運営の効率化を図っております。勤労青少年ホームの利用は、バンドや軽音楽サークルの練習場としての音楽室の利用が主なものです。令和2年度の利用は、利用回数78回で、利用者数は延べ195人でありました。また、平成23年度からは、1階の調理室や2階の体育室を障害者自立支援のための施設であります三戸町地域活動支援センター憩いの森あすもこっくに、活動場所として使用していただいております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

次に、歳出、6款農林水産業費について説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（極壇 浩君）

6款農林水産業費の決算につきまして補足説明を申し上げます。

まず、令和2年度における農作物の生育状況につきまして報告いたします。春先からの低温、日照不足、7月の大雨や9月の長雨などにより、一部の農作物に影響が見られましたが、全体としては比較的順調な生育となりました。

水稲につきましては、南部・下北地方の作況指数は105のやや良となりました。1等米比率は、一部の圃場で刈り遅れなどがありましたが、前年産より5.7ポイント高い95.2%でありました。

野菜につきましては、天候不順の影響により、生育に停滞が見られた品種もありましたが、販売単価は高値で推移し、販売額は順調に推移したところであります。

果樹につきましては、桜桃、プラム、桃については、天候不順による品質低下が心配されましたが、おおむね平年並みの生育、またリンゴにつきましても夏場の高温による日焼け、9月以降の長雨による生理障害など厳しい栽培環境となりましたが、平年並みの生育となりました。

販売面では、新型コロナウイルス感染症の影響により、花卉や子牛価格が下落が見られましたが、家庭需要の高まりなどもあり、全体的に収量、販売価格ともに良好に推移したところであります。

それでは、82ページ、83ページをお開き願います。6款1項1目農業委員会費は、農業委員14名及び農地利用最適化推進委員12名の活動費であります。農業委員会では、担い手への農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消など、農地利用の最適化を中心に農地法に基づく農地の売買や貸借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を行っております。

1節報酬246万8,000円は、農業委員会総会、現地確認及び農地パトロールにおける報酬であります。

12節委託料16万5,000円は、農地台帳システムの保守維持管理に係る委託料であります。

84、85ページをお開き願います。18節負担金補助及び交付金43万円は、青森農業会議負担金36万円が主なものであります。

2目農業総務費は、農林課職員の人件費と各集会施設等の維持管理費が主なものであります。

2節給料から4節共済費は、職員6名分の人件費であります。

10節需用費から13節使用料及び賃借料は、各地域に設置している9つの集会施設のほか、SAN・SUN産直ひろば研修館及び農産物加工センター等の維持管理に要した経費であります。

14節工事請負費302万5,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として飛沫感染を防止するため、豊川ほうえい会館、泉山あすなろ会館、目時さわやか会館、農産物加工センターの和式トイレ7基を洋式化した際の工事費であります。

3目農業振興費は、当町の農業振興に要した経費で、各団体への負担金補助及び交付金が主なものであります。

86、87ページをお開き願います。18節負担金補助及び交付金の補助金につきまして、主な事業をご説明いたします。葉たばこ生産環境改善事業費補助金600万円は、葉たばこの立ち枯れ病を防ぐための薬剤購入費及び生分解マルチの購入費を補助したものであります。農業用水路管理事業補助金112万3,000円は、農業用水路延長7万8,792メートルの維持管理のため、三戸土地改良区に対して補助したものであります。経営所得安定対策推進事業費補助金176万9,000円は、三戸町農業再生協議会が行う米の生産調整、水田フル活用に係る説明会や現地調査などの事務費に対する補助であります。農業レベルアップ事業費補助金197万円は、認定農業者などが農業所得の向上を目的に導入した設備、機械の購入費やスマート農業実演会の実施などに要する経費に補助したもので、令和2年度は機械購入12件、スマート農業の実演1件に対して補助したものであります。鳥獣対策総合事業費補助金222万9,000円は、三戸町有害鳥獣被害対策協議会に対する補助であり、三戸町鳥獣被害対策実施隊が行う有害鳥獣の捕獲、追払い等に要する経費や狩猟免許取得経費等に対する補助であります。令和2年度の捕獲実績は、ツキノワグマ6頭、カワウ3羽、カラス類84羽、ニホンジカ1頭でありました。農業次世代人材投資事業費補助金262万5,000円は、農業を始めてから経営が安定するまでの間、最長5年間交付される経営開始型の給付金であり、新規就農者3経営体、うち夫婦1組に交付したものであります。子牛市場出荷給付金117万円は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した畜産農家の支援のため、販売した子牛1頭当たり1万円を給付したものであります。家畜放牧事業費補助金253万円は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した畜産農家の支援のため、放牧を利用している畜産農家に対し、9月から11月の放牧料について1頭当たり1日260円を上限として、畜産農家27戸、延べ1万186頭について助成したものであります。野菜等産地力強化支援事業費補助金107万1,000円は、ニンニク植付け機1台に対する補助金であります。

交付金のうち、中山間地域等直接支払交付金1億948万4,000円は、中山間地域において将来にわたり農業や集落を維持していくための交付金として、対象農地面積約739ヘクタール、27の集落協定に交付したものであります。農作物次期作支援交付金122万8,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響により卸売市場等での売上げが減少するなどの影響を受けた農作物について、次期作の安定した生産に向けて必要な経費について交付金を支給したもので、花卉栽培農家8戸に交付したものであります。多面的機能支払交付金839万2,000円は、農業の持つ多面的機能を維持、発揮するための共同活動に対する交付金として、対象農地面積約235ヘクタール、8つの活動組織に

交付したものであります。

4目果樹生産振興対策費は、果樹の生産振興に要した経費で、負担金補助及び交付金が主なものであります。

12節委託料48万4,000円は、青森県りんご協会が行う高度な剪定技術を習得するりんご剪定士養成事業に1名、地域の中核的役割を担うリンゴ青年を養成する基幹青年養成事業に2名をそれぞれ派遣し、地域農業の担い手となる人材育成に努めたものであります。

18節負担金補助及び交付金の特産果樹産地育成ブランド確立事業費補助金262万円は、桜桃雨よけハウス1棟の設営と桃の簡易選果機1台の購入に要する経費に対して補助したものであります。果樹生産省力化設備整備事業費補助金193万3,000円は、防除作業の効率化を図るために導入するスピードスプレーヤー1台に対する補助であります。

5目畜産費は、畜産振興及び町営牧野の管理に要した経費が主なものであります。

10節需用費の肥料代248万円は、町営牧野約20ヘクタールに散布する草地用総合肥料及び土壌改良材の購入であります。

88、89ページをお開き願います。18節負担金補助及び交付金の田子高原広域事務組合負担金199万3,000円は、広域事務組合の議会運営費、牧野管理費、公債費に対する負担金であります。豚コレラ侵入防止支援事業費補助金318万3,000円は、アフリカ豚熱が発生した場合に対応するため、養豚場への野生動物侵入防護柵の設置に係る経費についての補助であります。

6目土地改良総務費は、農道の維持管理に要する経費が主なものであります。

12節委託料239万8,000円は、農業用ため池浸水想定区域図作成に係る委託料であります。

15節原材料費61万8,000円は、大雨等により洗掘された農道の補修用碎石の購入費であります。

7目県営土地改良事業費は、県営土地改良事業に要した経費が主なものであります。

16節公有財産購入費248万3,000円は、梅内地区、上村中地区、留ヶ崎地区の農道整備に係る用地購入費であります。

18節負担金補助及び交付金の中山間地域総合整備事業負担金3,180万円は、小中島地区ほか3か所の農道整備、上村中地区ほか2か所の農業用排水整備のほか、2地区の集落道及び集落排水整備に係る調査設計、用地買収及び工事に要した事業費への負担金であります。ため池等整備事業負担金708万円は、同心町地区ため池整備事業として実施した同心町地区農業用排水施設整備に係る負担金であります。

21節補償補填及び賠償金の農道等改良舗装工事支障物件補償費2,069万5,000円は、杉沢地区ほか2地区の農道整備等に係る支障物件の補償費であります。

90、91ページをお開き願います。8目農村環境改善センター費及び9目基幹集落センター費は、両施設の維持管理に要する経費であります。施設の利用状況は、斗川地区の農村環境改善センターが127件で、延べ2,513人、猿辺地区の基幹集落センターが43件で、延べ1,319人であります。

2項林業費は、森林の有する機能を総合的に発揮させるために実施する森林施業や森林資源の維持造成に要した経費であります。

林業総務費は、町有林の維持管理経費が主なものであります。

2節から4節共済費は、職員1名分の人件費であります。

92、93ページをお開き願います。11節役務費111万1,000円は、町有林4か所、約276ヘクタール分の森林保険料であります。

12節委託料216万6,000円は、令和元年度に三八地方森林組合と締結した森づくり協定に基づいて整備を進める貝守深山地区の民有林整備に係る委託料であります。

2目林業振興費は、林業の振興に要した経費であります。

13節使用料及び賃借料、重機借上料199万7,000円は、森林環境譲与税を活用して、大雨などにより荒廃した林道の再整備に要した経費であります。

18節負担金補助及び交付金、森林整備事業費補助金150万円は、優良な木材と健全な森林の維持造成を図るために実施した造林、間伐、枝払い等に対する補助金であり、実施面積は約48.1ヘクタールであります。木の駅プロジェクト事業費補助金16万6,000円は、森林に残され、利用されていない間伐材等の有効活用を通じた森林整備と、地域通貨券による地域活性化を図る取組に対して補助したものであります。林業・木材産業等振興施設整備事業費補助金640万円は、高性能林業機械1台の導入に要する経費に対して補助したものであります。

3項水産業費は、熊原川における資源の増強や環境の保全管理などに要した経費であります。

1目水産業振興費は、水産業の振興に要する経費であります。

18節負担金補助及び交付金、稚魚放流事業費補助金30万円は、河川の資源増強を図るために実施したアユ、イワナ等の稚魚放流に対する補助金であります。

以上で6款農林水産業費の補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

竹原委員。

○竹原 義人委員

6款1項4目果樹生産振興対策費について質問しますが……

（「ページ数」と言う者あり）

○竹原 義人委員

87ページであります。ちょっと無理な質問になろうかと思えますけれども、18節の負担金補助及び交付金というところに特産果樹産地育成ブランド確立事業費補助金とありますが、ブランド確立のため、先ほどSANNOWA関係で副町長からお聞きしたときに百年紅玉ジュース等、販売に力を入れるというようなお話がありましたが、ブランド化ということでお聞きしますが、この事業、雨よけハウスというようなことでありましたが、百年紅玉等にも何か補助金が入っているのかどうか。入っているの望みますが、どうでしょうか。

○農林課長（極 檀 浩君）

まず、特産果樹産地育成ブランド確立事業です。こちらは県の事業でございまして、リンゴ以外の桜桃、ブドウ、桃、これに係る施設整備についての補助金ということで、リンゴのほうはちょっと対象外になります。

あと、百年紅玉についての補助ということですが、今私の押さえている情報では補助のほうは入っていないということになります。昔と違いますか、私がまだ農林課に来た五、六年のときには、県の総合販売戦略課のほうを通じて東京のほうのレストランとか、そちらのほうへ流通できないかというようなことで、実際にシェフが

来て現地を見ているというような活動で、ソフト的な補助ということは行っておりません。

以上です。

○竹原 義人委員

三戸町に百年紅玉、面積もそうないと思いますし、本数もないと思います。農家数も限られると思いますので、相当これは農家自体のほうに応援をしなければ製品が入ってこないということになりかねませんので、商業、観光業の分野共同での援助をお願いして質問を終わります。

○委員長（千葉 有子君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

次に、歳出、7款商工費について説明を求めます。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

7款商工費について補足説明申し上げます。

92、93ページをお願いいたします。7款1項1目商工業振興費でございます。この目は、商工業及び物産の振興に係る経費でございます。

94、95ページをお願いいたします。10節需用費219万9,000円と11節役務費の郵便料361万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したもので、新型コロナウイルスの影響で低迷した地域経済を回復させるため、全町民に対し、商品券を交付するために要した経費でございます。

12節委託料の商品宅配サービス事業委託料100万円は、まちの楽校に委託して実施したもので、重い荷物を運んだり、買物に行くことが困難な買物弱者と呼ばれる方々に対し、商品をお届けするサービスで、利用者は18人、延べ886回の訪問実績がございました。飲食店ポータルサイト構築委託料92万2,000円は、新型コロナウイルスの影響で低迷した飲食店への支援として、テークアウトサービスを実施している飲食店を紹介するウェブサイトさんのへごはんの制作に要した経費でございます。

13節使用料及び賃借料の土地借上料32万4,000円は、誘致企業であります株式会社青森芝浦電子の工場用地として、町が町民お二人の方から借り上げた経費でございますが、同額で青森芝浦電子に貸付けをしております。

17節備品購入費のタブレット端末購入費は、先ほど委託料でご説明申し上げましたウェブサイトのさんのへごはんの利用や通信環境や端末を持たない世帯など、実際に触れて体験してもらうための貸出し用としてタブレット端末等を計34台購入したものでございます。現在寿教室でシニアのためのインターネット講座開催時に活用しており、今後は三戸高校BMCなどが授業での活用に向けた貸出し、コワーキングスペースでの講座等での活用を考えていきたいと考えております。

18節負担金補助及び交付金の補助金欄の三戸町商工会補助金450万円は、三戸町商工会が町の商工業振興のために実施した事業に対し交付したもので、前年度と同額と

なっております。次の商店街にぎわいづくり事業費補助金130万円は、まちの楽校が商店街活性化やにぎわいづくりのために実施した100縁勝店街事業、達人工房事業等に要した経費に対し交付したものでございます。令和2年度は、商品宅配事業を委託料へ切り離し、事業の見直しを行ったことから、前年度より420万円の減額となっております。空き店舗活用事業費補助金200万円は、新規創業のため町内の空き店舗に出店した2事業者に対し交付したものでございます。

続いて、緊急経済対策商品券取扱事業費補助金から三町食べ歩きスタンプラリー事業費補助金までは、新型コロナウイルス感染症対策に対する国または県の交付金を受けて実施したものです。緊急経済対策商品券取扱事業費補助金1,889万6,000円は、町商工会との連携事業として昨年の5月から8月にかけて実施したもので、全町民に対し2,000円の商品券を配布したものでございます。同時に18歳以下の子供がいるご家庭への子育て支援商品券交付事業も実施しております。商品券発行額1,960万円に対し、換金額は1,889万6,000円で、換金率は97.2%でございます。

次の飲食店等事業者緊急支援金1,476万7,000円は、新型コロナウイルス感染症拡大により大きく影響を受けている飲食関連事業者を対象に支援金を支給したものでございます。昨年3月から5月の売上額が前年より20%以上減少または減少する見込みの事業者に対し、1か月当たり15万円、最大45万円支給したもので、42事業者に対し実施したものです。

次の事業者緊急支援金1,260万円は、先ほどご説明申し上げました飲食関連事業者を除く全事業者に対し支援金を支給したものでございます。昨年3月から5月のいずれかの売上額が前年より20%以上減少した事業者に対し、一律10万円を支給したもので、126事業者に対し実施したものです。

テイクアウト宅配運賃助成金2,000円は、町内飲食業店と連携し、料理代金2,000円以上の飲食料品をデリバリーするタクシー事業者に対し、初乗り運賃を町が助成したもので、利用実績は4件ございました。

次のプレミアム付商品券発行事業費補助金1,097万1,000円は、地域経済の回復及び消費活動の活性化を図るため、3,000円で4,000円分の商品券が購入できるプレミアム率33%の商品券の発行に係る経費を町商工会にプレミアム経費と事務費を交付したものです。使用期間は、令和2年10月から令和3年2月までで、1万セット販売いたしました。

次のさんのへ秋まつり山車組等持続化支援金72万円は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったさんのへ秋まつりを次年度円滑に再開できるようにするため、伝統の継承及び次年度に向けた準備に要する経費に対し、支援金を支給したものでございます。山車組7団体に10万円を、斗内獅子舞保存会に2万円を支給いたしました。

次の秋の城山公園ライトアップ事業費補助金176万円は、さんのへ秋まつりが中止となり、その代替事業として町観光協会が実施する秋の城山公園ライトアップ事業に補助金を交付したものでございます。期間は10月20日から11月15日までで、糠部神社境内の参道にぼんぼりを設置し、糠部神社境内の紅葉と湯故館をライトアップして、新しい城山公園の魅力の発見と誘客の促進につなげたものでございます。

次の事業者持続化支援金は、事業者緊急支援金に続き、第3弾、第4弾として実施したもので、第3弾は新型コロナウイルスの影響を受ける町内の全事業者を対象に、昨年6月から8月の売上額が前年より30%以上減少した月に1月当たり5万円を支給したもので、71事業者に対し635万2,000円を支給いたしました。第4弾は、昨年9月から11月の合計売上額が前年より30%以上減少した事業者に一律15万円を支給したもので、47事業者に対し662万4,000円を支給したものです。

次の感染防止対策飲食店等環境整備事業費補助金は、事業所内等に新型コロナウイルス感染防止のためのエアコン等の設備や消毒液等の物品購入に要した経費を助成したもので、10月末までに実施した第1弾の事業者数は54件、第2弾は今年の1月に飲食店やタクシー等に限定して実施したもので、事業者数は2件、合わせて776万4,000円を助成したものでございます。

次に、三町食べ歩きスタンプラリー事業費補助金65万2,000円は、三戸町、南部町、田子町の飲食店利用の消費喚起と消費誘客交流の活性化を図ることなどを目的に実施した事業に要する経費を3町で3分の1ずつ負担したものでございます。参加店で1回500円以上の利用でスタンプ1個がもらえ、各町2個ずつ計6個のスタンプを集めると、1,000円分の飲食クーポンとして利用でき、さらに抽選で各町の特産品が当たるというものでございます。対象店舗は、三戸町が23店舗、南部町が19店舗、田子町が12店舗ございまして、クーポンの利用実績は全体で39店舗814枚、うち三戸町は13店舗338枚の利用がございました。また、繰越明許費4,127万3,000円は、三戸応援商品券第2弾として今年の3月から6月末にかけて実施したもので、町民1人につき2,000円分の共通券と1,000円分の飲食店専用券の計3,000円の商品券を配布した事業と、昨年12月から今年2月の売上げが前年より30%以上減少した場合15万円を支給する事業者持続化支援金に係る経費を翌年度に繰り越したものでございます。

2目観光費に移ります。この目は、町の観光振興に要した経費でございます。観光PRや城山公園、金洗沢公園、関根ふれあい公園、おまつり広場の整備や管理運営に係る経費が主なものでございます。

96、97ページをお願いいたします。一番上の印刷製本費131万5,000円は、観光ガイドブックや、さんのへ街歩きマップの印刷に要した経費でございます。

12節委託料、観光PR動画製作業務委託料181万5,000円は、11タイトルのショート動画を各1本と、それをつなぎ合わせて編集したダイジェスト動画1本の製作に係る経費でございます。完成したダイジェスト動画は、庁舎1階入り口付近で上映しております。

一番下の城山公園鶴池亀池ライトアップ委託料19万8,000円は、町観光協会が実施した秋の城山公園ライトアップ事業とタイアップして、鶴池亀池のライトアップを実施した経費でございます。

14節工事請負費の城山公園観光看板等整備工事請負費9万9,000円は、旧マルキンの2階窓に城山公園の誘導看板を設置した経費でございます。下2つの城山公園ステージ改修工事請負費と歴史民俗資料館隣接トイレ改修工事請負費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施したもので、アフターコロナに向けたイベントの再開や誘客促進を図るため、イベント広場の屋外ステージやシャッター等の改修と、トイレをバリアフリー化したものでございます。

次に、18節負担金補助及び交付金の観光推進事業費補助金372万9,000円は、町観光協会に対し支出したもので、さんのへ春まつりやさんのへ秋まつりが中止になったことから減額し、観光振興組織体制強化などの事業に係る経費に対し補助したものでございます。

次に、3目道の駅管理費でございます。この目は、道の駅三戸の管理運営に要した経費でございます。12節委託料の道の駅さんのへ指定管理料668万8,000円は、平成26年度から導入しております指定管理に係る管理料で、前年度と同額となっております。なお、指定管理の期間は、令和5年3月31日までの5年間となっております。

98ページ、99ページをお願いいたします。14節工事請負費、駐車場維持工事請負費48万5,000円は、見えにくくなっていた駐車場の区画線の引き直し等に要した経費と

して、トイレドア自動化工事請負費227万7,000円は、新型コロナウイルスの接触感染防止対策として実施したものでございます。

以上で7款商工費の補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

竹原委員。

○竹原 義人委員

95ページ、7款1項1目18節、補助金であります、プレミアム付商品券発行事業費補助金ですが、町内における消費の喚起と地域経済の活性化が大いに図られたと思えますし、事業は大変よかったと評価いたします。しかし、緊急経済対策商品券取扱事業費補助金のように配布したのではなく、こちらは販売でありますので、商品券の販売日が始まった後に案内が届き、優先枠が買えなかった、遅れて行ったらもうなかったという苦情がありました。商工会が実施する計画、準備、また町民への周知期間等に苦情がなかったのかどうか、町の評価はどうであるのかお聞かせください。

それから、97ページ、7款1項2目12節の委託料であります、観光PR動画製作業務委託料181万5,000円ありますが、元年度も同じ金額になってございます。2年で作成したのか。そして、観光動画を見られるのを先ほどちょっと、どこで上映しているか、町のホームページで見られると思いましたがけれども、さっきちょっと聞き漏らしましたので、どこで上映しているか。

そして、2款の7目企画費で11ぴきのねこのまちアプリ作成をしておりますけれども、これをこっちでも作っている、こっちでも作っているというようならばらばらのような感じもします。1つに集約して、すばらしいものができなかったのか。見る客層が違う、目的が違うために、このようにこちらでも動画、こちらでも動画というふうになったのか、その辺のことをお知らせください。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

竹原委員の質問にお答えいたします。

まず、第1点目のプレミアムつきの販売の事業でございますけれども、案内が来た後にもう販売が始まっていて買えなかったというような苦情があったかどうかということですが、町のほうにも同じような苦情が来てございます。案内の周知期間のほうが遅くなったことによりまして、まず買えなかったというようなことがございました。それを受けまして、今回は次のプレミアム商品券の販売のほうを行うところですが、予約販売という形での販売に切り替えたもので、それも一つの理由でございます。

続きまして、PR動画の製作業務委託料、これは去年も同じ金額が出ているということでございますけれども、確かに同じ181万5,000円でございます、今年度は先ほどご紹介しましたようにショート動画、短い動画が11本、それをつなぎ合わせたのが1本でございますが、昨年度は町制施行130周年の式典の動画というものを作成しております、同じタイトルにはなってございますけれども、中身といたしましては元年度の支出の内訳は町制施行130周年の記念の動画と今年度は町内の様々なところのタイトル、それで実施したものでございます。

どこで見られるかというものにつきましては、庁舎1階、会計課前のところにふるさと納税の返礼品の商品をいろいろ並べているガラスケースがございます。その上にタブレットがございまして、そこで一日中流してございます。ぜひ御覧いただきたい

と思います。
あと……

(「ホームページでも見られるのか」と言う者あり)

○まちづくり推進課長(中村 正君)

大変失礼しました。ホームページ等でも見るすることができます。

あと、11ぴきのねこの観光アプリのほうと今回PR動画のほうを作成したものを1つにできないかということでございますけれども、アプリのほうはエンジョイアプリということで観光のアプリで、11ぴきの石像巡りであるとか、あとは商店の紹介であるとか、そういうところになっておりまして、町を周遊するのに使う、三戸町がどういふところですよというので観光PRも兼ねておりますが、目的としましては石像巡りであったりとか、三戸に来た方がそれを使って楽しんでいただく、三戸の魅力を知っていただくというもので、別々に事業としては考えてございます。

以上でございます。

○竹原 義人委員

11ぴきのねこのまちアプリ作成、これは非常にいいなと思いましたが、見やすいというか、いいなと思ったので、こっちの受付のところでも見られるというような感じでありましたけれども、目的とあれが違うということで理解しました。

それから、プレミアムのほうですが、今回も遅れたという苦情が入りました。ただし、課長が言ったように、今回は予約販売でしたので、何日か遅れても予約ですので、よかったと思います。何分周知徹底という、あらぬ疑惑を抱かせる前回でしたけれども、前はもう決まっている方に販売しているのだというような思いをかけたしまったような気がしますので、それを反省して予約ということでもよかったと思いますけれども、今後より一層の周知というところに力を、力を入れるくらいのことでもないのですが、考えてやっていただきたい、そう思います。了解。

○佐々木 和志委員

1点、95ページの7款1項1目12節委託料の商品宅配サービス事業委託料でちょっと教えていただきたいのですが、これ財源は一般財源なのかどうかというところと、利用者の制限等があるのか。具体的には外出するのが明らかに不自由な方とか、もしくは介護認定を取っている方しか利用できないとか。あとそれと、これはたしか利用者負担もあったと思ったのですが、その事業の内容、そこをちょっとお願いしたいと。

○委員長(千葉 有子君)

暫時休憩いたします。

(午後 3時20分)

休 憩

(午後 3時21分)

○委員長(千葉 有子君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

まず、商品宅配サービス事業の財源でございますが、一般財源でございます。

利用者制限でございますが、こちらは先ほど説明でも申し上げましたように、交通弱者と言われている方でございます。歩行が困難であるとか、あと重いものを持って歩くのが大変だとか、ご本人様からの申出、申請によりまして利用のほうの決定をさせていただきます。これは、まちの楽校のほうでしておるものでございます。

あと、利用者の負担でございますが、利用者様からの手数料といたしまして1回300円を頂戴してございます。

失礼いたしました。財源につきましては、起債の対象で過疎のソフト事業として充当してございます。

以上です。

○佐々木 和志委員

ちょっと気になったのは、利用者が18人というところで、決算額100万円の事業に関して利用者が18人というのは費用対効果がどうなのかなというところであります。決してこの事業が悪いとかそういう意味ではなく、100万円の事業費をかけるのであれば、もっと利用者を広げて、交通弱者、高齢者、あとはこれからコロナ禍がどこまで続くか分からないですけども、そういう中で外出を控えたいという人が使えるような周知というのをやっていったほうがいいのではないかなというふうに思います。延べ886回ですと、100万円を単純にそれで割ると1回当たりの配達する費用というのが1,100円ちょっと、それに利用者の負担が300万円となると1,400円。もちろん1回行って戻って1回というわけではないわけですから、1つの配達に対する経費というのはもっと安くなっているはずなのです。であれば、もっと周知して、100万円でももっと多くの方が使えるように取り組んだほうがいいのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

費用対効果といたしましては、この人数に対して100万円とありますけれども、主にお年寄りの方であるとか、体の不自由な方という方がまず利用するところではあるかと思えます。この金額で1人当たりの金額ということでは割り出せないところはあろうかと思えますが、委員おっしゃるとおり、確かに利用者が固定されているとか、あとは自由に使えないだとかということもあろうかと思えます。今年は、社会福祉協議会がこの事業のほうを受注してございまして、広報のほうでも新たに利用者の募集をしたところでございます。コロナの関係で、例えば外出を控えたいとか、あとは最近体の調子が悪いので、そういうようなサービスがないかなといったときにこの事業が選択されるように、お知らせをまず十分にして、多くの方に利用していただく、必要な方にサービスが届けるように周知のほうを図ってまいりたいと思えます。

以上です。

○佐々木 和志委員

まずよろしくお願ひしたいのですけれども、ちょっと利用者の負担が、特に町が認める先ほど言った介護が必要な方、独り暮らしの高齢者とか、ある一定条件、基準を設けて1回につき300円の利用料というのを極力安くしてあげて使ってもらえるようにするというのも方法だと思います。

それと、ちょっと話が外れるのですが、2款のときに免許返納に対する補助というところにもリンクするのですが、そういった車を手放す、気軽に外出できる機会が減るといった方々にも、そういうサービスを安く利用できるのですよというようなのを総務課と連携取りながらちょっと取り組んでいただければと思います。多分やりますという答弁にはなると思うのですが、一応聞いておきます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

今ご提案のありました免許返納者等、必要な方が選べるサービスの一つとして今回の宅配サービス事業がなるように、まずは免許返納の際にお知らせであるとか、あとは広く広報、ホームページ等の周知のほうをしてまいりたいと思います。

以上です。

○小笠原 君男委員

95ページをお願いします。18節の商店街にぎわいづくり事業費補助金につきまして、この中身を見ますと100縁勝店街の事業とかのほうにも助成されているような形になっております。街歩きのアプリの中にも商店とかを紹介している部分がございますので、できましたらこういう助成もしているところ、月1回ぐらいだったと思いますが、本日は100縁勝店街を開催中とか、そのお店の品目はなくても、そういうふうなことを開催しているという広告なり商店の応援という形でアプリにも載せられないものか、まずお伺いします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

小笠原委員のご質問にお答えいたします。

アプリのほうで100縁勝店街をやっていることの紹介ができないかということでありまして、トピックス、話題という形の項目もございますので、そういうところでご紹介のほうをして、アプリを見た方にも分かるような形というのはできるのではないかと考えておりましたので、ぜひ取り入れていきたいと思っております。まず、まちの楽校にかかわらず、町の商店のそういうふうな取組等がございましたら情報収集に努め、取り組んでまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○小笠原 君男委員

来町したお客さんも、今日は100縁勝店街があるというふうなのをアプリで見て、喜んで買っていただければ、また商店の方々も喜ぶのではないかなというふうに思いますので、何とか商店を盛り上げるような形のアプリをまず一緒に付け加えていただいて実施していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○栗谷川 柳子委員

2点です。95ページの備品購入費のタブレット端末購入費のところなのですが、聞き漏らしたかもしれません。タブレット端末の本来の利活用の目的をもう一度ご説明いただきたいのと、本来の利活用としての利用は実際何件程度あったのかお知らせいただきたいのと、このタブレットを利用したサービスというのは今も継続中であるのかということ。

そして、もう一点が97ページ、12節委託料の観光PR動画製作業務委託料なのですが、先ほどものご説明だと今現在見られる場所は庁舎の1階入り口と町のホームページに入っていって探せば見られるのだと思いますが、観光PR動画ですので、役場の庁舎1階だけで今後も放映していく予定なのか。私の感覚だと、観光PR動画なので、それこそ道の駅だとか、もっと広くホームページでも分かりやすいところに配置しておくとか、SNSでこういう新しい観光動画ができたので、全国の皆さん、見てくださいというようなPRを、観光PRのためのPRをもっとするご予定だとは思いますが、その辺をお聞かせください。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

栗谷川委員のご質問にお答えいたします。

まずは、タブレット等の本来の利活用の目的というところのご説明でございます。まず、一等最初のところでは、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして町内の飲食店の利用が減っていると、緊急的に活性化を図る必要があるというところで、テークアウトの注文ができるような形でのサイトをつくったらどうかというところから始まったものでございます。インターネット上でテークアウトの注文ができるようになると、その注文した料理をタクシーでデリバリーして、タクシー会社の支援というところも考えたものでございます。そういうことで事業を計画しておりましたが、テークアウト注文のシステム導入の費用のほうが高くなると、予算額ではちょっとできないということが分かったこと、あとはインターネットによる注文で受注ミスであるとか、あといたずらというのが全国的に多かったこともありまして、テークアウト注文のシステムの導入を見送ったものでございますので、この利活用というのは件数はございません。

ただ、ご説明にありましたように、タブレットを購入いたしまして、広く使っただけ貸出し用も含めての検討もしておるところでございます。利用の中身につきましては、補足説明で申し上げましたところでありまして、今まで通信環境とか端末を持っていない世帯であるとか、あとは実際に触れて体験してもらおうというところの貸出し用としての整備を行ってございます。

それに伴いまして、利用件数ということでございますが、ゼロとなります。

PR動画につきましてですが、今回できたPR動画をまずは広く知っていただく、広くというか、せつかくできたものなので、紹介したいなという気持ちもありまして、皆さんが目につく1階のところにまずは置いて、見ていただいたものでございます。

今後につきましては、委員おっしゃったように広く見ていただけるところ、例えばイベント等でPR動画を流してみたりとか、あとは広く観光客が集うようなところで映像を流すとか、そういうところ、見やすい場所、あとは方法を今後やっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○栗谷川 柳子委員

タブレット端末購入費で購入、利活用、本来は飲食店の売上げを助けたいがために購入したのだけれども、システムのところに費用がとてかかるので、実際はその目的では活用できていないけれども、今後町のほかのことに十分に効果を出せるように活用されていくということで、それは承知しました。

それと、観光PR動画なのですが、これは広く今後は観光PR動画のPRをしていくということで承知しましたが、例えばこの下の18節のところにもありますけ

れども、VISITはちのへにも加盟していて、そっちのほうに三戸のPR動画もできたので、そっちで何かするとき流してもらえるようお願いとかも積極的にしていただきたいなと思いました。

以上です。

○山田 将之委員

今の栗谷川委員の質問の答弁でちょっと私引っかかったもので、タブレット端末の購入費の部分です。本来は飲食店を支援するためにインターネット上で注文してということで、タブレット端末費を我々可決したわけですが、それを見送ったというのは今初めて我々説明を受けたわけで、どの時点で見送ったということなののでしょうか。もっと早く説明があればよかったのかなと思ったのですが。

○委員長（千葉 有子君）

暫時休憩いたします。

（午後 3時38分）

休 憩

（午後 3時43分）

○委員長（千葉 有子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

大変失礼いたしました。まず、この事業をやるに当たりまして、ポータルサイトのほうの立ち上げであるとか、あとは飲食店のほうでネットを介しての注文を受けるシステムであるとか、決済のシステムというところで当初は予定しておったのですが、店舗のほうからもタブレットを使ったインターネットでの注文を受ける対応が難しいというような声も聞こえてまいりまして、9月頃にそのシステムの導入というものを見送ったものでございます。ただ、さんのへごはん自体のサイトのほうはつくっておりましたので、町内にこのような店舗がありますよ、食事処はこういうところですよというので、チラシとか広告の代わりにそのサイトを見て町内外に情報を発信できるようにサイトのほうはまずつくったということになります。

タブレットの活用につきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、寿教室の方とか、触ったことがない方、そういう方々に触っていただいて慣れていただく、それでご自身で例えば購入をして、ご自宅でショッピングをするとか、そういうふうな機会になればというところで、貸し出して使っていただくというよりは、その事業の中で自由に触れていただくというふうな機会を設けているところでございます。

以上です。

○山田 将之委員

見送ったということで、別な活用方法で使用するということは分かりました。その分かった時点で、まず我々に説明するのが大事ではないのかなと。本来の目的で活用すると今まで思っていたので、いつなるのかなというふうに思っていたところもあったので、今後そういったことのないよう気をつけていただければなと思います。

○委員長（千葉 有子君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

10分後再開予定をもって休憩いたします。

（午後 3時45分）

休 憩

（午後 3時55分）

○委員長（千葉 有子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

先ほど2款の地域商社運営補助金のところで竹原委員のご質問にまだお答えしておりませんでした件につきまして回答させていただきたいと思います。

地域商社の販売促進費、令和2年の金額について、予算は約50万円ぐらいだけでも、決算額が640万円になっているその内訳でございます。主なものについてご紹介いたしますと、ミニふじウェブサイトの制作費であるとか、クリームサンドの箱であるとか、あとはリンゴジュースの化粧箱、サクランボの箱とか、ミニふじの箱等々の製作等に係る経費がこちらに含まれているものでございます。

以上でございます。

○委員長（千葉 有子君）

次に、歳出、8款土木費について説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

8款土木費の決算につきまして補足説明を申し上げます。

土木費は、町民皆様の生活や産業基盤となる町内の道路、橋梁の維持や新設改良、公園や町営住宅の維持管理を行うための経費でございます。

98ページ、99ページをお願いいたします。1項1目道路河川総務費の2節給料から4節共済費までは、建設課職員7名分の人件費でございます。

12節委託料45万5,000円と13節材料及び賃借料40万円は、土木工事の積算に用いておりますシステムの保守と借りに要した経費が主なものでございます。

18節負担金補助及び交付金の急傾斜地崩壊対策事業負担金500万円は、令和2年度分の県営鬮田地区急傾斜地崩壊対策事業費1億円の5%分を町が負担したものでございます。

2目道路維持費は、339キロメートルの町道や、町内約2,400か所に設置しております街路灯の維持管理、建設課所有の車両の維持管理、道路補修に係る重機の借上げ、道路補修工事、道路維持補修材料の購入、除雪作業を行うための経費でございます。

10節需用費の消耗品費204万円は、融雪剤の購入に要した経費が主なものでございます。電気料826万9,000円は、街路灯の電気料金でございます。修繕費150万1,000円は、街路灯と建設課で管理する車両の修理に要した経費でございます。

100ページ、101ページをお願いいたします。12節委託料3,937万5,000円は、道路台帳の修正、橋梁補修に係る調査設計、町が管理する道路の草刈りなどの道路維持作業に要した経費でございます。

13節使用料及び賃借料の重機借上料868万3,000円は、町内21件の維持補修に要した経費でございます。LED街路灯借上料1,019万1,000円は、町内約2,400か所に設置している街路灯の借り上げに要した経費でございます。除雪機械借上料4,943万1,000円は、町内331路線約277キロメートルの除雪を行うため、建設業者13者の重機28台分の借り上げに要した経費でございます。令和2年度の除雪稼働日数は13業者で42日でございます。

14節工事請負費2,251万4,000円は、町道松山斗内沢舞手線側溝入替え工事のほか、18件の道路維持補修、側溝入替え、路肩補修、のり面復旧などの道路維持工事と防犯灯の移設・設置工事に要した経費でございます。

15節原材料費の道路維持補修材料購入費182万4,000円は、道路等の補修に必要な砕石、側溝等の資材購入に要した経費でございます。

102ページ、103ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金の道路除雪活動報奨金50万円は、町が管理する道路の除雪について、三戸町道路除雪活動報奨金交付要綱に基づき、除雪機やトラクター等を使用して除雪作業を行った2つの町内会に対しまして報奨金を交付したものでございます。

3目道路新設改良費の14節工事請負費2,961万6,000円は、川守田裏通り線道路改良工事のほか3件の道路改良工事に要した経費でございます。

16節公有財産購入費の町道用地購入費137万6,000円は、町道関根1号線の用地購入に要した経費でございます。

12節補償補填及び賠償金の町道拡幅支障物件補償費2,144万9,000円は、町道関根1号線の拡幅において支障となる物件の補償に要した経費でございます。

2項都市計画費は、三戸都市計画区域1,779ヘクタールで、220ヘクタールの維持管理を行う経費でございます。

1目都市計画総務費の12節委託料の沖中児童公園維持管理業務委託料5万円は、元木平地区にある沖中児童公園の維持管理を元木平町内会に委託したものであり、その維持管理に要した経費でございます。

27節繰出金1億2,385万4,000円は、三戸町下水道事業特別会計に繰り出したものでございます。

3項住宅費は、町営住宅11団地203戸を維持管理する経費が主なものでございます。

1目住宅管理費の2節給料から4節共済費は、建設課職員2名分の人件費でございます。

104ページ、105ページをお願いいたします。10節需用費の修繕費227万5,000円は、町営住宅の屋根や外壁等の修理24件に要した経費でございます。

11節役務費の火災保険料21万1,000円は、町営住宅203戸分の火災保険料でございます。

18節負担金補助及び交付金のブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金19万8,000円は、地震発生時におけるブロック塀の倒壊による事故の発生や避難経路の閉塞を未然に防止することを目的として、ブロック塀の所有者が実施する建て替えや除却等の安全対策工事に要する経費の一部を補助したもので、2件分でございます。

以上で8款土木費決算の補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

次に、歳出、9款消防費について説明を求めます。

防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

それでは、9款消防費につきまして補足説明申し上げます。

104ページ、105ページをお願いいたします。9款消防費、1項1目常備消防費でございますが、18節負担金補助及び交付金にあります八戸地域広域市町村圏事務組合負担金1億7,686万6,000円は、消防費と消防公債費の負担金であります。職員数は、広域事務組合全体で428人、三戸消防署は署長以下31人が配属されており、常時8人から9人が24時間体制で勤務をしております。三戸消防署における令和2年の町内出動件数は、火災4件、救急395件、うちドクターヘリ要請は13件でありました。

2目非常備消防費で主なものは、1節報酬にあります消防団員報酬655万2,000円と7節報償費の報奨金158万7,000円です。報奨金の内訳は、消防団本団及び分団に対する運営管理報奨金と夜間巡回に対する報奨金等であります。8節旅費の費用弁償は363万円であります。消防団員数は、平成元年度441人であったものが令和2年度は427人と14人の減となっております。このうち女性団員は17人となっております。令和2年度の出動回数でございますが、火災9回、警戒18回、訓練17回、その他69回の計113回、出動人員は延べ2,420人でありました。

10節需用費の電気料116万1,000円は、消防団屯所19施設の電気料であります。修繕費178万3,000円は、消防団車両及び屯所等の修繕に要した経費であります。

106ページ、107ページをお願いいたします。17節備品購入費の消防資機材購入費186万2,000円は、団員の活動服、ホース、はんでん、防火衣、ライフジャケットなどを購入したものであります。

18節負担金補助及び交付金の市町村総合事務組合負担金1,010万7,000円は、団員の活動時における公務災害補償及び退団時の退職報償負担金を当該事務組合に支払ったものであり、下から3行目の消防団員福祉共済掛金助成金119万9,000円は、団員のけがや疾病による入院や死亡時に見舞金を支給する共済制度への助成金であります。

3目災害対策費であります。10節需用費の消耗品361万1,000円は、新型コロナウイルス感染症対策のための避難所用間仕切り段ボール及び簡易ベッドのほか、屋内テント、サーキュレーター扇風機などの購入に要した経費であります。

以上で9款消防費の補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明日午前10時決算特別委員会を再開することとし、本日はこれで散会いたします。

（午後 4時09分）

2日目 令和3年9月9日(木)

○日程

1. 議案第50号 令和2年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について
(歳出10款教育費から13款予備費まで款ごとに審査)
2. 議案第51号 令和2年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定について
(歳入、歳出一括審査)
3. 議案第52号 令和2三戸町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(歳入、歳出一括審査)
4. 議案第53号 令和2年度三戸町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(歳入、歳出一括審査)
5. 議案第54号 令和2年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(歳入、歳出一括審査)
6. 議案第55号 令和2年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(歳入、歳出一括審査)
7. 議案第56号 令和2年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
(歳入、歳出一括審査)
8. 議案第57号 令和2年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計歳入歳出決算認定について
(歳入、歳出一括審査)

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

○出席委員(14人)

- | | | | | | |
|-----|-----|---|---|---|---|
| 1番 | 柳 | 雫 | 圭 | 太 | 君 |
| 2番 | 小笠原 | 君 | 男 | 君 | |
| 3番 | 和 | 田 | 誠 | 君 | |
| 4番 | 越 | 後 | 貞 | 男 | 君 |
| 5番 | 乗 | 上 | 健 | 夫 | 君 |
| 6番 | 山 | 田 | 将 | 之 | 君 |
| 7番 | 栗谷川 | 柳 | 子 | 君 | |
| 8番 | 藤 | 原 | 文 | 雄 | 君 |
| 9番 | 番 | 屋 | 博 | 光 | 君 |
| 10番 | 千 | 葉 | 有 | 子 | 君 |
| 11番 | 久 | 慈 | 聡 | 君 | |
| 12番 | 澤 | 田 | 道 | 憲 | 君 |
| 13番 | 佐々木 | 和 | 志 | 君 | |
| 14番 | 竹 | 原 | 義 | 人 | 君 |

○欠席議員(0人)

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	松尾和彦君
委任説明員	副町長	馬場浩治君
	参事（税務課長事務取扱）	遠山潤造君
	参事（住民福祉課長事務取扱）	馬場均君
	参事（総務課長事務取扱）	武士沢忠正君
	参事（三戸中央病院事務長事務取扱）	沼澤修二君
	健康推進課長	太田明雄君
	会計管理者（会計課長）	井畑淳一君
	農林課長	極檀浩君
	建設課長	齋藤優君
	まちづくり推進課長	中村正君
	総務課財政指導監	下村太平君
	三戸中央病院経営改善推進監	松澤俊彰君
	総務課防災危機管理室長	多賀昭宏君
	まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北村哲也君

○農業委員会事務局

説明員	会長	梅田晃君
委任説明員	事務局長	極檀浩君

○教育委員会事務局

説明員	教育長	慶長隆光君
委任説明員	事務局長	櫻井学君
	史跡対策室長	奥山昇吾君

○代表監査委員

馬場行雄君

他、各所属の班長級職員等

○職務のために出席した事務局職員

事務局長	貝守世光君
主幹	櫻井優子君

(午前10時00分)

○委員長（千葉 有子君）

これから本日の会議を開きます。

議案第50号を議題として、前日の議事を続行します。

委員長から再度お願いを申し上げます。質疑を行う際には、決算書のページを述べてから、関係する項目の質疑を行うようお願いいたします。なお、議題外及び範囲を超える質疑は行わないようお願いいたします。あわせて、質疑及び答弁は簡潔明瞭にし、効率的な議事運営にご協力をお願いいたします。

歳出、10款教育費について説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

10款教育委員会事務局所管に係る令和2年度決算について補足説明いたします。

教育委員会では、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指し、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む小中一貫教育の推進に努めてまいりました。

106ページ、107ページをお願いします。10款教育費ですが、教育費全体の支出額は5億8,311万8,000円で、一般会計の歳出総額に占める割合は7.5%であります。

1項1目教育委員会費は、教育委員4名の会議や各種行事等、延べ83回の出席に係る委員報酬48万9,000円が主なものであります。

2目事務局費の1節報酬の会計年度任用職員報酬538万5,000円は、三戸中学校で英語、数学、生徒指導の支援を行う小中一貫教育支援特別講師3名への報酬です。

108ページ、109ページをお願いします。7節報償費の特別支援教育コーディネーター事業謝金31万6,000円は、三戸小学校に元八戸第二養護学校の校長だった方を合理的配慮協力員として配置し、特別な支援が必要な児童生徒への指導に関して助言をいただいております、その方への謝金であります。

11節役務費の英語検定GTEC検査手数料33万9,000円は、8年生を対象に英語の話す、聞く、読む、書くの4技能についてのスコア型の検定を行ったものです。

12節委託料の学校部活動バス運転業務委託料221万7,000円は、部活動の遠征等43回の運行に要したものです。大学生等応援特産品贈呈事業委託料95万4,000円は、コロナ禍で制限された学生生活を送っている町出身の大学生等140人にリンゴジュースなど1人5,000円相当の町特産品を送ったものです。学習コーチ事業委託料80万円は、7年生から9年生、各学年を対象に実施した勉強の仕方や学習習慣の形成に関する学習コーチ講演会や、6年生の中学校進学前の不安解消や学習習慣形成のための7年生進級前ガイダンスの実施に対する委託料であります。

13節使用料及び賃借料の部活動支援バス借上料119万6,000円は、複数の遠征が重なった場合、町保有の部活動バス1台で対応することができない部活動の遠征等について、民間業者のバスを借り上げたものであり、19回運行しております。

18節負担金補助及び交付金の三戸地方教育研究所負担金955万4,000円は、三戸町と田子町2町の教育振興のため、教員研修、教育相談、学力調査の分析、特別支援学級への在籍が必要かどうかを判定する教育支援委員会などを行っている三戸地方教育研究所に対する負担金であります。

110ページ、111ページをお願いします。補助金の三戸地方未来塾事業費補助金50万円は、プログラミング教育を行うICTクラブの運営等に要する費用で、町内小学生26名が参加し、9月から3月まで合計20回実施しております。三戸高等学校支援事業費補助金79万3,000円は、生徒の資格取得への支援であり、延べ184名が各種検定に合格し、前年度から36名増加しております。三戸町大学生等支援金1,560万円は、町出身の大学生等に自宅外は1人10万円、自宅からの通学者には1人5万円を給付したもので、自宅外142名、自宅29名、合計171名への支援を行っております。海外研修派遣事業費補助金30万円は、例年行っているオーストラリア・タムワース市への派遣が中止となったことから、フィリピンとのオンラインによる英会話研修を実施したものです。参加者は、5年生、6年生、8年生、合計13名でありました。小学校給食費・教材費支援金178万5,000円、中学校給食費・教材費支援金67万5,000円、高校教材費支援金105万円は、第3子以降を養育する保護者、合計101名に対する支援金です。

3目語学指導外国青年招致事業費ですが、英語科の充実のために配置しているALT2名の雇用に係る1節、会計年度任用職員報酬748万円、11節役務費の会計年度任用職員社会保険料106万円及び13節使用料及び賃借料の宿泊所2棟の借上料99万6,000円が主なものであります。

2項1目小学校費の学校管理費であります。三戸小、斗川小、杉沢小の3校の管理運営に要した経費であります。

1節の学校医等報酬111万3,000円は、児童の耳鼻科、眼科、内科、歯科健診に要する学校医等に対する報酬であります。

112ページ、113ページをお願いします。12節委託料の情報通信ネットワーク環境施設整備委託料2,398万円は、町内小中学校3施設の校内LAN整備に要した費用であります。GIGAスクールサポーター委託料229万6,000円は、タブレット端末使用についての教職員研修や学校利用に合わせての各種設定、運用支援に要した経費です。三戸小目時地区通学バス委託料から斗川小大舌地区通学バス委託料は、三戸小、斗川小の通学バス運行に要する費用で、5路線合計で3,080万4,000円を要したものです。用務員業務委託料1,271万9,000円は、小中学校の用務員6名の業務委託料です。

13節使用料及び賃借料では、蛇沼地区からの三戸小スクールタクシー借上料136万2,000円、各学校のグラウンド整地に要した重機借上料、合計85万円が主なものであります。

114ページ、115ページをお願いします。14節工事請負費は、雨漏りのために実施した三戸小中トプライト防水工事128万7,000円など、学校施設の整備に要した経費です。

17節備品購入費の児童用端末購入費1,804万円は、GIGAスクール構想によるタブレット端末401台を購入したものです。学校保健対策用備品購入費489万8,000円は、手洗いの自動水栓などのコロナ感染症対策のための備品を購入したものです。教員用端末購入費314万9,000円は、教員用タブレット端末70台を購入したものです。感染症対策用備品購入費333万3,000円は、コロナ感染症対策としてCO₂モニターやオゾン除菌消臭器などを購入したものです。

2目教育振興費であります。1節報酬の会計年度任用職員報酬920万円は、学習障害等、教育上特別の支援を必要とする児童への指導充実のために各学校に配置している小中一貫教育チューター6名分の報酬です。

17節備品購入費の教師用教科書指導書購入費503万8,000円は、4年に1度の小学校の教科書改訂に伴う教科書と指導書の購入費です。

18節負担金補助及び交付金の立志科推進事業費補助金50万円は、各学校創意工夫の

下、地域の伝統や文化、自然環境を理解する力などを育成するための教育活動に要する経費を補助したものであります。具体的には、煎餅やきんか餅を作る伝統食料理の体験、斗内獅子舞の伝承活動、モチ米やサツマイモの栽培などの農業体験、炭焼き体験などの教育活動に要した経費であります。

19節扶助費では、経済的に就学困難な児童の保護者に対し、学用品費等を援助する要保護及び準要保護児童58名、全体の15.7%に対する就学援助費435万2,000円が主なものであります。

次に、3項中学校費、1目学校管理費であります。この目は三戸中学校、杉沢中学校、2校の管理運営に要した経費であります。

12節委託料では、斗内豊川地区の生徒用の三戸中学校斗内地区通学バス委託料701万円が主なものです。

116ページ、117ページをお願いします。13節使用料及び賃借料では、目時、大舌、蛇沼地区からの三戸中学校への通学タクシー借上料221万5,000円が主なものであります。

17節備品購入費の生徒用端末購入費985万2,000円は、タブレット端末219台を購入したものです。

2目教育振興費であります。1節報酬の会計年度任用職員報酬21万6,000円は、三戸中学校へ部活動指導員を8月まで相撲部へ、9月から卓球部へ各1名を配置したものです。

19節扶助費の要保護及び準要保護生徒就学援助費311万3,000円は、経済的に就学困難な生徒の保護者31名、全体の14.5%に給付したものです。

4項1目社会教育総務費であります。教育委員会では、町民が生涯にわたって自己の啓発、向上を目指し、生きがいのある充実した生活を送るとともに、人と人とのつながりを大切にする豊かで住みよい地域社会をつくり出すことができるよう、社会教育の推進に努めてまいりました。

1節報酬の委員報酬5万4,000円は、社会教育委員8名の会議等の出席に係る報酬です。

7節報償費は、三戸小、杉沢小の児童を対象に行っている放課後子ども教室の運営に関わるコーディネーター謝金22万9,000円が主なものです。三戸小子ども教室は登録児童15名で年間111日開設、杉沢小子ども教室は登録児童4名で年間41日開設し、安全で安心な放課後の居場所を提供しました。

118ページ、119ページをお願いします。12節の放課後子ども教室事業委託料は、放課後子どもプラン運営委員会に対する運営委託料75万円の支出であります。子供たちの学習支援や安全管理を行う教育活動推進員8名への謝金が委託料の主な内容であります。

18節負担金補助及び交付金の社会教育活動推進事業費補助金109万1,000円は、三戸町文化協会、三戸町連合婦人会等7団体への活動費補助金であります。さんのへ農業小学校事業費補助金42万円は、農業体験を通して、働くこと、協力し合うことの大切さを身につけさせるため、三戸食農推進協会が行っている農業小学校運営事業に対する補助金であります。登録児童20名が11回の体験活動を実施しました。

2目公民館費であります。7節報償費の公民館講座謝金52万9,000円は、書道や健康体操、料理などの11講座開設に係る講師謝金であり、142名が参加し、延べ846名が受講しました。公民館講座は、町民の多様なニーズに応えられるよう、またマンネリ化しないよう毎年講座メニューの入替えを行っており、昨年度は2つの新規講座を開設し、実施しました。公民館分館職員謝金37万8,000円は、7分館21名の分館職員

に対する謝金であります。昨年度は、19の講座を実施していただいております。

12節委託料の業務委託料710万9,000円は、公民館の受付、清掃、日直等の委託業務に要した経費であります。施設管理委託料57万円は、ジョイワーク三戸の受付、清掃の委託業務に要した経費であります。

120ページ、121ページをお願いします。14節工事請負費の公民館空調設備設置工事請負費609万4,000円は、中央公民館のホール、和室、事務室に空調設備を設置したものです。

3目図書館費であります。図書館の開館日数は275日、入館者数は延べ9,198名、貸出冊数は1万8,613冊でした。また、令和2年度末の蔵書冊数は4万6,510冊となっております。

12節委託料の業務委託料1,001万8,000円は、図書の貸出しサービス及び清掃業務の委託に要した経費です。

17節備品購入費の図書購入費169万8,000円は、図書1,048冊を購入したものです。

4目歴史民俗資料館費であります。令和2年度の入館者数はコロナ禍の影響により前年度から半減し、1,739名でありました。三戸城の周知及び保存、整備、活用を推進するため、他の南部氏関連城郭と連携し実施している御城印の販売は、1枚300円を943枚販売し、28万2,000円の収入でした。

1節報酬の会計年度任用職員報酬25万6,000円は、日曜、祝日に設置している資料解説員1名の報酬であります。設置日数44日で、来館者752名に対して資料の解説や三戸城跡の案内を行いました。

122ページ、123ページをお願いします。12節委託料の歴史民俗資料館受付業務委託料464万8,000円は、受付業務委託者3名の委託料であります。

14節工事請負費の湯故館照明機器改修工事請負費515万9,000円は、湯故館の外部照明をフルカラーのLED照明に改修したものです。

5目文化財保護費の1節会計年度任用職員報酬32万4,000円は、発掘調査整理作業員2名への報酬であり、出土遺物の洗浄や発掘成果報告書のデータ入力等の作業を行ったものです。

10節、消耗品費の三戸城跡発掘調査総括報告書印刷製本費99万6,000円は、平成16年度から令和元年度までの発掘成果をまとめた総括報告書300冊の印刷に要した経費です。

17節備品購入費の三戸城イベント用備品購入費74万5,000円は、三戸お城講座などの三戸城関連行事のため、具足や陣幕、のぼり等を購入したものです。

5項1目保健体育総務費の1節報酬の委員報酬25万1,000円は、スポーツ推進委員14名に対する報酬であります。

124ページ、125ページをお願いします。18節負担金補助及び交付金の三戸町体育協会補助金152万3,000円は、町民の体育の振興を目的に18の競技団体やスポーツ少年団への支援や各種スポーツ教室を行っている体育協会への補助金です。

2目体育館費は、町民体育館の維持管理に要した経費です。昨年度の利用者数は、延べ9,654人でした。

3目体育施設費であります。この目は町民プール、パークゴルフ場、サン・スポーツランド三戸、松原公園の維持管理に要した経費です。町民プールは、6月15日から9月10日までの開設期間中、延べ3,723名の方が利用しております。パークゴルフ場は、4月8日から11月24日までの開設期間中、1万2,102名の方が利用されております。

126ページ、127ページをお願いします。12節委託料のパークゴルフ場芝育成管理委

託料316万8,000円は、肥料散布等の芝維持管理業務の委託料です。さんのへパークゴルフ場指定管理料705万9,000円、町民プール指定管理料604万3,000円は、指定管理者である株式会社サンアメニティに対する管理委託料であります。樹木剪定等業務委託料192万5,000円は、松原公園の樹木剪定や除草に要した経費です。業務委託料309万3,000円は、サン・スポーツランドの管理や松原公園の清掃に要した経費です。

14節工事請負費の体育施設等トイレ改修工事請負費627万円は、勤労者体育センター、勤労青少年ホーム、サン・スポーツランド三戸、アップルドームのトイレ、合計12か所を洋式化したものです。

17節備品購入費の体育センター畳購入費276万4,000円は、老朽化していた柔道場の畳100枚を更新したものです。

4目アップルドーム管理費は、アップルドームの維持管理に要した経費です。アップルドームは、様々な団体のスポーツ活動や各種大会、敬老会や農林商工まつりなどの行事やイベント等に使用されておりましたが、昨年度はコロナ禍の影響により多くのイベントや行事が中止となったことから、利用者数は前年度から半減の2万6,373名となっております。

12節委託料は、アップルドームの利用者の受付や施設管理のための業務委託料1,167万6,000円と、週4回の清掃委託料117万4,000円が主なものです。

128ページ、129ページをお願いします。17節備品購入費の施設備品購入費653万8,000円は、折り畳み式ステージと会議用テーブル60台、椅子120脚を購入したものです。

5目学校給食費ですが、町内小中学校の児童生徒及び教職員687名に完全給食を提供しました。安全で衛生で子供の健康を重視した給食を提供するとともに、郷土食、行事食も提供いたしました。また、栄養教諭による食の出前授業を行い、児童生徒に望ましい食生活のための指導を行いました。

10節需要費では、給食調理のために使用する機器、設備の運転等に要する燃料費367万7,000円等が主なものとなっております。

11節役務費では、町内業者で実施している米飯容器洗浄手数料101万7,000円が主な支出となっております。

12節委託料では、給食の調理及び配送業務のための業務委託料2,803万9,000円が主なものであり、11名の体制で調理、配送を行っております。

17節備品購入費の学校給食配送車購入費697万2,000円は、斗川小学校と杉沢小中学校へ配送していた車両が購入から28年を経過し、老朽化が著しかったことから更新したものです。

21節補償補填及び賠償金の学校臨時休業補償金は、3月の休校による休業補償として、米飯、パン、牛乳の加工賃を支給したものです。

以上で10款教育費の補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

竹原委員。

○竹原 義人委員

109ページ、10款1項2目三戸地方教育研究所負担金、三戸町と田子町の教育振興を図るために設置する三戸町及び田子町教育研究協議会運営のための経費であると説明がありましたが、児童、学校と減少しているときに、どのような成果が上がったのか、まずその点をお聞かせください。

それから、127ページ、10款5項3目12節、パークゴルフ場の運営であります、町民の生涯にわたるスポーツ振興及び健康推進を図り、隣接する道の駅、産直広場と町のPR効果のために一体的に運営しているパークゴルフ場であり、令和2年度が指定管理者制度を導入した初年度であります。第486回臨時議会で、教育委員会の説明で全国の施設での管理実績を有するサンアメニティに指定管理料662万円で指定管理の指定をいたしました。コロナ感染症による支援金48万8,000円、パークゴルフ場の利用料214万4,000円、その他で運営を行っていますが、指定管理料の管理業務内容、どういう内容で指定管理を行っているのか。また、管理運営について指定管理者で行う目的は指定業者の持つ運営ノウハウを利用し、事業費削減と施設のさらなる利用者増を図るためであります。そのために、町内外の団体、企業へさんのパークゴルフ場の魅力を発信する企画、案内、PR等の成果は上がったのか伺います。

自主事業については、来客者を楽しませていただくことには感謝いたしますが、何よりも子供から若者、そして高齢者まで多くの町民の方々の健康の維持増進並びに住民の交流の促進を目的としておりますので、利用者の拡大につながる業務内容に力を入れてもらいたいと思っておりますが、教育委員会では自主事業についてどのような評価をしているのか。

それから、指定管理とは別にパークゴルフ場芝育成管理委託料316万8,000円について、現在の施設は休止をしておりますが、現在非常に芝がすばらしい状況であります、皮肉に聞こえるかも知れませんが。委託業者はどのように選定し、芝育成管理は回数等どのような内容で行っているのか伺います。

以上です。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

まず、三教研のほうの成果ということでございますけれども、こちらのほうは田子町と負担金を児童生徒数でもって案分して、負担金を出し合いながらやっているということでもあります。

成果ということではありますが、例年教職員の研修を夏休み中に行っております。様々な授業についての技術の講座とか、学級経営に関する講座等を先生方を対象に行っております。

また、各学校のほうでは毎年先生のほうを指名しまして、実践的な授業を実際やっていただいて、三教研の指導主事、また県のほうの指導主事が授業改善に取り組むような取組といったものもやっております。

またあと、学力調査の分析というところでは、毎年NRTという調査を年度初めに行っているのですけれども、それは年度初めの学力の状況をはかるのですが、それを三戸町、田子町の児童生徒はどういう傾向があるかといったものを評価しながら指導改善につなげるといったような取組も行っております。

それから、もう一つは、教育支援委員会です。これについては、非常に三教研のほうの役割が大きくて、特別支援学級に在籍するかどうかを判定するというのは専門的な部分になりますが、そちらのほうの業務というのは三教研があるからこそしっかりできているというようなことをこちらとしては評価をしているところでございます。その他教育相談といった機能もございまして、なかなか学校のほうには相談しにくいといったものについては三教研のほうでも相談を受け付けながら対応しているということでございます。

続いて、パークゴルフ場の件ですけれども、まず指定管理のほうの内容についてでございますけれども、こちらについてはまずは受付業務、それからコースの管理、芝

刈り、コース補修等、あと芝の育成管理ということで薬剤の散布等、それから散水の業務、その他管理業務ということで、浄化槽とか機械警備のほうは指定管理者のほうに行っていていただいております。また、細かな消耗品等については指定管理者の業務ということとしているところです。

あと、自主事業を様々行いながら、工夫をしながら運営しているということですが、参考までに申し上げますと令和2年度はお客様感謝デーということで11月にお汁粉の無料提供とか、無料抽せん会等行っております。また、10月にはカボチャ重さ当てクイズということで、55人から申込みがあって、5人のほうに景品をプレゼントするといったような自主事業等を行いまして、成果を上げているものと思っております。昨年度は、様々町民限定とか、県内のみとかといった規制を行いましたけれども、行った割には入場者数というのはそれほど減らなかったといったところは、やはりある程度成果なのかなと思っております。

今年度ですが、サンアメニティのほうでは、やはり子供の部分に大きく力を入れていかなければならないということで、5月にはこどもの日事業ということで、お子さんのほうに綿あめ作りを体験させたりとか、あとは景品の当たる抽せん会をやったり、パターゴルフゲームをやったり、あと話題になっている「鬼滅の刃」のお菓子セットをあげたりとか、そういったこともやっております。また、海の日、夏休みの期間については輪投げをやったりとか、様々企画をしながら利用者増に取り組んでいるということでございます。今年度の状況を見ますと、子供たちの利用というのが8月までのところで、この間見たら2倍になっているといったような成果もございますので、今後も様々取組をしていただきながら、町のほうでも応援しながらやっていきたいというふうに思っております。

次に、芝育成業務管理委託の部分ですけれども、まずこちらは肥料散布、除草剤の散布、それからエアレーションというのは芝のところに穴を空けるものですね、それから目土の散布、砂をまくもの、あと土壌改良材の散布、オーバーシード等になっております。こちらの回数ですけれども、肥料散布2回、改良材の散布が2回、除草剤が2回、先ほど言ったエアレーション作業が2回、オーバーシード作業、種まき作業2回、それからそれに付随する目土の作業が2回といったような業務の内容となっております。

以上でございます。

○竹原 義人委員

教育研究所については、それぞれ今事務局長が言ったような成果はあろうかと思えます。ただ、この負担金でもって運営をしていますので、平成17年に南部町が脱退してから17年ぐらいたっておりますけれども、先ほども言いましたが、現状は学校数が少なくなり、児童生徒も少なくなっているということで、運営を変えて三戸町は三戸町の教育委員会を強化する、田子町は田子町の教育委員会を強化する、その予算でもって、そのほうが様々な対応に迅速にできるのではないかと。先ほど事務局長が言ったように、様々な例がありましたけれども、それぞれの課題を解決するにも町の教育委員会でもって指導主事を置き、田子が指導主事を置き、そのほうがずっと迅速に、今言った課題等は解決できると私は思いますけれども、教育長はどう思いますか。それから、会長である町長はどう思っているのか。教育長、お願いします。

○教育長（慶長 隆光君）

平成17年に南部町が抜けて、2町での運営ということで進めてまいりました。先ほ

ど言った指導主事を置くことにおける成果というのは、先ほど事務局長が言ったとおりでございます、やはり教育については目に見えない部分というのかもしれませんが、それぞれ町の教育、2町の教育になりますけれども、大変成果を上げてきたと思います。

現在の学校数減少、児童生徒数の減少というのも考えてということで今委員からご指摘がありました、まず今後の学校体制あるいは児童生徒の減少等も鑑みて考えていかなければならないことにもなっていくかなと思いますが、現状では今言ったとおり、それぞれ成果を上げているということで、自分としてはこの体制を考えているところであります。

以上です。

○町長（松尾 和彦君）

三教研の運営といいますか、その部分についてのお尋ねでございます。私のほうからは、以前から今竹原委員がおっしゃられたようなことも考えられるのではないのかという話を伺っておりまして、教育委員会また田子町のほうとも運営の仕方であるとか、これからのことということで話はお伝えしてきております。ただ、田子町からの視点からすると、両町の中での教育の在り方はもちろんなのだけれども、実際に教員の配置であるとか研修であるとか、そういったものを考えたときに、単独の町村だけだとなかなか県であるとか、今実際に研修をやっているのは八戸のほうがほぼ中心的にやっているのですが、そこに対しての意見というものをを出していくのが難しくなると、であるので、できれば三教研という形はやはり残して、三戸、田子が1つになって教育の面に向けて努力していく形というのをできればこれからも持ち続けてもらいたいという、今のところはそういうやり取りをしているところでございます。そういった中で協議は常に継続中という考えでおります。

○竹原 義人委員

教育長の答弁は、成果は上がっていたからということですが、私が言っているのは、この成果よりももっと上がるだろうと確信しています。三戸単独でこの予算を三戸町の教育委員会に使った場合、もっと成果は上がる。それから、町長が今答弁しましたけれども、それは田子町の事情であって、三戸町の事情というものを考えた場合、今言ったもっと三戸町の子供たち、三戸の教職員にとって安心して働ける学校の環境ができるだろうと、そう思っております。三教研に予算を出すのであれば、より成果が上がるように。あまりにも広過ぎて、私は今成果表を見ているのですが、三教研が携わるというのは物すごく広い分野になるのです。それに関しては予算が足りないですから、もっと集約をする、そういうふうにならざるを得ないという状況でございまして、それによって成果がもっとも上がるようにするのであればそうだと思います。その辺どういうお考えなのか。

それから、パークゴルフのほうですが、先ほども申し上げましたが、指定管理と芝育成管理、どちらがするべきかという、指定管理のほうに含まれているのか、ややもすればどちらがするべき事業なのかよく分からないがために、そっちでやる、こっこの予算でやるのだ、こちら側にすれば指定管理のほうの予算。芝育成管理のほうは、頼まれたのをやるわけですのでいいのですが、指定管理のほうがこれは芝育成管理委託料のほうなのだと思います、ややもすれば作業が後手後手になるという場合もありますので。

それと、指定管理にした最大の目的というか、事務局長がさっき答えたように最少の経費でもって最大の効果を上げるという、その実績がある業者に頼んだわけです。

ので、一番大事なのは広報活動、これに欠ける。自分たちの利益にもなるわけですので。今子供たちを重点的に取り組んでいるというのは分かりました。先ほども申し上げましたが、楽しませてもらっているというのは私も行って見ておりますけれども、非常に感謝します。ただ、パークゴルフ人口を増やすという観点では、あの自主事業はまだ足りないと思っています。ですから……町長、何かありますか。いいですよ、答えても。そういう感じで、業務内容を聞きましたけれども、もう少しそこら辺をしっかりとさせる。それから、収入を上げるため営業、企画業務、町内外の会社や団体等への案内、広告等、業務報告書が上がってきていると思いますので、それに基づいて業者のほうに伝えていただきたい、そのように思います。今の簡単な質問ですが、どのように思っていますか。

○教育長（慶長 隆光君）

今竹原委員から三戸町単独、独自で指導主事を置いたらどうかというふうなご提案というか、お話をいただいたと思いますが、本町は来年度から杉沢小中学校閉校ということで、来年度からは三戸小中学校、それから斗川小学校という学校数に対して、さらに手厚い指導ということであれば、確かに指導主事単独で置いてということもあると思いますが、現在も2町で行っている研修あるいは特別支援関係、全て2町合同というわけではなくて、単独で指導主事が学校を訪問して、それぞれの課題について指導してもらい、あるいは助言等も含めて支援していただいておりますので、そういう中で先ほど来言いましたが、成果が上がっているというのは目に見えない部分でも指導主事、2町なのですけれども、うまく三戸町では活用している。そういう点では、先ほども言いましたが、成果が上がっている、見えない部分であるなど感じております。

以上です。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

まず、パークゴルフ場の指定管理の部分と芝育成管理の委託の部分になりますけれども、先ほどの私の説明、ちょっと分かりにくかったと思いますので、こちらは指定管理者が行う芝の管理と委託で行っている部分というのは明確に分かれておりますので、説明したいと思います。

指定管理者が行いますのは、基本的に草刈りや散水等、あとは薬剤の購入、薬剤の散布ということで、これは町のほうで持っている機械でもって行います。芝の刈取り、それから薬剤散布は動力噴霧器、町で持っているもので行うものです。委託のほうで行っているものについては、町のほうで持っている機械でできないものについて行っているということでありますので、これを機械まで町のほうで所有して行うというのは非効率であるといったものについて委託を行っているということであります。

次に、PR活動の部分ですけれども、竹原委員おっしゃるとおり、広報活動の部分というのは指定管理者のほうからは実績としてはあまり上がってきていないというのは事実でございますので、今後ぜひパークゴルフ人口を増やすという意味でも、広報活動、営業活動といったものに力を入れていただくようお願いしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○澤田 道憲委員

私からは、123ページの5目文化財保護費について伺います。

1 節報酬39万3,200円の支出済みであります。文化財環境整備員の報酬1万5,000円であります。1 目として、どういう文化財の環境整備を行っているのか、具体的な作業の業務を説明願いたい。

2 目として、整備員の人数は何人で、作業日数が何日なのか。

3 目、報酬1万5,000円の支払いの基準はどのように行っているのか。

4 目ですが、当町にある保護、保存の文化財の数を伺います。まず、国指定の文化財は何件あるのか、そして県指定の文化財が幾らあるのか、町指定の文化財が幾らなのか。

以上、お伺いいたします。

○委員長（千葉 有子君）

暫時休憩いたします。

（午前10時57分）

休 憩

（午前10時59分）

○委員長（千葉 有子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

史跡対策室長。

○史跡対策室長（奥山 昇吾君）

澤田委員の質問にお答えいたしたいと思えます。

まず、文化財環境整備員の報酬1万5,000円、こちらのほうでございますが、こちらは斗内の千人塚の環境整備ということで草刈り、1人について5,000円掛ける3回分ということで報酬を支払ったものでございます。

5,000円の基準でございますが、こちらは1日当たりの作業料ということで、以前からずっと使用している単価ということでございます。

同じく会計年度任用職員の報酬の32万4,000円に関しては、こちらは60日間雇い、2名分で60日分に対応した総括報告書等の印刷に要した作業といったことでの支払いとなっております。

それから、国指定の登録の件数とか、県の指定の登録の件数、また町指定の文化財の登録の件数でございますが、三戸町に存在します国の指定の文化財、こちらは2件、県の指定の登録の文化財は15件、町指定の文化財は23件となっております。

以上でございます。

○澤田 道憲委員

分かりました。

次に、7 節のことを聞きたいのですが、報償費の支出済額が5万7,500円の謝金がありますが、どういう文化財で、団体か、または個人等に支払っているのか。謝金の算定の基準をどのようにしているのか。どういった労務作業員の謝金なのか。まず、文化財保護とか保存という意味での国、県指定の文化財に交付金等があるのかどうか。その文化財に交付金があれば、国、県の交付金がどのくらいなのか、その金額を知りたい。

○史跡対策室長（奥山 昇吾君）

ただいまの澤田委員の質問にお答えいたします。

謝金5万7,500円、こちらの内訳でございますが、報償費ということで、まずは昨年度は三戸城の史跡指定のための総括報告書を作成しなければならない、こういった300部まとめる大変な作業でございますが、これは歴史の関係の専門知識を有した委員を委嘱しております、そのための謝金ということになってございます。こちらは、具体的には近代史の文書、近世の文書を分析して総括報告書にまとめ上げるといった部分で5万円、1人、こちらは八戸工業大学附属高校の教師でございます、専門家でございます。こちらの方に5万円分支払っているといった件。それから、残りの7,500円につきましては、保存整備検討委員会といったものを開きまして、史跡指定までの総括報告書作り上げとか、様々な意見をいただいての検討した結果を出すための委員会でございますが、そちらの委員の委嘱をしております。また、その後は発掘調査にも関係するということで、発掘調査員の謝金として7,500円、この中から出しているということで、同一の人物の方でございます。

以上でございます。

○委員長（千葉 有子君）

2つ目の交付金があるかという答えをお願いいたします。

○史跡対策室長（奥山 昇吾君）

失礼しました。交付金の関係でございますが、こちらは国指定のための文化財総括報告書、また整備検討委員会の謝金ということで補助金がございます。全てに補助金がございます。

○委員長（千葉 有子君）

どれぐらいあるかという質問ですので、そこをお願いいたします。

○史跡対策室長（奥山 昇吾君）

補助割合につきましては、国の2分の1補助となっております。

（「補助金は幾らなのか」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

暫時休憩いたします。

（午前11時05分）

休 憩

（午前11時06分）

○委員長（千葉 有子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

史跡対策室長。

○史跡対策室長（奥山 昇吾君）

先ほどの補助金が幾ら入っていて、幾ら支出したのかということでございますが、

こちらは国の交付金でございますが、決算書の23ページでございます国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金ということで、全ての経費につきましては113万8,000円、2分の1の補助ということで国のほうから入っております。ただし、この補助金の事業ですけれども、決算書上ではいろいろな項目にまたがっております。そして、113万8,000円はその2分の1ということになってございますが、この謝金だけにつきましては2分の1に当たるということでございます。

○澤田 道憲委員

分かりました。先ほど1節のほうで報酬1万5,000円の支払いですが……

○委員長（千葉 有子君）

澤田委員に申し上げます。ページ数もお知らせ願います。

○澤田 道憲委員

先ほどということは、当初123ページということをお話ししましたから、その関連した質問ですよ。

○委員長（千葉 有子君）

はい、分かりました。

○澤田 道憲委員

1万5,000円ということですが、年3回ということで1回当たり5,000円ということ聞いておりましたが、まず令和3年度の農作業の標準賃金とあるのです。これは農業委員会で発行しているやつですけれども、この労働時間は8時間を対象としておりますが、畑作作業でも6,400円ですので、値上げの方向で検討していただけないものでしょうかと思ひまして発言したわけですが、その辺はどのようなお考えになりますでしょうか。

○史跡対策室長（奥山 昇吾君）

ただいまの澤田委員からの申出というか、要望でございますけれども、実際の業務がどの程度のものであるのかといったものと、あと内容、時間、そういったものを勘案して、払うべき、見合うべき金額を検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○佐々木 和志委員

1件です。111ページ、10款1項2目18節、補助金の中の三戸高等学校支援事業費補助金についてでありますけれども、先ほどの説明で資格取得者が昨年より36名増えて、今年度184名になったということで、一定の成果があった旨の説明がありましたけれども、本来この支援事業の目的というのは、三戸高校に入学する生徒を増やして今後も三戸高等学校が存続していくようにという目的でこの事業を行っているというふうに私は認識しておりますけれども、その観点からいつの効果というものをどのように捉えているかをお願いしたいと思います。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

こちらの資格取得費につきましては、資格取得単体で見ますと成果は先ほど申し上げ

げましたとおりに出ているというふうには捉えております。ただ、入学者の増という部分については、そこまでには現状としては至っていないというふうには捉えておりますので、今年度この資格取得に加えて通学費、それから部活動支援といったものを増やして、さらに強化して複合的な支援をすることで何とか志願者、入学者数を増やしていきたいというふうにならぬ令和3年度の取組を行っておりますし、今後につきましても生徒にとって魅力ある高校になるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○佐々木 和志委員

今年度、県教委のほうの県内公立高校再編の計画の中で三戸高校が地域校として残ったということで、一定の時間は稼げたのかなというふうに思いますけれども、地域校とはいえ、連続して定員割れをしないという条件が課せられた中で、次の県が発表する計画の中で三戸高校が存続していくというには、やっぱりそれなりの対応が必要ではないのかということで、その考えから今年度町としても支援事業を拡充しているものだと思います。これをやったから、すぐに入学者が増えるということは、かなり難しいとは思いますが、ただ1年ごとでもいい、少しずつでもいい、増やしていくということが3年後の三高の存続につながっていくと思いますので、私からの提案としては前回の一般質問でも申し上げましたけれども、町内の生徒に対する交通費と、あとは具体的な学校の生徒の教育に対しての町の提言等を、前回の質問では検討課題ということで回答をいただいております。これから今後、今が中学校3年生の生徒たちにとっては進路を決定していく大事な時期でありますので、そこを急いで検討して、町として用意できる支援事業、さらなる追加で提案できるものを検討していただきたいというのが1点と。

あと申し上げたいのは、町がそういった支援事業をしているということが生徒並びに保護者たちにきちんと伝わっているのかという部分があると思います。広報等で周知はされているとは思いますが、もっと全ての保護者にダイレクトに届くようなアプローチをしてもいいのではないかと。前に教育長のほうから、三戸高校自体からのアプローチがちょっと足りない旨の発言がありましたけれども、ではなく三戸小中学校としての、三戸町教育委員会としての保護者への直接的なアプローチというものを取り組んでいただけないかというところでもあります。

その2点に関して答弁をお願いしたいと思います。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

まず、1点目の町内生徒への交通費の支援または学校のほうの独自の取組、三戸高校ならではの取組に対する支援といったものを早急にとということでございますけれども、こちらにつきましては内部のほうで検討して、早急に対応していきたいというふうに考えております。

また、今回10月に案が取れまして、計画が決定となる見込みでありますけれども、地域校となる見込みですけれども、県のほうではその後地域校活性化協議会というものをつくるということになっております。これは、希望する自治体ということですが、学校、それから町、小中学校等が一緒になって三戸高校をどのような魅力ある高校にしていくかということをお話し合っていく場ということとなっておりますので、そちらのほうでも話し合いをしていきたいと思っております。ただ、そちらのほうは、来年度の夏までというような期間になっておりますので、それを待っております。

と遅れてしまいますので、その前に先ほど佐々木委員のほうからありましたような取組といったものも考えていきたいというふうに思っております。

またもう一点、保護者のほうに伝える手段、伝わっているのかというところですが、高校のほうは学校に行ってPRをするということがベースにはあるのですが、ただ三戸高校の場合、町の唯一の高校ということもございまして、三戸町、また教育委員会としても三戸高校のほうのPRというものも今後していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐々木 和志委員

県のほうが地域校に関しての取組を始めるということはいいいニュースだなとは思いますが、それに100%依存することなく、町としてもできる限りの取組は継続していただきたいと。特に先ほど申し上げた具体的な提言に関しては、早急に委員会のほうで取りまとめて、実行できるものはすぐに実行していただきたいということです。

あとは、生徒、保護者に対する情報提供に関しては、今言った資格取得もそうですし、部活動の支援に関しても、これはいいことだと思っているので、ただ本当にそれが伝わっていて、その上で三戸高校が進路の選択から外れるというのであれば、それはしょうがないですが、それが伝わっていないゆえに三戸高校が進路の選択肢から外れるというようなことだけは避けるように取り組んでいただきたいと思えます。

いずれにしても、なくなってしまうばもう終わりですので、これから先、この5年のうちが勝負だと思えますので、できる限りのことは取り組んでいただきたいというふうに思います。いいです……ではおっしゃりたいことがあれば。

○町長（松尾 和彦君）

ただいま佐々木委員のほうから三戸高校の今後の活動等について非常にご心配をいただき、またありがたいご提言もいただいております。今事務局長のほうからも説明がありましたが、それぞれの自治体、学校単位でつくる県の活性化協議会というのがありますけれども、今日新聞紙上のほうで六ヶ所村の戸田村長がもう話をしてしまったのですが、実は今回地域校として指定をされる鱒ヶ沢、大間、六ヶ所、三戸、この4町村で地域校の運営であるとかいろんな課題、これについて県に提言をしていく、要望していく、またお互いに情報共有をしていくという会を設立しております。いずれはしっかりと各町村とも協議をした上で、県に対しても要望活動していきますが、そういった際に出てきた各町村の取組とかそういったものも、ぜひ協議の皆さんのほうにもお知らせをしていきたいと思えますし、また一緒にこれは取り組んでいく課題だと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

今のところ、これだけは県のほうに要望になるだろうということを出ているのは、地域校の閉校に向けた基準、2年、2分の1を割ってしまうと募集停止になると、それは県外募集であるとか、そういった部分についてこれから取り組むという話をしても、2年というのはあまりにも短過ぎるのではないかとということで、その延長の部分は今4地区の町村長とも協議をして県に要望していくことになろうかと。また、そのほかにも要望事項を今整理をしているところでございまして、いろいろ議員の皆様方からもご意見等あれば、ぜひお知らせをいただければありがたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

○番屋 博光委員

119ページの2目12節の委託料の特殊建築物報告書作成委託料というのはどういうものなのか。

それと、127ページの4目の同じく12節の委託料、ここにも同じものがあるのですが、これはどういうものなのか教えていただきたいと思います。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

特殊建築物報告書作成委託料といいますのは、建築基準法の規定にあるものです。毎年設備の点検を行って報告するというのが義務づけられています。具体的には、排煙等の設備が対象になってきているものでございます。それとプラスして3年に1回の建築の部分も報告するということになってはいますが、これは毎年報告する設備部分のものになります。公民館費のところは公民館、それぞれの施設のところに、こちらの検査の報告書の作成委託料というものがあるものでございます。

以上でございます。

○番屋 博光委員

そうすると、建物の基準になっているのか、それとも中の設備になっているのか、どっち、両方ともですか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

毎年やるのは設備で、換気、排煙、給排水というものを毎年点検して報告ということになってはいます。そのほかに建物自体の構造等のところに若干関するもの、それを3年に1回報告するというものですが、こちらは設備の部分の報告になってはいます。その年度によって調査するものが変わってくる場合があるということです。以上です。

○栗谷川 柳子委員

115ページ、2項1目17節、小学校費と、117ページ、3項1目17節の中学校費の備品購入費のところですが、ICT環境整備に関連する備品購入として、総額で5,848万1,000円というのが決算されていますが、3点質問があります。

1番目が、これを導入後の活用実績、三戸町独自の自慢できるような活用の事例があれば教えていただきたいのと、あと捉えた課題というのを教えてください。

2番目の質問ですが、もしコロナ等何らかの理由で急遽休校等になった場合にも、この環境を使ってオンライン授業が、学習する機会が途切れることなく継続できるよう、運用のマニュアルと申しますか、システムといいたいでしょうか、準備ができていますかということ。

3点目が、部活動でのICTの活用というのは想定というか、実績というか、何かございますでしょうかということ。

3点質問します。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

導入後の活用実績ということですが、小学校のほうを見ますと、低学年のほうはやはりちょっと低いです。ただ、学年が上がるにつれてほとんど使っていると。中学校は、もうほぼ100%近く使っているような状況になっています。

課題ということですが、2番目の質問にも関連してくるのですが、今学校内のほうでは使えていると、どんどん利用頻度も上がってきているということですが、それをどう家庭学習のほうに結びつけるかというのが大きい課題というふうに捉えています。

そこで2番目の質問になりますが、コロナで休校になったときオンラインでの対応ができる状態になっているのかということですが、昨年度導入して、今年度半年ぐらいたったわけですが、実はまだ現在すぐに各家庭でオンラインできるという状況にはなっておりません。今三戸小中学校のほうでは、9月にこういう状況にもなりましたので、もう早急ということで各家庭のほうのネット環境の調査、それからネット環境がない場合は町のほうで準備したものを借りてネット環境を構築できるかといったこと、ポケットWi-Fiのほうを使ってできるかということなどを調べて、今月中旬から実際に家庭のほうに持ち帰って使うという試験をします。10月1日から本格運用ということで今動いておりますので、10月からは本格的にもし休校になってもオンラインの体制を取れるようなことを今進めているという状況でございます。

次に、部活動でのICTの実績ということですが、これについては今回のタブレットが入る前からですが、一部タブレットを入れていまして部活動のほうで動画を撮って、それを部活の指導等に役立てているという実績はこれまでもございましたし、これからもより使われていくものだというふうに捉えております。

以上でございます。

○栗谷川 柳子委員

質問の中に1つ、三戸町独自の何か自慢できるような実績がありましたでしょうかというのを聞いたのですが、それにお答えいただきたいです。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

独自の取組というのは、今朝の説明でも言いましたが、フィリピンとのオンラインの取組というのは町独自かなというふうに考えております。

また、斗川小学校のほうは、オンラインというか、タブレットのほうが非常に進んでおります。高学年のほうはほとんどの科目で使っているというようなことで、かなり先進的な取組をしている学校でございますので、ぜひ機会があれば御覧いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○栗谷川 柳子委員

ありがとうございます。家庭での活用についても課題として捉えていて、10月1日から本格運用できるように既に動かれているということで確認ができました。

やはり八戸市内の学校等でも、せっかくICTの環境はあるのだけれども、オンライン授業がどうなるのか、どうするのか、ちょっと父兄の方々が戸惑いが見られるという事例もあるようですので、当町については何かあってもオンライン活用できるように、困難なく学習の機会が途切れることがないように十分に活用していただきたいのと、あとはやはりICTの授業を活用しまくっているなど、さすが教育の町三戸だなというようなモデルケースになれるように十分に活用していただきたいと思われました。

以上です。

○委員長（千葉 有子君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

次に、歳出、11款災害復旧費について説明を求めます。

暫時休憩いたします。

（午前11時33分）

休 憩

（午前11時36分）

○委員長（千葉 有子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳出、11款災害復旧費について説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（極 檀 浩君）

11款災害復旧費の決算につきまして補足説明申し上げます。

130、131ページをお開き願います。1項1目農地及び農業用施設災害復旧費は、令和2年7月の大雨等により被災した農地及び農業用施設の復旧に要した経費であります。

12節委託料352万4,000円は、斗内字臼久保地区及び斗内字松山地区ほか2か所の農地及び農業用施設災害復旧事業に係る測量設計委託料であります。

13節使用料及び賃借料の重機借上料560万3,000円は、斗内字大舌地区ほか12か所の農道及び水路の復旧に要した経費であります。

14節工事請負費の1,036万4,000円は、臼久保地区災害復旧工事ほか6か所における農地及び農業用施設の復旧工事に要した経費であります。

15節原材料費41万9,000円は、大雨により洗掘された農道の補修用砕石の購入費であります。

2項1目道路橋梁及び河川災害復旧費、12節委託料165万円は、令和2年7月の大雨等により被災した町道大舌1号線の公共土木施設災害復旧事業に係る測量設計委託料であります。

13節使用料及び賃借料の重機借上料1,852万9,000円は、町道椀ノ木松山線ほか38か所の町道及び水路等の復旧に要した経費であります。

14節工事請負費1,445万3,000円のうち、災害復旧工事費671万円は、町道大舌1号線道路復旧工事、椀ノ木松山線のり面復旧工事に要した経費であります。

15節原材料費49万9,000円は、雨水により洗掘された町道等の補修用砕石の購入費であります。

21節補償補填及び賠償金56万8,000円は、大舌1号線道路災害復旧工事に係る支障物件の補償費であります。

以上で11款災害復旧費の補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。
竹原委員。

○竹原 義人委員

131ページ、11款1項1目14節の工事請負費であります。この災害は、この工事請負費を見ただけでも分かるように、貝守のほうが大雨が降ったという状況だったようではありますが、毒久保地区災害復旧、丁塚地区災害復旧、下杉ノ平地区の復旧、どのような災害で、どのような復旧工事を行ったのかお尋ねします。

○農林課長（極檀 浩君）

ただいまのご質問で復旧工事の内容ということですが、まず毒久保地区、丁塚地区、下杉ノ平、ここはのり面の復旧工事となります。のり面が壊れましたので、田んぼののり面の復旧工事ということで、盛土とふとんかご工というふうな工事をしております。

○竹原 義人委員

そうすれば、田んぼとして利用できるように復旧になったということでもいいですよ。例えば水路の水を取っているのですが、それらのことはこの工事には入っていないということですよ。

○農林課長（極檀 浩君）

おっしゃるとおり、田んぼが次期作に向けて作付できるような工事となります。水路に接している部分とかもありますけれども、それものり面工事をやることで水路も使えるというような形になります。

○竹原 義人委員

最初に聞けばよかったのだけれども、この災害は大雨により何ミリぐらいの雨が降りましたか。

○委員長（千葉 有子君）

暫時休憩いたします。

（午前11時42分）

休 憩

（午前11時44分）

○委員長（千葉 有子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
農林課長。

○農林課長（極檀 浩君）

失礼いたしました。7月の大雨のときの総降水量ということでございます。降り始めが10日の21時から12日の11時までということで、川守田の寺ノ沢観測所、気象台の

観測所で159ミリの降水があったということになります。

○委員長（千葉 有子君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

午後1時再開予定をもって休憩いたします。

（午前11時45分）

休 憩

（午後1時00分）

○委員長（千葉 有子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳出、12款公債費及び13款予備費について説明を求めます。

財政指導監。

○財政指導監（下村 太平君）

12款公債費につきまして補足説明申し上げます。130ページ、131ページをお願いいたします。12款1項1目22節償還金利子及び割引料の長期債元金償還金7億7,067万3,000円と、132ページ、133ページ、2目利子にあります長期債利子償還金1,043万2,000円は、令和2年度中に償還した起債の元金と利子であります。令和2年度末までの起債の件数及び金額は136件、62億4,506万円となっております。令和元年度からは、件数が4件の増、金額は1億4,007万4,000円の減となっております。なお、最高利率は平成5年借入れの上下水道事業一般会計出資債の4.6%で、最低利率は平成30年度過疎債等の0.001%であります。

次に、13款予備費につきまして補足説明申し上げます。1項1目1節予備費の決算額の合計は493万円となっております。備考欄に記載のある順にご説明申し上げます。

2款1項2目へ充用した129万8,000円は、令和3年2月16日の強風により公用車庫のシャッターが破損し、修繕をしたものであります。

3款1項1目へ充用した10万6,000円は、行旅病人及び行旅死亡人に係る経費であります。

4款1項2目へ充用した32万1,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種記録について、既存の健康管理システムで対応できるよう改修を行ったものであります。

9款1項3目へ充用した85万6,000円は、令和2年7月豪雨に伴う災害対策経費であります。

10款5項5目へ充用した78万5,000円は、学校給食共同調理場暖房用ボイラー及びラインポンプの故障により修繕工事を行ったものであります。

11款2項1目へ充用した165万円は、令和2年7月10日から12日にかけての大雨被害による町道大舌1号線災害復旧に係る測量設計委託料に充てたものであります。

以上で12款公債費及び13款予備費の補足説明を終わります。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

これで一般会計全ての質疑が終わりました。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

討論を終結します。

これより議案第50号を採決します。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

異議なしと認めます。議案第50号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第51号 令和2年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

令和2年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算書について補足説明いたします。

歳入については134ページ、135ページ、歳出については136ページ、137ページを御覧ください。

本会計の決算は、歳入、収入済額3,782万3,000円、歳出、支出済額3,754万4,000円であります。歳入歳出差引き残額27万9,000円は、令和3年度へ繰越しております。

学校給食共同調理場では、町内小中学校の児童生徒及び教職員等687名に給食を供給しました。給食日数は、小学校は平均195日、中学校は平均192日であり、総給食数は教職員等を含め12万9,462食であります。なお、週5日の給食のうち、米飯給食を4日実施し、あとの1日は麺給食とパン給食を隔週で行っております。

139ページ、140ページをお願いします。歳入の主なものは、1款1項1目事業収入の1節保護者負担金現年度分3,730万8,000円であります。1食当たりの給食費は、小学生は280円、中学生、教職員は300円であります。収入未済額は現年度分はありませんでした。滞納繰越分は7名分、47万8,000円であり、滞納額は前年度と比べて24万1,000円の減となっております。滞納者には文書などで催告するほか、訪問徴収や児童手当からの徴収を行っており、引き続き回収に努めてまいります。

141ページ、142ページをお願いします。歳出の主なものは、1款1項1目学校給食費の15節原材料費3,754万3,000円であり、歳入で説明した12万9,462食分の給食材料費です。物資納入業者は、青森県学校給食会ほか14の業者であり、そのうち町内業者

は6業者となっております。

また、給食材料のうち、三戸町産の米や野菜等の使用割合は、金額ベースで21.3%となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

討論を終結します。

これより議案第51号を採決します。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

異議なしと認めます。議案第51号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第52号 令和2年度三戸町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第52号 令和2年度三戸町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について補足説明申し上げます。

本会計は、杉沢、蛇沼、大舌、貝守、袴田、横沢、沼ノ久保の7地区にある簡易水道施設により合計388世帯に給水を行う特別会計でございます。平成26年度に三戸町簡易水道事業統合基本計画を策定し、その計画に基づく水道事業ビジョン、危機管理マニュアルなどを作成し、平成27年4月に県から簡易水道事業の認可を受けております。これらにより簡易水道施設7地区について、施設の統廃合を計画するなど、統合的に管理しているものでございます。

147ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額4,734万6,000円、歳出総額4,520万円、歳入歳出差引額は214万6,000円でございます。翌年度への繰越しはございませんので、214万6,000円が実質収支額でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。148ページ、149ページをお願いいたします。1款1項1目水道使用料、1節簡易水道使用料は、現年度分1,329万1,000円で、収納率は95.8%でございます。2節過年度分簡易水道使用料は127万6,000円でございます。

2款1項1目繰入金1,428万1,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

3款1項1目繰越金184万5,000円は、令和元年度からの繰越金でございます。

5款1項1目簡易水道費債1,660万円は、県営中山間地域総合整備事業により整備中の杉沢地区簡易水道整備事業債1,110万円と、貝守地区の簡易水道設備更新事業債550万円でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。150ページ、151ページをお願いいたします。1款簡易水道施設費でございますが、杉沢地区34世帯、蛇沼地区78世帯、大舌地区61世帯、貝守地区115世帯、袴田地区68世帯、横沢地区12世帯、沼ノ久保地区20世帯の合計388世帯への給水事業を行う経費でございます。

1項1目一般管理費の2節給料から4節共済費までは、職員1名分の人件費でございます。

12節委託料の水質検査委託料276万6,000円は、原水、浄水について毎月行う水質検査に要する経費でございます。簡易水道施設点検委託料23万1,000円は7地区の簡易水道施設の設備点検に要する経費でございます。水道メーター検針業務委託料46万2,000円と水道メーター取替業務委託料37万2,000円は、水道メーターの検針と水道メーターの取替えに要した経費でございます。

17節備品購入費の水道メーター購入費16万円は、直読式水道メーター60基の購入に要した経費でございます。

2項簡易水道管理費は、7地区の簡易水道施設の維持管理を行う経費でございます。

2目蛇沼地区給水費、10節需用費の修繕費138万3,000円は、漏水の修理に要した経費が主なものでございます。

14節工事請負費のろ過膜交換工事請負費308万円は、浄水場施設内のろ過膜交換に要した経費でございます。配水管等工事請負費79万2,000円は、黒森地区の配水施設の整備に要した経費でございます。

152ページ、153ページをお願いいたします。4目貝守地区給水費、10節需用費の修繕費55万9,000円は、浄水場施設の漏電遮断器の交換のほか、漏水修理に要した経費でございます。

14節工事請負費の貝守地区駒木平増圧ポンプ等更新工事請負費203万5,000円は、老朽化に伴う増圧ポンプと圧力タンクの更新に要した経費でございます。古屋敷地区配水管更新工事請負費352万円は、老朽化に伴う水道用ポリエチレン管の更新に要した経費でございます。

2款1項1目杉沢地区簡易水道整備費の12節委託料、杉沢地区管路工事積算業務委託料154万5,000円は、杉沢地区水道施設整備事業で実施する給水引込み管等の管工事の積算に要した経費でございます。

14節工事請負費の前年度繰越明許分、浄水場フェンス設置工事請負費273万2,000円は、新たに整備した配水池の外周にフェンスを設置するために要した経費でございます。

18節負担金補助及び交付金の中山間地域総合整備事業負担金690万円は、県営中山間地域総合整備事業により整備を進めております杉沢地区簡易水道改修事業の負担金でございます。

3款公債費838万8,000円は、過去に実施いたしました蛇沼簡易水道施設の改修工事と袴田簡易水道建設工事の負担金支出のために借入れをしました長期債の償還金でございます。

1目元金の長期債元金償還金は697万8,000円でございます。

2目利子の長期債利子償還金は140万9,000円でございます。

以上で三戸町営簡易水道事業特別会計決算の補足説明を終わります。よろしくお願
いいたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

討論を終結します。

これより議案第52号を採決します。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

異議なしと認めます。議案第52号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号 令和2年度三戸町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第53号 令和2年度三戸町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について補足説明申し上げます。

本会計は、下水道の整備により町民皆様の生活環境の改善を図るとともに、地域河川の水質汚濁を防止することにより、豊かな自然環境の保全を図るための特別会計でございます。平成21年度に下水処理場として三戸浄化センターが元木平冷水地区に完成し、平成22年4月から公共下水道の供用を開始してございます。令和2年度末の利用可能面積は123.7ヘクタール、加入世帯数は525世帯で、令和元年同時期と比較して13世帯の増、加入率は43.2%となっております。

160ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額2億1,285万9,000円、歳出総額2億837万5,000円、歳入歳出差引額は448万4,000円でございます。翌年度への繰越しはございませんので、実質収支額は448万4,000円でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。161ページ、162ページをお願いいたします。1款1項1目下水道事業受益者負担金は、平成28年度から令和2年度までに供用開始した区域内の宅地などの土地所有者から負担していただいているものでございます。1節現年度分は289万6,000円で、収納率は98.2%でございます。2節滞納繰越分は2万円でございます。

2款1項1目下水道使用料、1節現年度分は2,406万8,000円で、収納率は99.0%でございます。2節滞納繰越分は6万5,000円でございます。

2項1目1節総務管理手数料は、排水設備指定工事店申請手数料、17件分、34万円が主なものでございます。

3款1項1目下水道事業費国庫補助金528万円は、防災・安全社会資本整備総合交付金で、管渠の点検及び下水道事業計画策定業務に対して交付されたものでございます。

5款1項1目繰越金の下水道事業基金取り崩し繰入金63万9,000円は、公債費の補助対象とならない経費に充当するため、下水道基金積立金から取り崩したものでございます。一般会計からの繰入金は1億2,385万4,000円でございます。

6款1項1目繰越金486万円は、令和元年度からの繰越金でございます。

163ページ、164ページをお願いいたします。8款1項1目1節の公共下水道費債5,060万円は、資本費平準化債でございます。

9款1項1目1節公共下水道費補助金の青森県町村下水道事業緊急対策費補助金21万1,000円は、町村が施工する下水道建設事業に係る下水道事業債の元利償還に充てるための積立てに要する経費に対する県補助金でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。165ページ、166ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費の2節給料から4節共済費までは、職員1名分の人件費でございます。

17節備品購入費の受益者負担システム購入費146万7,000円は、受益者負担金の請求及び管理に使用しているシステムの更新に要した経費でございます。

18節負担金補助及び交付金の下水道接続費補助金9万9,000円は、供用開始後3年以内に下水道へ接続する個人に対して補助したものであり、1件分でございます。

2項施設管理費は、浄化センターやマンホールポンプなどの下水道設備の維持管理を行う経費でございます。

1目維持管理費、10節需用費の消耗品費97万9,000円は、処理場で使用する薬剤の購入に要した経費が主なものでございます。電気料520万4,000円は、浄化センターやマンホールポンプなどの下水道設備の電気料でございます。修繕費の107万8,000円は、汚水の中にある毛髪や繊維質などを除去するため、浄化センター内に設置されているスクリーンユニットの修理に要した経費でございます。

12節委託料の処理場施設等運転管理業務委託料2,032万8,000円は、処理場施設等の管理業務について、地元業者3者、八戸市内業者1者で構成する三戸地区下水道管理業共同企業体に委託したものでございます。

167ページ、168ページをお願いいたします。公共下水道管路施設調査業務委託料506万円は、腐食するおそれの大きい管路におけるテレビカメラによる点検に要した経費でございます。公共下水道事業計画等策定業務委託料550万円は、平成28年から令和2年度までの計画を見直し、さらに5年間延長し、令和7年度までの計画とするため、計画策定を委託により実施したものでございます。

14節工事請負費の公共下水道公共マス設置工事請負費55万円は、川守田関根川原地区で実施した下水道公共マスの設置に要した経費でございます。

2款1項公債費は、下水道施設の建設工事等の支出のため借入れした長期債の償還金でございます。

1目元金の長期債元金償還金1億2,109万3,000円と2目利子の長期債利子償還金2,914万1,000円でございます。

以上で三戸町下水道事業特別会計決算の補足説明を終わります。よろしくお願

たします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

討論を終結します。

これより議案第53号を採決します。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

異議なしと認めます。議案第53号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号 令和2年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（太田 明雄君）

議案第54号 令和2年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について補足説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害を有すると認められる方を対象とした医療制度で、県内全市町村が加入する青森県後期高齢者医療広域連合が運営するものであります。本会計は、広域連合と連携し、保険料の収納事務などを行う特別会計であります。

令和2年度末の被保険者数は、75歳以上が2,083人、65歳以上74歳未満が72人で、合計2,155人となり、昨年度から53人の減となっております。

173ページをお開き願います。本会計の決算は、歳入総額1億4,308万3,000円、歳出総額1億4,166万7,000円で、歳入歳出差引額141万6,000円を令和3年度へ繰り越すものでございます。

174、175ページをお開き願います。歳入についてご説明申し上げます。1款1項1目後期高齢者医療保険料でございますが、被保険者2,299人分の徴収保険料でございます。

1節現年度分特別徴収保険料は、調定額6,492万7,000円に対し、収入済額は6,501万円となっております。収入未済額がマイナス8万3,000円となっておりますが、これは死亡により過誤納となった保険料で、相続人へ返還するものでございます。

2節現年度分普通徴収保険料は、調定額2,698万3,000円に対し、収入済額は2,652万9,000円となっております。13名分、45万3,000円が収入未済となっております。現年度分保険料の徴収率は、特別徴収及び普通徴収保険料を合わせ99.60%となっております。

3節滞納繰越分普通徴収保険料でございますが、調定額91万1,000円に対し、収入済額は35万5,000円でございます。今後も引き続き収納率向上に努めてまいります。

3款1項1目繰入金は、特別会計に係る事務費及び広域連合の共通経費の当町負担分として、事務費繰入金827万5,000円と低所得者等の保険料軽減分の公費負担分として保険基盤安定繰入金4,245万1,000円を一般会計から繰り入れたものでございます。

4款1項1目繰越金は、令和元年度からの繰越金でございます。

176、177ページをお開き願います。6款1項1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は、税制改正に対応することを目的した後期高齢者医療システムの改修に対して交付された補助金でございます。

178、179ページをお開き願います。歳出についてご説明申し上げます。1款1項1目一般管理費でございますが、特別会計の事務に要した経費と18節の青森県後期高齢者医療広域連合への負担金が主なもので、歳出全体の99.8%を占めております。

18節の広域連合共通経費負担金556万3,000円は、広域連合の組織運営に係る費用を加入市町村の均等割、人口割、高齢者人口割により負担したものでございます。後期高齢者医療保険料負担金9,238万6,000円は、町が徴収した保険料を負担金として広域連合へ納付したものでございます。保険基盤安定負担金4,245万1,000円は、保険料の7割、5割、2割を軽減した分について公費負担するもので、県が4分の3、町が4分の1を負担し、広域連合へ負担金として納付したものでございます。

2項1目徴収費は、保険料の徴収事務に要した経費でございます。

以上で後期高齢者医療特別会計の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

討論を終結します。

これより議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

異議なしと認めます。議案第54号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第55号 令和2年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（太田 明雄君）

議案第55号 令和2年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について補足説明申し上げます。

本会計は、40歳以上の方が加入者となり、介護が必要となった場合においても住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、老後の安心を社会全体で支え合う介護保険制度の事業収支を経理するため、介護保険法に基づき設置した特別会計でございます。

令和2年度末の65歳以上の第1号被保険者数は4,029人で、前年度末より16人の減となっております。また、要介護認定者数は782人で、前年度に比べ24人の増となり、第1号被保険者数に占める認定者数の割合を示す要介護認定率は19.4%で、前年度より0.7ポイント増加しております。今後も介護予防の取組を通じ、要介護認定率の減少に努めてまいります。

184ページをお開き願います。令和2年度決算は、第7期介護保険事業計画最終年度の決算であり、歳入総額は前年度より3,187万2,000円増の17億9,928万4,000円、歳出総額は前年度より1,884万8,000円増の17億3,523万6,000円、歳入歳出差引額6,404万8,000円となっております。このうち2,135万9,000円を介護保険給付費準備基金へ積立てし、残額4,268万9,000円を令和3年度に繰り越すものでございます。

185、186ページをお開き願います。歳入の主なものについてご説明申し上げます。1款1項1目第1号被保険者保険料でございますが、1節現年度分特別徴収保険料は、調定額2億9,221万8,000円に対し、収入済額2億9,232万8,000円でございます。収入未済額はマイナス11万円となっておりますが、これは第1号被保険者が保険料を納付した後に死亡により過誤納となった保険料で、相続人へ還付するものでございます。

2節現年度分普通徴収保険料は、調定額2,421万9,000円に対し、収入済額は2,194万6,000円で、42名分、227万2,000円が収入未済となっております。令和2年度における現年度分特別徴収保険料、普通徴収保険料の調定額の合計は、前年度より1,405万8,000円少ない3億1,643万7,000円となっており、収納率は99.3%となっております。

3節滞納繰越分普通徴収保険料は、調定額564万円に対し、収入済額は103万2,000円で、収納率は18.3%となりました。公平な負担の観点から、今後も引き続き徴収に努めてまいります。なお、不納欠損額248万1,000円は、介護保険法第200条第1項の規定に基づく時効により徴収権が消滅した40名分の保険料でございます。

3款国庫支出金は4億5,829万9,000円で、歳入全体の25.5%を占めております。

1項1目介護給付費負担金は、介護給付に要した費用に対し、交付されたものでございます。

2項1目調整交付金は、75歳以上の高齢者の割合や所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料基準額の格差調整のために交付されたもので、保険給付費支払い額に対し、交付されたものでございます。

2目、3目の地域支援事業交付金は、介護予防・生活支援サービス事業、介護予防ケアマネジメント事業、介護予防教室や生き生き教室などの一般介護予防事業、家族

介護支援事業などの包括的支援事業・任意事業の費用に対し、国から交付されたものでございます。

4目介護保険事業費補助金は、介護報酬改定等に伴うシステム改修補助金でございます。

187、188ページをお開き願います。5目保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する市町村の取組を推進するため交付されたものでございます。

6目介護保険保険者努力支援交付金は、介護予防、健康づくりに資する市町村の取組を重点的に支援するため交付されたものでございます。

7目介護保険災害等臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる介護保険の第1号保険料の減免に対する財政支援として国から交付されたものでございます。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、介護給付に要した費用の額の27%分が支払基金から交付され、2目地域支援事業支援交付金は、介護予防事業に要した費用の同じく27%分が支払基金から交付されたものでございます。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金は、介護給付に要した費用に対し、県から交付されたものでございます。

2項1目及び2目の地域支援事業交付金は、国庫支出金と同様、介護予防事業、生活支援サービス事業に要した費用と、一般介護予防事業並びに包括的支援事業・任意事業費用に対し、県から交付されたものでございます。

189、190ページをお開き願います。7款1項1目繰入金でございますが、介護給付費の12.5%、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%、包括的支援事業・任意事業費の19.25%、低所得者保険料軽減額、職員給与費及び事務費等に係る分を一般会計から繰入れするとともに、保険給付費の財源不足分を準備基金の取崩しにより繰り入れしたものでございます。

ここまでご説明申し上げました歳入のうち、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の総額は11億5,297万1,000円で、歳入決算額の64.1%、繰入金2億8,661万8,000円は15.9%で、これらが歳入全体の80.0%を占めております。

8款1項1目繰越金は、令和元年度からの繰越金でございます。

9款諸収入、2項1目介護予防サービス計画費収入は、要支援認定者のケアプラン275件分の介護予防計画作成収入でございます。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。193、194ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、12節委託料の介護保険システム改修委託料342万1,000円は、介護報酬改定等に伴うシステム改修費用であります。

2項1目賦課徴収金は、介護保険料徴収に要した事務的経費のほか、22節の保険料還付金10万9,000円でございます。

195、196ページをお開き願います。3項1目介護認定費は、介護認定手続に要した経費で、11節役務費の中にあります手数料と介護認定等の手続に必要となる主治医意見書作成委託料121万7,000円と、18節の介護認定審査会に係る八戸地域広域市町村圏事務組合負担金252万5,000円が主なものでございます。

次に、2款保険給付費は、要介護、要支援者の介護サービス給付費であり、その総額は16億353万8,000円で、歳出全体の92.4%を占めております。令和2年度は、サービス受給者数等の増加により、前年度から6,547万5,000円の増となっております。

1項介護サービス費は、要介護1から5に認定された方々への介護サービスに要した経費でございます。

1目居宅介護サービス給付費は、在宅介護者のホームヘルパー訪問介護、通所サービス等の利用、1万533件分の給付費でございます。

2目地域密着型介護サービス給付費は、グループホーム等の利用、765件分の給付費でございます。

3目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホーム、老人保健施設等の施設入所、2,106件分の給付費でございます。

4目居宅介護福祉用具購入費は、ポータブルトイレや入浴補助用具等、20件分の購入費負担金でございます。

5目居宅介護住宅改修費は、廊下やトイレなどの手すり取付け等、8件分の改修費負担金でございます。

6目居宅介護サービス計画給付費は、介護サービスの利用計画作成、5,483件分の給付費でございます。

2項介護予防サービス費は、要支援1、2に認定された方々への介護予防サービスに要した経費でございます。

主なものといたしまして、1目介護予防サービス給付費は、通所リハビリ等、311件分の給付費でございます。

197、198ページをお開き願います。3目介護予防福祉用具購入費は、シャワーチェアなど2件分の購入費負担金でございます。

4目介護予防住宅改修費は、廊下やトイレなどの手すり取付け等、1件分の改修費負担金でございます。

5目介護予防サービス計画給付費は、ケアプラン作成、274件分の給付費でございます。

3項1目高額介護サービス費は、利用負担が一定の額を超えた分について高額介護サービス費を支給したもので、3,596件分の負担金でございます。

3目高額医療合算介護サービス費は、介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合、限度額を超えた分の利用者負担分を支給したもので、151件分の負担金でございます。

4項1目特定入所者介護サービス費は、要介護者で住民税非課税などの低所得の人が施設を利用した場合の居住費と食費の利用者負担限度額を超えた分を給付したもので、1,968件分の負担金でございます。

199、200ページをお開き願います。5項諸費、1目審査支払手数料は、介護サービス事業所などからの請求に関する審査事務を青森県国民健康保険団体連合会へ委託し、1万9,341件の審査を行った手数料でございます。

3款地域支援事業費は、地域で生活する高齢者が要支援、要介護状態にならないよう介護予防を推進するとともに、要介護状態になっても可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業に要した経費でございます。

1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、平成29年度から訪問介護予防サービス並びに通所介護予防サービスが介護予防・生活支援サービス事業へ移行したことに伴い支給されたもので、589件分の負担金でございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費は、町の包括支援センターの運営に要した経費であり、人件費や事務経費が主なものでございます。

12節、介護予防サービス計画作成委託料136万5,000円は、要支援1、2の認定を受けた方など、314件分のケアプラン作成委託料でございます。

2項1目一般介護予防事業費は、通所介護予防、生き生き教室や、いきいき百歳体操を取り入れた住民主体の通いの場などの事業に要した経費でございます。

201、202ページをお開き願います。12節委託料のうち、通所型介護予防事業委託料は、要介護状態になるおそれの高い高齢者を対象とした生き生き教室の事業に要した経費であります。また、運動指導委託料は、いきいき百歳体操を取り入れた住民主体の通いの場の活動の支援のため、理学・作業療法士の派遣に要した経費であります。

3項1目任意事業費は、認知症施策、地域ケア会議、高齢者在宅支援、家族介護支援事業などに要した経費でございます。

1節報酬は、認知症の早期診断、早期相談対応のために設置している認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援検討委員会委員の報酬であります。

12節委託料の各事業は、高齢者の日常生活を支援するための事業であり、1行目のみまもり配食サービス事業591万5,000円は、利用者124人に延べ1万3,353食を提供したものであります。2行目の高齢者外出支援サービス事業260万8,000円は、利用者99人に延べ1,659回の送迎サービスを実施したものであります。3行目の除雪支援サービス事業22万3,000円は、78世帯に延べ254回の除雪サービスを提供したものであります。4行目のほのぼの見守りネットワーク事業423万6,000円は、地域に住む独り暮らしの高齢者や高齢夫婦への声かけや安否確認のための訪問を延べ6,064日実施したものであります。

19節では、高齢者を介護している家族を支援するための給付事業を行っており、家族介護用品給付費381万6,000円は59人に対し月額6,500円相当分の給付を行ったものであり、家族介護支援金109万円は22人に対し月額5,000円の給付を行ったものであります。

以上で介護保険特別会計の補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

佐々木委員。

○佐々木 和志委員

ページでいうと199ページの介護予防事業に含まれるかと思えますけれども、補足説明の中で第1号被保険者における介護認定率が19%強ということで、前年度対比で2.数%上がったという説明がありました。第1号被保険者数の総数からいっての2.2%を超えるというのは、結構高い数字だなというふうな印象を受けました。この介護認定率19%強という数字というのは、前年度から2.数%上がる、もしくはこの数字の上下の推移というのは通常この幅で動いたりするものなのかどうか。担当課のほうでは19%が高いのか、それとも想定の中の数字なのか、どのように捉えているのかというのがまず1点。

あとは、令和2年度においてはコロナ禍でありました。その中で様々な介護予防実施に当たり、どのような影響があったのか、またそれが介護認定率に影響を及ぼしているか。

その2点お願いしたいと。

○健康推進課長（太田 明雄君）

まず、令和2年度末の要介護認定率、こちらをもう一度お答えいたしますが、19.4%でありまして、前年度より0.7%の増でございます。この認定率であります。平成25年度におきましては22.8%でございました。しかし、通いの場におけるいきいき百歳体操や介護予防事業等の取組によりまして、5年連続減少いたしまして、平成30

年度は17.9%となっており、令和元年度からまた上昇傾向に転じており、令和元年度は18.7%となり、令和2年度は19.4%となったものでございます。

この要因といたしまして、1つ健康推進課で考えておりますのは、85歳以上の高齢者人口が増加しているというところでございます。平成30年4月現在の85歳以上の人口が747人でしたが、直近、令和3年4月現在が820人ということで、3年間で73人増加となっております。これに伴って認定者数が平成30年4月時点で743人であったものが、令和3年4月において794人ということで51人増となっているというところで、こちらは1つ、認定率が上昇している要因というふうに分析をしているところでございます。

介護予防の取組とコロナの関係というのは、はっきりと分析はできておりません。実際は、昨年度も1か月程度、緊急事態宣言が発令されたのに合わせて通いの場の活動自粛というものはお願いをしておりますが、それ以降におきましては活動は再開はしているものの、やはりコロナの影響もあってか、通いの場への参加者数というものが減っているというのは確かでございます。ただ、やはり一番大きな理由は、今申し上げましたとおり介護ニーズの高い85歳以上人口が増えたことによるものではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○佐々木 和志委員

分かりました。ちょっと数字聞き間違えて申し訳ありません。ただ、介護認定者の増加というものが、単なるお金だけの話ではないですけれども、やっぱり将来的に町の財政に大きな影響を与えていくものだというふうに思います。ですから、介護予防が重要な取組であるという考えから伺いました。

先ほど補足説明の中で介護認定率が上昇したがゆえに、今後は介護予防に対して力を入れていくという説明があったのですけれども、今時点で新規の介護予防事業等、何かしら新しいものを考えているか、ちょっとそれだけお願いしたいと思います。

○健康推進課長（太田 明雄君）

先ほど申しましたとおり、平成26年度から始めたいきいき百歳体操、こちらは住民主体の通いの場で行っていたと、それが非常に効果があるということがこれは実証されておりますので、これを継続していくということがまず1つございます。

もう一つは、令和元年度におきまして健康とくらしの調査というものを実施いたしました。これは、千葉大学をはじめとする全国の国立大学であるとか研究機関が中心となって行っているプロジェクトでありまして、全国の63の自治体もこれに参加しているということで、当町も参加してございます。近隣であれば八戸市とか十和田市、南部町等々もこちらの調査に参加をいたしました。その結果を現在近隣自治体が共同で分析をすると、共同研究会というものを今年度から開催をしております。それぞれが地域課題を分析し、今後の効果的な介護予防事業を展開していくこととしておりますので、まずは地域課題、どのようなものが今問題になっているかというところを分析して、それに基づいた効果的な事業というものを行っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○佐々木 和志委員

大変厳しいことを言うようであれですけれども、私たちが評価するのは数字上でし

か評価できないわけであって、令和2年度の認定率19.4%を今年度、来年度、とにかく数字を下げていただけるような取組をお願いしたいと思います。答弁はいいです。

○竹原 義人委員

202ページの3款3項1目であります。先ほど来説明を聞いておりますが、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、これは様々な項目においてそういう言葉が出てきますけれども、通り慣れたとか、当然最後のとりでだと思っています。健康推進課の皆さんには、本当に最後の頼りというような感じの方々が多いと思いますけれども、みまもり配食サービスとか、高齢者外出支援サービス、除雪支援サービスとか、ほのぼの見守りネットワーク、たくさんの事業を行っていますが、この中で独り暮らしの方とかと分けた資料等あるのか。独り暮らしの方が特に見守りが必要であり、生き生きの様々な支援、プロジェクトといいますか、そういうのを必要としているのではないかと思います。介護になっている方が元年よりも2年が相当数増えておりますので、それら独り暮らしの方が分かるのかどうかという。

それと、ほのぼの見守りネットワーク、訪問日数の延べが6,064日とありますけれども、その中で緊急事態等に遭遇したことがあるのか。このネットワークにおいて、どういう事案があったのかお聞かせください。

○健康推進課長（太田 明雄君）

まず、任意事業の委託料、みまもり配食等々の事業の中で独り暮らしの方はどのぐらい利用されているかというところがございますが、ただいまそのような資料がちょっとございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思いますが、町の65歳以上の高齢単身者世帯というのは、こちらは平成27年の国勢調査の数字になりますが、554世帯ということとなっております。この方、もちろん元気な方もおります。皆が皆そういったサービスが必要ということではございませんが、このような状態となっているところでございます。

ほのぼの見守りネットワークの事業、こちらで何か緊急事態というところの報告というものは入ってございません。ただ、これに限らず民生委員の方であるとか、町内会長のほうから、近くの高齢者、独り暮らしの方がちょっと具合が悪そうだと、例えば先日もあったのですが、非常に暑い日、家の窓が開いていない、カーテンが閉め切った状態だと、ちょっと様子を見てほしいということで保健師のほうの様子を見に行ったり、必要があれば救急車を呼んだということも今年も1件ございますので、ほのぼの見守りネットワークに関しては、昨年度も特にそういった緊急事例というのはございませんが、そのような町全体のいろんな情報の中で複数の方々の目によって見守りをいただいているというところがございます。

以上でございます。

○竹原 義人委員

6,000回といえば相当な数ですので、二、三割は遭遇していると私は思ったのだけれども、幸いでした。

あとは、なぜ独り暮らしの方と、特にそういう方が話し相手がないという、話し相手が欲しいというお話をよく聞きますので、傾聴ボランティアとか、そういう感じのが今必要な事業ではないかなと思うのから、お話をさせていただいておりますけれども……佐々木委員とダブりますので、さっきあるのかと言った、もう聞いてしまっていますので。いきいき百歳体操は、私もこの会場に行って体操をもちろんしますが、

仲間と話ができるというのが、聞いたところによればそういうコミュニケーションが取れるというので通っているという方が多いようでありますので、幾らでもコミュニケーションが取れる、できれば傾聴ボランティア等の新しい取組にも発展していければいいなと思っております。何かあったら、課長、答弁をお願いします。

○健康推進課長（太田 明雄君）

ただいま竹原委員がおっしゃったとおり、全くそのとおりと思います。人と接する機会が今コロナの影響で非常に減っていると。そういった社会的なつながりがなくて、特に独り暮らしの方に限らず、高齢者の方々がフレイルと申しますけれども、要介護手前の状態、非常に虚弱な状態になるのではないかとということが懸念されます。当町におきましては、幸い通いの場の事業は続けておりましたが、ただ今県に合わせ少し活動の自粛をお願いしたところでございますが、今後もそのような高齢者の方々が話をできる、生き生きと暮らせる、あとは趣味とかそういったものでフレイル状態にならないことにつながるような事業をしていきたいと、戦略的な施策を展開していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○竹原 義人委員

よく頑張っているなど評価いたします。私が先般……1つだけ事例を最後に申し上げますが、独り暮らしの方が、一人ですので、東京から電話が来ました。電話連絡つかないということで、うちの母親に連絡つかないのだ、3日連絡つかない、行ってみしてくれないかということでしたので、行ってみたのですが、鍵が全部かかっている。夜ですので、車がありました。私は、どうにもできませんので、警察に行きました。そして、警察官立会いの下で、警察官が入ってくれましたけれども、結果的に亡くなっていました。そういうふうに訪問というのを、やはりそういう非常事態があると思っておりますので、そういう点で活動が多分これなかなか難しいと思っております。一人で行くわけにもいかないだろうし、相当予算もかかるとも思いますが、そういう事例がありましたので、しっかりと見守りネットワーク、緊急通報サービスとかやっておりますけれども、緊急通報もそれ行けない場合があると思っておりますので、それらのこともしっかりと対応できるように。そこまでは対応は難しいですけれども、きめ細かな、最後のとりでを守るように、よろしくお願いたします。

○町長（松尾 和彦君）

ただいま竹原委員からご要望のありました見守り、町のほうではご存じのこともあるかと思いますが、郵便局であるとか、いろんな関係企業、団体とも今そういう包括の協定を結んでおります。ですので、これまでは各所との包括協定ということでお願いをしておりますが、今後はさらに連携を深めて情報を収集し、早くそういう対応ができるように町のほうとしても工夫していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○柳 圭太委員

竹原委員と同じ項目になってしまっていて大変失礼かと思うのですが、202ページの3款1項12節、ほのぼの見守りネットワーク事業委託料について少しお尋ねをいたします。

延べの日数で6,064日というふうに書かれてはいるのですが、では昨年活動日数はまずどれくらいだったのか。そして、現時点ではどれくらい活動されているの

かというのがまず1点。

何人体制でこれを活動されているのかというのが2点。

もし1か月の単位で活動されているのであれば、それは1か月大体どれぐらい活動されているのかというのが3点。

この3点、ちょっとお伺いいたします。

○委員長（千葉 有子君）

暫時休憩いたします。

（午後 2時21分）

休 憩

（午後 2時22分）

○委員長（千葉 有子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

健康推進課長。

○健康推進課長（太田 明雄君）

令和2年度のほのぼの見守りネットワークの関係でございますけれども、こちらの事業といいますのは町内会長の推薦を受けたほのぼの交流協力員、こちらの方が週1回程度訪問や声かけなどの見守り活動を実施するという事業でございます。このほのぼの交流協力員の人数が令和2年度で117人ということで、この方々が活動して報告が上がってきた日数といいますのが合計6,064日ということで上がってきたものでございます。ちなみに、見守り対象者数は159人となっております。

以上でございます。

○柳 圭太委員

承知いたしました。週1回の見守りというのであれば、それをさっき竹原委員が非常に心配していたような万が一の事態を避けるためにも、週1の見守りというのをさせていただいて、町内との連携というのをもう少し密にさせていただいたほうがいいのかというふうに私自身は感じたので、この数というのを質問させていただきました。承知いたしました。

以上です。

○委員長（千葉 有子君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

討論を終結します。

これより議案第55号を採決します。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

異議なしと認めます。議案第55号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号 令和2年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（馬場 均君）

議案第56号 令和2年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について補足説明申し上げます。

本特別会計は、加入する被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関する保険給付や、生活習慣病予防に向けた健康づくりを行う事業に要した経費となります。

初めに、国民健康保険被保険者数、加入世帯数についてご説明申し上げます。令和3年3月末の被保険者数は、総人口の28.4%に当たる2,729人で、前年度末に比べ117人の減となっております。加入世帯数は全世帯の38.4%に当たる1,620世帯となっております。

203ページ、204ページをお願いいたします。歳入総額12億9,926万2,000円、歳出総額12億7,550万8,000円、歳入歳出差引総額2,375万4,000円のうち、地方自治法第233条の2及び三戸町国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例第2条の規定に基づき、1,021万2,000円を基金に積立てし、残りの1,354万2,000円を令和3年度へ繰り越しております。歳入の決算額は昨年度に比較して2,886万3,000円、2.2%の減、歳出は396万3,000円、0.3%の減となりました。昨年度に比べ1人当たりの一般療養給付費は1万9,869円の増、1件当たりの金額も昨年度より2,195円増加しております。平成28年度以降令和元年度までは減少傾向でありましたが、昨年度はがんや腎臓病等の医療費が高額となる病気による受診者が増えたこと等によりまして増額になったものと考えております。

208ページ、209ページをお願いいたします。歳入ですが、1款1項国民健康保険税全体の収納状況は、調定額3億2,293万6,000円に対し、収入済額2億8,007万7,000円となり、収納率は昨年度より0.3%増の86.7%となっております。国保特別会計歳入全体に占める国民健康保険税の割合は21.6%でありました。また、不納欠損額は34人、282万2,000円、収入未済額は前年度より273万4,000円少ない4,003万6,000円となっております。

決算書では、1目一般被保険者国民健康保険税と2目退職被保険者等国民健康保険税に分かれ、それぞれが医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年課税分と滞納繰越分に分かれておりますが、説明は現年課税分と滞納繰越分とにまとめた額で申し上げます。

現年課税分は、調定額2億8,115万4,000円、これに対し、収入済額は2億6,453万7,000円で、現年度の収納率は94.1%となっております。令和元年度と比較いたし

まして、調定額で708万8,000円、収入済額で789万9,000円の減となっております。

滞納繰越分は、調定額4,178万3,000円に対して収入済額が1,554万円、収納率は37.2%でありました。令和元年度と比較しますと、調定額で391万2,000円、収入済額で63万8,000円の減となっております。国民健康保険税の収納対策は、町税と同様に月末2日間の夜間納税相談窓口の開設、滞納者への戸別訪問や電話催告等を行っております。

3款1項1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金211万2,000円は、社会保障・税番号制度のインフラを活用したオンライン資格確認等システム等の整備に要する経費に対する補助金であります。

2目災害等臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する保険料の減免による減収分に対する補助金であります。

210ページ、211ページをお願いいたします。4款1項1目保険給付費等交付金8億5,684万3,000円は、医療費と特定健診を含む保健事業等の財源となるものです。

1節普通交付金8億1,404万6,000円は医療費分であり、2節特別交付金は三戸中央病院での機器購入等に係る特別調整交付金分1,091万4,000円と、医療費適正化や健康づくり事業の取組に対する評価により交付された県繰入金等であります。

5款財産収入は、国保財政調整基金の利子収入であります。

6款1項1目一般会計繰入金1億2,660万7,000円は、国保税の2割、5割、7割軽減分を補填する保険基盤安定繰入金保険税軽減分と国保税軽減世帯を多く抱える保険者を支援する保険者支援分、職員人件費等のルールに基づいた一般会計からの繰入金であります。

6款2項1目国保財政調整基金繰入金は、当初852万3,000円を見込んでおりましたが、前年度繰越金が増えたことから、基金を取り崩す必要がなくなったものであります。

7款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金2,583万4,000円であります。

8款3項1目第三者納付金177万7,000円は、保険給付の対象外となる交通事故を原因とした保険給付済み分が損害保険会社から補填されたものであります。

8款3項2目返納金、一般被保険者返納金32万8,000円は、国保の資格喪失後に受診した医療費の保険者負担分について返還を受けたものであります。

214ページ、215ページをお願いいたします。続きまして、歳出をご説明いたします。歳出、1款1項1目一般管理費は、職員人件費が主なものであります。

24節積立金は、国保財政調整基金に1,070万2,000円を積み立てたものであります。

27節繰出金は、歳入で保険給付費等交付金を受けた機器購入分を三戸中央病院特別会計に繰り出したものであります。

2項1目賦課徴収費は、国保税の徴収に要した事務費であります。

10節需用費のうち、印刷製本費26万9,000円は、納税通知書の印刷に要した経費であります。

11節役務費の手数料17万4,000円では、コンビニ収納手数料15万7,000円が主なものとなっております。コンビニ収納件数は2,336件で、前年度より592件増加しております。

次のページにまたがりませんが、18節負担金補助及び交付金は、市町村総合事務組合滞納整理機構へ移管した徴収業務に対する負担金77万4,000円、納税貯蓄組合の各単位組合への事務費補助金166万1,000円、納税貯蓄組合連合会に対する補助金24万8,000円となっております。

22節償還金利子及び割引料204万円は、減額更正された過年度国保税に対する還付

金であります。

3項1目運営協議会費は、委員12人分の報酬が主なものであります。

2款1項療養諸費及び2項高額療養費は、保険給付のほか、柔道整復やコルセット、補装具の購入、高額療養費の支払いに要した経費であります。

1目一般被保険者療養給付費7億377万円は4万1,609件分、2項2目の一般被保険者高額療養費9,984万3,000円は3,259件分の支払いになります。

218ページ、219ページをお願いいたします。3項1目出産育児一時金の18節負担金補助及び交付金504万円は出産12件分、4項1目葬祭費の18節負担金補助及び交付金80万円は16件分の支払いに要した経費であります。

3款国民健康保険事業費納付金ですが、国民健康保険は平成30年度から県が保険者として加わり、市町村と共同運営しております。県は、市町村から納付金を集め、それに国、県の負担金や交付金を加えて、保険給付に必要な費用を市町村に支払うこととなっております。負担額は、県がこれまでの実績を基に算定しており、1項医療給付分、2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分の合計3億8,482万6,000円を県に支払っております。

220ページ、221ページをお開きください。5款1項1目保健衛生普及費と2目疾病予防費は、年6回実施している被保険者への医療費通知とレセプト点検の委託料であります。

2項1目特定健康診査等事業費は、12節の特定健康診査委託料856件分、人間ドック健康診査委託料128件分、特定健診受診率向上事業委託料1,601件分が主なるものであります。特定健診受診率向上事業は、新規事業として実施したものであり、人工知能を活用した分析結果に基づき、未受診者の特性に応じた受診勧奨を行ったものであります。

3項1目健康づくり費は、保健協力員56人への記念品が主なるものであります。住民の健康増進のため、町内会等地域組織や保健協力員との共同による地域健康教室を38回、特定保健指導に係る健康教室を12回開催するとともに、特定健診の受診率向上など、住民の健康づくり事業に取り組んでおり、今後も継続して実施してまいります。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

討論を終結します。

これより議案第56号を採決します。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(千葉 有子君)

異議なしと認めます。議案第56号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号 令和2年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長(沼澤 修二君)

議案第57号 令和2年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計歳入歳出決算認定について補足説明申し上げます。

232ページをお願いいたします。初めに、令和2年度における事業の概況についてお知らせいたします。令和2年度は、常勤医師7名による総合診療科、内科、整形外科の外来、入院診療及び耳鼻咽喉科、眼科、小児科等の非常勤科による外来診療並びに24時間体制の二次救急、僻地巡回診療、訪問診療を実施いたしました。

経営面におきましては、病床規模の適正化を図り、効率的な病院経営に努めるため、入院病床を142床から46床廃止し、令和2年7月1日から96床にしております。

新型コロナウイルスの感染拡大により、全国的に病院経営が影響を受ける中、当院も同様でございましたが、新型コロナウイルス感染症関連の補助金、へき地医療拠点病院設備整備費補助金の有効活用により、診療材料、医療用備品の整備、老朽化した医療器械を更新することができました。

経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、今後も地域医療の発展のため、医療従事者の確保に努めるとともに、効率的な病院経営により、地域の皆様に信頼され、満足のいく病院となるよう努力してまいります。

それでは、決算報告についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、224ページ、225ページにお戻り願います。(1)、収益的収入及び支出でございます。まず、収入でございますが、第1款病院事業収益の決算額は17億5,588万5,000円となっております。内訳でございますが、第1項医業収益は入院及び外来収益などで12億2,393万4,000円、第2項医業外収益は地方公営企業法に基づく一般会計からの繰入金などで4億3,359万7,000円、第3項特別利益は9,835万4,000円となっております。

次に、支出でございますが、第1款病院事業費用の決算額は17億8,687万1,000円となっております。内訳でございますが、第1項医業費用は給与費や材料費などで16億8,382万2,000円、第2項医業外費用は企業債の利子償還金などで6,046万8,000円、第3項特別損失は4,258万円となっております。

以上が収益的収支及び支出の概要でございます。詳細につきましては、後ほど収益費用明細書のページでご説明申し上げます。

226ページ、227ページをお開き願います。(2)、資本的収入及び支出のうち、収入でございますが、第1款資本的収入の決算額は3億7,651万円となっております。内訳でございますが、第1項企業債1億1,880万円は、医療機器購入のため2,620万円並びに新型コロナウイルス感染症の影響による減収見込み分として9,260万円を借り入れたものでございます。第2項負担金1億8,888万6,000円は、地方公営企業法に基づく一般会計からの繰入金1億8,525万円、国民健康保険特別会計からの繰入金363万6,000円でございます。第3項貸付金返還金60万円は、医療要員奨学金貸与者1人

分の返還金でございます。第4項補助金6,492万4,000円は、国、県からの補助金で、へき地医療拠点病院設備整備費補助金4,730万円、新型コロナウイルス感染症対策設備等整備事業費補助金1,181万4,000円が主なるものでございます。第5項固定資産売却代金330万円は、エックス線CT装置の更新に伴う旧装置の売却代金でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出の決算額は3億7,864万4,000円となっております。内訳でございますが、第1項建設改良費1億5,845万9,000円は、医療機器の購入費などで国、県の補助金を活用し、エックス線CT装置、ベッドサイトモニター、陰圧式エアータントなどを整備しております。第2項企業債償還金2億2,018万4,000円は、これまでに借り入れた企業債18件のうち、元金償還中の14件分の償還金でございます。

228ページをお願いいたします。損益計算書は、会計期間の経営成績を示す決算書となっております。令和2年度は、下から3行目、当年度純損失に記載のとおり3,098万5,000円の赤字決算となっております。

229ページをお願いいたします。剰余金計算書、欠損金処理計算書でございます。令和2年度末の未処理欠損金は16億7,346万8,000円となっております。

230ページ、231ページをお開き願います。貸借対照表は、資産、負債、資本を表す表となっております。

232ページ、233ページをお願いいたします。事業報告につきましては、冒頭でご説明申し上げましたので、割愛させていただきます。

234ページをお願いいたします。(1)の業務量でございますが、令和2年度の診療日数は、入院365日、外来243日でございます。まず、入院でございますが、一般病床患者数は1万2,257人で、前年度比1,917人の減、料金収入では5,820万1,000円の減となっております。療養病床患者数は1万1,113人で、前年度比1,329人の減、料金収入では1,606万8,000円の減となっております。次に、外来でございますが、患者数は4万7,023人で、前年度比1,118人の減、料金収入では1,231万2,000円の減となっております。

235ページをお願いいたします。イの科別患者数でございますが、入院では内科が2万651人で全体の88.4%を占め、整形外科が2,719人で11.6%となっております。整形外科は、令和元年10月から常勤となっており、令和元年度の構成比は4.2%でございましたので、常勤化の成果が大きく表れております。外来では、患者数が最も多いのは内科の2万4,540人、次に整形外科の9,328人、その次に透析を行っている泌尿器科の4,499人となっております。

ウの病床利用状況でございますが、冒頭でご説明のとおり、入院病床を46床減らし96床にしております。したがって、病床数の行に括弧書きで記載の年間延べ病床数は、一番下に記載の米印の表が基礎となっておりますので、ご承知おき願います。

なお、稼働病床における病床稼働率は、一般病床68.5%、療養病床78.1%で、合計では72.8%となっております。

236ページをお願いいたします。(2)、事業収入に関する事項でございますが、本年度収益の合計は前年度比3.7%増の17億5,071万円で、他会計補助金の増が主なる要因でございます。

(3)、事業費用に関する事項でございますが、本年度費用の合計は前年度比6.7%増の17億8,169万6,000円で、会計年度任用職員制度の開始による給与費の増が主なる要因でございます。

237ページをお願いいたします。(4)、診療以外の医療業務概況は、記載のとおりでございます。

次に、3、会計の(1)、重要契約の要旨でございますが、1件300万円以上の委託契約及び備品購入契約について記載しております。

238ページをお願いいたします。(2)、企業債及び一時借入金の概況でございます。初めに、アの企業債でございますが、令和元年度末の残高は22億1,237万6,000円、令和2年度の借入額は1億1,880万円、償還額は2億2,018万4,000円ございましたので、令和2年度末の残高は21億1,099万2,000円となっております。

次に、イの一時借入金でございますが、令和2年度末の残高は7億8,000万円となっております。

(3)、その他主要な事項につきましては、一般会計繰入金及び国民健康保険特別会計繰入金の使途について、課税仕入れに充当した特定収入と、非課税、不課税仕入れに充当した特定収入以外に分けて記載しております。

239ページ、240ページをお開き願います。キャッシュフロー計算書は、病院経営における資金の流れを表したものでございます。240ページの最後から3行目に記載しております資金減少額2,412万5,000円は、令和2年度に減少した資金額でございます。結果、期末残高は1億4,327万5,000円となっております。

241ページをお願いいたします。収益費用明細書は、236ページの(2)、事業収入に関する事項、(3)、事業費用に関する事項の明細となっております。なお、消費税及び地方消費税抜きの額を記載しております。

初めに、収益の部をご説明申し上げます。病院事業収益は、合計17億5,071万円となっております。主なるものは、2行目、医業収益12億1,946万9,000円で、事業収益全体の69.7%を占めております。前年度比では5.9%の減となっております。医業収益のうち、3行目、入院収益は6億6,483万2,000円、5行目、外来収益は3億9,885万1,000円、合計で10億6,368万3,000円となっております。患者数の減少により、前年度に比べ7.4%、8,505万1,000円の減となっております。入院、外来収益に次いで大きな割合を占めるのが一般会計からの繰入金で、医業収益のその他医業収益欄の一番下の行にございます他会計負担金1億851万6,000円、医業外収益の他会計補助金3億1,478万6,000円、特別利益の他会計繰入金5,961万4,000円など、合計4億8,451万2,000円で、全体の27.7%を占めております。前年度よりも9,712万2,000円の増となっております。

242ページをお願いいたします。費用の部でございます。病院事業費用は、合計17億8,169万6,000円となっております。主なるものは、2行目、医業費用16億4,201万2,000円で、事業費用全体の92.2%を占めております。前年度比では4.5%の増となっております。3行目、給与費は、前年度比5.7%増の10億8,748万8,000円で、事業費用全体の61%を占めております。給与費の次の材料費は、薬品費、診療材料費が主なるもので、新型コロナウイルス感染防止対策の材料や消耗品などの使用の増加により、前年度比11.3%増の1億2,515万6,000円となっております。材料費の次の経費は、光熱水費、燃料費、修繕料、委託料などで、前年度比3.7%減の3億12万9,000円となっております。

以上の結果、令和2年度は病院事業収益17億5,071万円に対し、病院事業費用17億8,169万6,000円で、差引き3,098万5,000円の純損失となっております。

244ページ、245ページをお開き願います。固定資産明細書、企業債明細書でございます。企業債につきましては、238ページの(2)、企業債及び一時借入金の概況に記載の企業債の明細でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（千葉 有子君）

質疑に入ります。

佐々木委員。

○佐々木 和志委員

224ページの収益的収入及び支出において、今年度3,000万円強の赤字ということで、当初に比べれば、コロナ対策の補助金があったにせよ、結果的に当初予算で3億円を超える赤字見込みがこれだけ圧縮されたということは、数字だけ見ればよかったのだろうなというふうには思いますけれども、それと並行して病院の医業の内容がもっと目に見えた形で充実したというような報告があれば本来は理想なのだろうなというふうには思っています。令和2年度に関して特にはないのですけれども、昨年が続いてコロナ禍ですけれども、今年度の経営状況の見通しをどのように見ているかというのが1点。

あと、227ページの、ちょっと数字を伺って申し訳ないのですけれども、資本的収入及び支出において、収入の1款3項の貸付金返還金、これ補足説明を聞き漏らしたかもしれないのですけれども、奨学金の償還ということだと思えるのですけれども、当初予算120万円に対して決算が60万円になっていると、内容をお知らせいただきたいと。

○病院事務長（沼澤 修二君）

ただいまの佐々木委員の2点のご質問にお答えいたします。

赤字予算が令和2年度は随分圧縮されたということで、今年度の見通しはというご質問でございました。現在までのところ医業収益が4月から7月までの4か月間でございますけれども、この間で前年度を医業利益の部分で1,500万円程度上回っておりますので、今後の経営を取り巻く環境によっても左右されてまいりますけれども、新型コロナの再度の爆発的感染拡大等がなく、大きな変化がなく推移すれば、医業収益の増加によって当初予算での赤字幅が圧縮できるものと見込んでおります。あわせて、医業費用の節減によりまして、医業利益ベースでは5,000万円から8,000万円程度の幅で圧縮できるものと見込んでおります。

2つ目の決算書227ページのご質問でございます。貸付金返還金の60万円、当初の予算では120万円ということで見込んでいたところ、60万円という決算であるということでございます。この奨学金、これは看護師等あと医療技術職員等への医療要員への貸付けした奨学金の償還金でございます。当初の予定で2名の看護師から返還予定でありましたところ、1名の看護師から5万円の12月分返還を受けておりまして、もう一人の分につきましては、残念ながら今返還をいただいていないということで、滞納状態であるということになります。これにつきましては、現在貸与を受けた方と連絡を取り合って、再び償還を開始するように努めているところでございます。

以上でございます。

○佐々木 和志委員

医業収益に関しては、頑張ってくださいとしか言いようがないのですけれども、返還金に関して滞納があるということでもありますけれども、2名の方はどちらも看護師ということですので、本来返還せずにそのまま三戸中央病院に勤務していただければ償還の義務は外れるわけで、返せないなりの理由があるのだろうとは思いますが、そのまま三戸中央病院に勤務すればいいようなものを、なぜ滞納までして勤務しないのかを伺いたいです。

○病院事務長（沼澤 修二君）

ただいまの奨学金の償還に関する質問にお答えいたします。

この貸与を受けた方でございますが、奨学金の貸与自体も途中で辞退ということをしておりまして、看護師の免許資格取得後も当院に勤務せずにはほかの病院に勤務したということの経緯がございますので、様々な事情があつてのことだとは思いますが、そういった形で現在も別な病院に勤めておりまして、連絡を今取るようにしておりますので、今後償還については求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○竹原 義人委員

ページ数でいけば237ページであります。備品購入契約に関する事項ということで、新型コロナウイルス感染症関連補助金事業でそろえておりますけれども、たくさんの機器が入りましたけれども、今コロナの対策用のベッド数は何床ありますか。

○病院事務長（沼澤 修二君）

ただいまの竹原委員のご質問にお答えいたします。

当院におきましては、コロナの受入れということでこれまでも準備を進めてまいりました。昨今八戸地域、三八地域において急激に感染者数が拡大してきたということを受けまして、当院においてもこれまで受け入れる予定の病床数をより拡大して受けられるように準備をしてきたところでございます。具体的にこの場で何床というのは差し控えさせていただきますけれども、着々と準備をして受け入れるように万全の体制を整えているところでございます。ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○竹原 義人委員

分かりました。機器もコロナ対策用ということでそろえていますので、今度は万が一発生した場合等、万全の受入れ態勢の訓練等をしっかりと行って、最悪の事態ですけれども、有効に活用できるようにお願いします。

以上、オーケーです。

○栗谷川 柳子委員

ページでいうと241ページ、242ページですが、これ医療ですので、人件費の割合というのは一般的なものと違うのかもしれませんが、経営のコンサルも業務委託されていると思いますので、参考までにお聞かせください。病院事業収益に対しての人件費が62.1%の計算になるかと思うのですが、これは理想のというか、人件費率というのは大体どれくらいなのか教えてください。

○委員長（千葉 有子君）

暫時休憩いたします。

（午後 3時12分）

休 憩

（午後 3時12分）

○委員長（千葉 有子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
病院事務長。

○病院事務長（沼澤 修二君）

ただいまの栗谷川委員のご質問にお答えいたします。

今ご質問の中では人件費率が62.1ということでお聞きしておりましたが、私ども職員給与費対医業収益比率ということで人件費の割合を算定しております、これによりますと現在は77.2ということになってございます。

この比率がどれぐらいで適正なのかというご質問でございますが、提供している医療の内容等によって、これは病院ごとによって異なるというふうに考えておりますが、同規模、同類規模の経営比較分析の中では、令和元年度においては平均値が63.3というふうなのは出ております。ただ、これにつきましても病床数が142の時代での平均でございましたので、今減少しているということでございますので、令和2年度のこういった経営分析をまた見て、平均値を見ながら当院もしっかりと人件費率を必要に応じて下げていくということは課題として考えております。

以上でございます。

○栗谷川 柳子委員

分かりました。

○委員長（千葉 有子君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

質疑を終結します。
討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

討論を終結します。
これより議案第57号を採決します。
本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（千葉 有子君）

異議なしと認めます。議案第57号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で本特別委員会に付託された令和2年度決算認定8件の審査が終了いたしました。委員各位のご協力ありがとうございました。

これをもって決算特別委員会を閉会いたします。

(午後 3時15分)

署 名

委員会条例第27号の規定によりここに署名する。

決算特別委員会 委員長
